

九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学

## 生涯学習研究センター紀要

## 第19号

## 目次

■総説■ 万葉植物2章——山橘と葦附	阿部誠文	1
■原著論文■ 中国人日本語学習者の聴解学習ビリーフについての考察 —長沙学院日本語専攻の学生を中心に—	黄琴 唐艶花	11
初級中国人学習者への日本語長音漢字の指導 —アンケート調査に基づき—	夏俊 丁馮	23
学習の成果を評価・活用する好循環の地域人材育成・活用システムの構築に関する研究 —地域社会の形成に参画し寄与する人材の育成—	古市勝也 ブストス・ナサリオ	33
生涯学習としての新美南吉の読書	荻原桂子	49
末期癌患者の「人生の質」に関する社会学的考察 —ホスピスと代替医療の比較から—	藤原朝洋	61
九州共立大学リコンディショニングルーム活動報告 —傷害予防に着目して—	辰見康剛	73
足趾トレーニングが動的姿勢制御と主観的足関節安定性に及ぼす影響	篠原純司 藤井均 豊瀬崇暢	79

2014年

九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学

## 万葉植物2章——山橘と葦附

阿部 誠文

九州女子大学人間科学部人間文化学科元教授

キーワード：万葉植物・山橘・葦附

## Two plants of Manyoushuu—Yamatachibana and Asituki

Masafumi ABE

Formerly Professor, Department of Humanities, Faculty of Humanities,  
Kyushu Women's University

## 2つの章の初めに

第1章は、山橘を取り上げる。山橘は、藪柑子であるというのが確定的定説である。これを疑い、文献学の限界を感じて乗り越えようとしたのが、文献学に加えて、歌の実態に合うことと、現場を考察し、実物を数年観察することであった。植物は気候に左右され、暖地・寒地・日当り・日蔭・山地・水辺・海浜など気候や地理的条件で育成地が違う。季節も当然考慮した。それらも含めて歌の実態に合うことを研究の方法とした。結果、万葉歌の山橘は在来の日本原生の橘で歌の実態にぴったり合い、藪柑子は、まったく合わないものであった。

第2章は、葦附である。第1章と同じ方法を用いたのは同様である。それに加えて、当然のことながら、歌の作られた状況を考慮した。季節や家持が葦附を実際に見たのか見なかったのか。歌が伝聞推量であれば実際には見ていないし、「水松之類」という注も伝聞推量となる。歌の解釈や注の解釈も違ってくる。

その上で、通説化しているアシツキノリは、雄神川はその生育環境にないことと、雪国の生活実態から葦牙になる前の、葦の根についている芽であることを考察した。注の「水松之類」は、葦の根が枝分れして広がり、水松に形が似ているので、この注がある。

よって、万葉植物の難解植物とされた葦附の実体が明らかになった。

以下の総説は、当センター用の講義録をもとにまとめたものである。

## 第1章、山橘

### (1) はじめに—日本原生の橘への道程

「山橘」には、「藪柑子である」という確定的な定説がある。しかし、『万葉集』の歌では緒に通したりする。藪柑子の実は核に薄皮が覆っているばかりで緒に通せない。また、越中の1月では、藪柑子は雪に埋もれてしまう。ここでは樹高が問題になる。誰も疑問を持たないのが不思議なくらい歌の実態に合わない。それに、『魏志』倭人伝に「薑・橘・椒・囊荷有るも、以て滋味と為すを知らず」<sup>(1)</sup>とある。『古事記』垂仁天皇の条に多遲摩毛理が常世の国から将来した登岐土玖能迦玖能木実。「其の登岐土玖能迦玖能木実は、是れ今の橘なり」<sup>(2)</sup>とある。『魏志』は、およそ3世紀であるから、垂仁天皇の時代より遙かに古い。古来から日本に原生していた橘があるはずである。その疑問を持つてから、もう30年が過ぎた。『万葉集』の諸注、『古語辞典』類、万葉植物の研究書類、『植物辞典』類、『植物図鑑類』ほとんどすべて山橘イコール藪柑子であった。辞典類は定説を記すものだから致し方ないとしても、平安時代以降の和歌・随筆・物語などの文学作品の山橘も藪柑子と解釈されていた。私は定説の壁を感じ、文献学の限界を感じた。万葉時代から現代までの山橘は藪柑子の異称とされている。

文献探索を諦め、万葉歌では、緒を通して縊にして頭に載せたり、手に巻いたりする歌がある。それには2cm以下がよい。和歌山や熊本の小蜜柑、韓国の市場で3cmの蜜柑を見つけ、その産地の済州島に行ったこともある。金柑、枳殻カラタチの類も見、通年蜜柑や橘も観察した。蜜柑や橘は、小さいうちに落ちるものがある。『万葉集』には「置きて枯らしみ あゆる実は 玉に貫きつつ」(18-4111)と落ちた橘の実で縊を作った歌もある。橘は少しずつ花が咲いてゆく。その咲く時期によって実の大きさが異なり3cmくらいで熟すものもある。しかし、これらは、古来から自生していたと思われる橘ではない。

疑問を抱いて20数年経ったある時、「柑子」という植物が、平安時代以降の文献に見られ、和歌や俳句に詠まれている。それは、明治になっても現代になっても同様である。万葉時代と、あるいは平安時代と同じものかどうかをみると、『万葉集』には、橘(68首)と山橘(5首)と枳殻(1首)と阿

倍橋（1首）の四種の柑橘類が詠われ柑子はない。平安初期には文芸作品には柑子が登場する。江戸時代には柑橘類の総称とするなど紛れはあったものの区別して、小柑子、日輪柑子、包柑子（丸葉柑子）、鬼柑子などの柑子をさし、他の柑橘類とは区別しており、柑子としては同類のものをさしたようである。私は、「山橋」にばかり捉われていたけれども、探し求めていたものは、じつは柑子ではなかったかと、思い始めた。それは、たとえば椿が山椿と呼ばれ、藪椿と呼ばれるようなもの。常世から将来された橋に対して在来種の橋が山橋と呼ばれるようになった。『万葉集』には、橋と山橋の語しかない。平安時代以降17世紀前半までは、橋、山橋、柑子の三つの語が用いられた。しかし、柑子が用いられるようになって、山橋の用例は少なくなってゆく。柑子にかわっていった、と思われた。柑子は、『万葉集』の山橋の実態にぴったり合ったのである。しかし、柑子がいつ、どうして登場したかを調査すると聖武天皇の時代に唐国から招来した、とあった。文献的にも『古名録』に「万葉に橋とあり、また花橋と出でたるは包橋なり、猴橋は橋の最下たるものなり、太知波奈は漢名 橋にて今名カウジなり」とある。あるいは柑子かと考えたが、橋イコール柑子は誤りであり、柑子は橋と橋の自然交配雑種なので、山橋は、それ以前の日本原生の橋であると結論した。

## (2) 2つの橋

(1) で述べたように、橋には2つある。1つは「倭人伝」に出てくる橋と多遲摩毛理が招来した登岐土玖能迦玖能木実である。この2つの文脈を読み解くのは難しい。「倭人伝」の「滋味と為すを知らず」は、生食ではなく、薑・橋・椒の並びから調味料で、台湾でも調味料として用いられている。実の大きさは、2～3cmで扁球で12月前後に黄熟し苦く酸味が強いので生食できない。

以下、『果樹全書 カンキツ』<sup>(3)</sup>を襲って説を進める。柑橘類の原産地と伝播をみると、まず、カンキツ、キンカン、カラタチの3属に分類され、インド東部が発生の中心で、初生カンキツとユズを除くすべてが発生している。

中国では、ユズ区、ミカン区、後生カンキツ区があり、カラタチ属、キンカン属が原生し、インドシナ、マレー諸島、フィリピン、台湾、日本、ニューギニアミクロネシア、メラネシアの柑橘類は、インド及び中国原生中枢の支流とされる。つまり、「倭人伝」の橋はこの支流にある日本原生の橋ということになる。日本の原生種は、この橋だけだとされている。

柚子を日本原生種に加える説もあるが、漢名柚は、柚子とは別種。中国では、蟹橙、香橙をあてる。

多遲摩毛理の橋は「是れ今の橋なり」とあり、その前は非時香菓トキジクノカクノコノミといていた、と読める。この橋に対して橋を山橋と呼んだ。橋は今も橋だから、藪柑子とされる山橋は何かという探索を先ず行った。それで行きついたのが柑子であった。

ところが、植物の研究者の間では、逆の探索がなされていた。「倭人伝」の橋を橋とし、多遲摩毛理の橋を、橋でない他の種と考えたのである。なるほど、日本原生の柑橘類が橋だけだとすれば、橋は他の種になる。日本にある種と同じものを、命がけで常世の国まで行って招来するはずがないからである。

多遲摩毛理の招来した橋に対して、田中長三郎氏は、トキジクノカクノコノミ「非時香菓」にもっとも合うのは、橙だとして橙説。橙の実は通年生っている。一年経つと黄熟した実は、また緑色になる。香りも高い。かつては、正月の神棚の鏡餅の上には橙が載っていたのも意味深い。しかし、食べられない。古く中国から伝わったというのが、いつの頃かはっきりしない。ただし、918年成立の『本草和名』には、拘櫟、橙、柑子、というように橙がみられる。拘櫟は、インド東部原産。古く西アジア、ヨーロッパに渡り、シトロンと呼ぶ。日本では丸仏手柑、かぶち、という。

牧野富太郎は、生食的価値に注目して小ミカンとする。ミカンは花も実も芳香があつて「香菓」には合う。ミカンの伝来はいつか知られないが、多遲摩毛理の招来したのがミカン類だとすれば、垂仁

朝ということになる。

しかし、ミカン科で食されるものとして、柑子がある。『続日本紀』聖武天皇神亀2年（725）11月条に「中務小丞從六位上佐味朝臣虫麻呂、曲 鑄 正六位上播磨弟兄に並に從五位以下を授く。弟兄は初め柑子かむしをもちて、唐国もろこしより来れり。虫麻呂先づその種を殖うえて子みを結べり。故にこの授有り」<sup>(4)</sup>とある。「柑子」は、甘い実の意で柑子と同じである。種を蒔いて実がなるまで10数年かかる。とすれば715年前後に唐から将来したことになる。聖武天皇といえば、橘諸兄や大伴家持が仕えた天皇である。これは大柑子で、柑子は、タチバナとミカン類の雑種で、8～9世紀に発生した日本で初めての自然雑種とされる。

万葉時代には、橘も山橘も食べられた歌はない。柑子も聖武天皇の時代には発生し、実が生っているにもかかわらず詠まれていない。しかしながら、食べられるか食べられないかということは、種の区別をするのに重要なポイントである。

『伊勢物語 60段』に、勅使を接待する役人の妻に、勅使が「あるじにかはらけ取らせよ」といひければ、かはらけとりていだしけるに、肴なりける橘をとりて」<sup>(5)</sup>に続いて歌がある。

また、『宇津保物語 藤原君』に、「臥し給へるほどに、まうまる物、日に橘一つ」<sup>(6)</sup>とある。

さらに、『源氏物語 胡蝶』に、源氏が玉鬘を訪れたとき「箱の蓋なる御くだものの中に、橘のあるをまさぐりて」<sup>(7)</sup>に続いて源氏の歌がある。ほか『篁物語』など。京都御所の右近の橘は食べられる。

つまり、平安時代に橘は食べられていた。これが万葉時代と同じものであるならば、多遅摩毛理の将来した橘は、橙ではなく、ミカン類であるのがわかる。

この橘と食べてもおいしくない橘との自然交配種の柑子は、後で述べるように『宇津保物語 国譲』『徒然草』にみられるように食べられるのである。とすると食べられない橘きつと非時香菓の自然交配種の柑子は食べられるもの。とすると、それをわざわざ唐から招来したとは考えられない。

### (3) 藪柑子説の根拠

松田修は、山橘＝藪柑子説の根拠としているのは、『古今集』榮雅註に、「山たち花 世俗に やぶかうじ と云 実あかし 髪そぎの時山菅に添ふる草なり」<sup>(8)</sup>を根拠としている。これがいつの成立か知られない。『枕草子』83段に「5寸ばかりなる卵槌二つを、卵杖のさまに頭などを包みて、山橘、日かげ、山菅など、うつくしくかざりて、御文はなし」<sup>(9)</sup>とある。これは長保元年正月に齋院から来た文を開けた場面である。石田穰二の「山橘」の注は、「やぶかうじ。正月の祝儀物」としている。しかし、このころ、「山橘」が藪柑子であったかは、これだけでは断定できない。正月に山橘の黄の実が正月の飾りとされたことも考えられる。「日かげ」は、日かげの蔓で緑色。「山菅」は龍の鬚の実で碧色。同じく37段に、「葉がへせぬ木」<sup>(10)</sup>のなかに山橘があるが、山橘も藪柑子も葉がえしないので藪柑子とは断定できない。よって、これも根拠にならない。

藪柑子説は、山橘が藪柑子に似ているからという。山橘はミカン科、藪柑子はコウジ科で植物分類が違う。山橘は樹高2m以上、藪柑子は20～30cm、山橘の実は熟すと黄色、藪柑子は熟すと真紅（近年の園芸種は除く）。山橘の実は2～3cm、藪柑子は5mm。山橘の葉は、蜜柑に似ているが藪柑子は小さく厚めで鋸歯がある。とすると藪柑子が山橘に似ているとする説は成立しない。

### (4) 万葉の歌との整合性の考察

『万葉集』で「山橘」を詠んだ歌は、以下に示す5首である。歌は岩波の大系本による。

春日王の歌一首 志貴皇子の子、母は多紀皇女といふそ

①あしひきの山橘の色に出でよ語らひ継ぎて逢ふこともあらむ (4-669)

②紫の糸をそわが搓るあしひきの山橘を貫かむと思ひて (7-1340)

- ③あしひきの山橘の色に出でてわが恋ひなむを人目難みすな (11-2767)  
雪の日に作る歌一首
- ④この雪の消残る時にいざ行かな山橘の実の照るも見む (19-4226)  
右の一首は、12月に大伴宿禰家持作り

冬11月5日の夜、小雷起り鳴り、雪落りて庭を覆ふ、忽ちに感憐を懐きて、聊かに作る短歌一首

- ⑤消残りの雪に合へ照るあしひきの山橘を裏に摘み来な (20-4471)  
右の一首は、兵部少輔大伴宿禰家持のなり

①では「山橘の色に出でよ」と態度で示しなさい、の意で、誰か信頼出来る人に相談しなさいの意。「語り継ぎ」は、その人がさらに他の人に話し、最終的には両親を説得する意である。③も「山橘の色に出で」で態度に出してしまったので、人目は気にしないで、とうたった。①③とも「色に出づ」と詠う。橘・柑子の黄熟するのは晩秋～初冬で、藪柑子とだいたい同じ頃である。しかし、『時代別国語辞典 上代編』<sup>(11)</sup>には、柑子も藪柑子の語もない。山橘があるだけである。それなのに橘か柑子であると考えたのは、後で述べるように、藪柑子の語が用いられるのが17世紀後半で10世紀後半には、「かうじ・橘」と併記されている。そのことから『万葉集』の「山橘」は、橘か柑子と考えられた。①③の歌も『時代別国語辞典』は藪柑子説である。

②では、「山橘を貫かむ」とある。「貫く」というのは緒に貫くことで、頭に載せる輪状の縷を作ることである。多くの諸注は、球形の薬玉を作る意に解しているが、薬玉は平安朝になってからで『万葉集』に薬玉を詠んだ歌は一首もない。

さて、山橘が橘か柑子であれば緒に貫くことができる。ところが藪柑子では緒に貫くことができない。5mmの核に皮膜のようなごくごく薄い皮が覆っているだけで核に針は通らない。したがって山橘は藪柑子ではない。

④⑤は、大伴家持の歌。④は天平勝宝2年(750)12月に越中で作られた。題詞に「雪の日に」とある。したがって「この雪の消残る」は今日降ったこの雪が消えてなくなる前に」であって、雪がまだらに残っている状態ではない。越中では新暦の11月から雪が降る。この歌は、新暦では1月にあたる。およそ2か月半の間に降った雪に新雪が積もっている。木の枝や笹の葉に降り積っている雪、ことに誰も踏んでいない雪を処女雪と言って、その景の情趣を楽しんだ。山橘が、もし藪柑子であったなら、雪に埋もれて見えないであろう。橘か柑子ならば樹高がはるかに高い。柑子は、東北地方でも育つ寒さに強い植物である。藪柑子も同じくらい寒さに強いが、ここでは樹高が決め手である。家持は、「越中の風土は橙橘のあること稀なり」(17-3984左注)といているが、橘か柑子なら育つ。よって、この歌も藪柑子ではない。

⑤は、天平勝宝8年(756)11月5日難波に赴いた時の作。この夜、雷が鳴って雪が積もるほど降った。題詞の「忽ちに感憐を懐き」は、越中での山橘を想起したのであろう。

山橘を家を守っている妻に摘んで行こうという。単なる家苞であれば、わざわざ雪の日でなくともよい。越中では妻の大嬢と共に暮らしていたからこそ、雪の日の山橘でなければならない。これが藪柑子の実であれば、その役をなさない。よって、この歌も橘か柑子でなければならない。ということは『万葉集』の「山橘」は、すべて橘か柑子である、ということになる。橘と柑子は、「山橘」の全ての歌に合致する。1808年成立の随筆であるが、『胆大小心録 42』に「この橘は今も東国にあるが、蜜柑のかたちで、苦味がつようて、うまいものでなし」とある。越中国府あたりには、暖流が流れ、タブなど暖地の木々も見られることから橘も生えていたと考えられる。

### (5) 柑子とその周辺

柑子はミカン科の小高木。といっても小木や灌木の類ではない。橘きつと橘きつの自然交配種で耐寒性が強く北陸、東北地方でも植えられる。果実は橘のように扁平であるが小さい。果皮は晩秋に黄色になり蠟質で薄くむきやすい。果肉は淡黄色で酸味が強く種が多い。スルガユコウ、フクレミカンなどの品種がある。柑子は、万葉歌にぴったり合致する。

970年～999年成立の『宇津保物語』「国譲 中」の実正が実忠の北の方を訪れ遺言を伝えた終わりに、「ひき干、菓物などして御肴トて（前に）柑子、橘一籠、あふちなど、有ルを取らせ給ヒて、御酒参り給ふ」<sup>(12)</sup>とある。ここで柑子が登場し、橘とはつきり区別されている。しかも、有り合わせの酒の肴として食用に共されている。ここで「あふち」が出てくるが、同書の「藤原の君」に「棟の枝ハ、一つに実の生る数あり。果物に食フによき物なり」<sup>(13)</sup>とあり、食べ物である。

1331年頃成立の『徒然草 第11段』、山里の庵を訪ねる場面で、「かなたの庭に、大きな柑子の木の、枝もたわわになりたるが、まほりをきびしくかこひたりしこそ」<sup>(14)</sup>とある。

これで、柑子が小木ではないのが知られる。食用なので盗られないように囲んでいたのである。以後、近世から明治、現代まで俳句の季題とされている。

### (6) まとめ

『魏志』倭人伝に「橘きつ」として出て来た「橘きつ」は、多遲摩毛理が招来した橘に対して、「山橘」と呼ばれ万葉歌に詠まれた。柑子は、この二種の交配雑種である。『続日本紀』聖武天皇の条に唐国から将来されたとあるが、それ以前から日本にあった二種なので、自然交配種と考えるのが妥当である。平安時代になってから、柑子は橘に並んで食用とされた。万葉歌の山橘は、藪柑子ではなく、日本に原生していた橘である。「色に出づ」、寒冷の越中の冬、樹高の高さ、緒を通すなど全てを満たす。

一方、藪柑子は、1683年成立の『俳諧虚栗』他に出てくる。これからみると17世紀後半になってからであろう。1695年成立の『花壇地錦抄二』に「やぶかうじ草 正月かざりに用ゐるたち花也」とある。したがって平安時代の和歌や随筆、日記、物語の「山橘」も藪柑子ではなく日本原生の橘である可能性が、極めて高い。後年の『古今集』の註に「やぶかうじ」などとあるので、古今集時代から藪柑子が詠われていたと誤解されたのであろう。平安時代の山橘も再考を要するようになった。例えば、1001～14年頃成立の『源氏物語』「浮舟」<sup>(15)</sup>で浮舟が勾宮の文を贈ったとき、「またぶりに、山たち花を作りて、貫き添えたる枝に」とあつて歌がある。前後の意から先が二股に別かれた松の枝の一方に作った山橘を差し、一方の枝に文をつけ、卵榧に添えたのであろう。作り物としても藪柑子では貫き添えられないから、ここは日本原生の橘か柑子の可能性が高い。注は、「松の二股の所に、藪柑子の赤い実を作つて付け、その枝を、卵榧に突きさして添えてある」<sup>(16)</sup>とする。

## 第2章、あしつき

### (1) はじめに

「あしつき」については、「あしつきのり」を定説とする立場と未詳とする立場がある。定説とする立場は、松田修であり、『岩波古語辞典〈補訂版〉』でも、「あしつき」の項で「[葦付]清流の葦や石につく海苔のような緑色の藻。あしつきのり」<sup>(17)</sup>として例歌をあげている。しかし、以下に詳述するように、「あしつきのり」とするには、難点が多い。それで、それを認めず、不詳とするのが一般化しつつある。集中「葦附」を詠んだ歌は一首しかないが、どのような場で詠まれたかを考察した上での歌の解釈。加えて、「葦附」に付された注「水松之類」の意味するものが何か、という2点を鍵として、「葦附」が何であるか明らかにしたい。

## (2) 歌と諸説

砺波の郡の雄神の河辺にして作る歌一首

雄神川紅にほふ娘子らし葦附<sup>水松</sup>取ると瀬に立たすらし (17-4021 大伴家持)

諸説の初めは、谷川<sup>ことすが</sup>土清の『和訓栞』で、「葦付」を含む前編13巻は、安永6年(1777)に刊行されている。それには「蘆根につきて生ずる水草なりといへり」とある。これは、家持の歌の注の「水松<sup>みる</sup>之類」の水松は、「海松」とも書く海藻なので、水草と考えたのであろう。これが、葦付のり説への出発点であった。

松田修は、『増訂万葉植物新考』で「今日はアシツキノリというのが定説である」<sup>(18)</sup>として次のように述べる。

富山県東砺波郡北般若村及び庄川を渡って対岸の中田町付近の田圃の間を流れる小水流中に採集することのできる藻類で、外形はスイゼンジノリに似て、直径三センチメートル内外、アシに付着しているのでアシツキの名が生まれたのであろうか、これは必ずしもアシのみに付着せず、多くは石に付着して中田町辺では現在イシツキと呼んでいる。今は富山県の史蹟名勝天然記念物に指定され、この調査報告第三号に御旅屋太作氏が、

特殊な条件を備えた日当りのよい清流中の石あるいは葦の根に早春に発生し、四月頃には米粒大から大豆大に生長し、六月中旬から七月中旬にかけて最盛期となり、炎暑の八月には全く姿を没し、肥料や濁水に触れるとたちまち駄目になる。今では殆ど衰滅に瀕しているため天然記念物として保護されている。現在の生育地である庄川沿岸の中田町辺では現在イシツキと呼んでいる(略)。

と報告している。<sup>(19)</sup>

松田修のアシツキノリ説は、おそらく、この報告書を主な根拠にしていよう。写真も掲載されているが、それは、いわゆる淡水ノリで水流の安定した清流で水深の10～30cmくらいの流れに生育する。京都では賀茂川ノリ、貴船ノリと産する川の名で呼ばれている。こうした淡水ノリは、昭和30年前後、北海道の鷲別川の上流、ユートピア牧場付近の小石混りの砂地の清流で見た記憶があり、同40年代前半に四国の四万十川上流や平成九年頃福岡県秋月の細流で見ている。どれも川の上流の清流。水流が安定していて、水深は深くなく、明かるい日射しの差しこむところ。季節は初夏であるが、私の見た眼では葦は生えていない。光合成するため、群生する葦の根本では育つことができない。

## (3) 家持の歌作の現場

このアシツキノリ説が家持の歌に合うであろうか。題詞の「砺波の郡の雄神の河」は、今の庄川で当時は雄神川といった。北流して西に折れ矢部川と合流して射水川となって越中国府のすぐ近くを流れた。家持が歌を作ったのは雄神神社がある雄神川が西流する近辺と推測される。当時から人が住んでいたと考えられ、水流が弱まる場所に葦が生えやすいからである。

次に歌は、名詞で切れる初句切れで、「雄神川紅にほふ」とは続けない。「紅にほふ」は「娘子らし」の形容で若く美しいさま。「娘子らし」の「ら」は複数、「し」は強意。「水松」は、「海松」とも書き、枝分かれした緑色の海藻の形が松に似ているのでこの名がある。「立たすらし」の「立たす」は尊敬態。娘子を仙女に見立てた表現。山中の娘子を仙女とするのは大伴旅人の、「松浦河に遊ぶの序」(5-853～63)、「竹取翁の、偶九個の神女に逢ひしときに・・・」(16-3791～3802)などがある。これは、歌作の趣向の1つとして道教の仙境を導入したものである。「らし」は、ほとんど確実なことを推量する助詞である。つまり、家持は、雄神川で若く美しい娘子たちを見た。そこで使いの者やって何をしているのかと聞いた。葦附を取っていると答えた。「取ると」の「と」は、とての意で、推量の「らし」と合せて意味するものは、ほとんど確実と思える伝聞推量なので、家持は直接見ては

いないのである。歌作の場は、そのように考えられる。

#### (4) 歌の季節と淡水ノリの季節・形状・生育環境

次に季節である。家持は、いつ歌を作ったのか。前の左注に、「右の四首は、二十年の春正月二十九日、大伴家持」とあり、当面の歌を筆頭に9首が続き、その左注に「右の件の歌詞は、春の出挙に依りて、諸郡を巡行し、当時当所にして属目して作り。大伴家持」とある。この左注によっておよそ2月下旬、太陽暦では3月下旬ころと考えられる。巡行中の歌に「立山の雪し消らしも」(4024)とあって3,000m級の山は雪に覆われている。

この季節を御旅屋太作の報告書の季節に照らしてみると、「早春に発生し」とあるが3月下旬で北アルプスの雪解け水が流れる水量の多い河では、淡水ノリは発生時前ではなかろうか。「四月ころ、米粒大から大豆大に生長し、六月中旬から七月中旬にかけて最盛期」とあるから季節が合わない。しかも、この調査は、庄川ではなく、庄川沿岸地域の中田町付近の「田園の間を流れる小水流」である。直接雪解け水は流れこまず、小水流なので日に暖められやすい。アシツキノリ説は、歌作の季節から否定される。

次に形状である。「水松」は松の木の形をしているのでこの名がある。アシツキノリは、キクラゲ形である。形の面でも否定される。

次に場所の問題である。庄川は、春は雪解け水が流入し、水温も低く増水する。それに梅雨期、秋の台風と北アルプスに降った水が流入して増水し、水流は安定しない。石や土砂も流れる。このような庄川では、淡水ノリは生育しない。御旅屋太作の調査も庄川ではなかった。このように庄川は淡水ノリの生育環境にはない。以上、季節(時期)、形状、生育環境から淡水ノリであるアシツキノリ説は否定される。

#### (5) 葦付とは何か

葦は、稲科の植物である。北半球の亜寒帯、温帯、暖帯に分布して、沼、池、河岸など水湿地に生える。暖地の方が背が高く寒冷の地でも2m位になる大型植物で群生する。根茎は白く、あるいは褐色を帯び泥中に横たわり節がある。節には多くの鬚根を出し、そこから根茎を伸ばし、芽を出す。芽が水中、地上に出たものを葦牙と言って食用にする。万葉時代は真菰の芽とともに食べられており、私自身敗戦後の食糧難の時に焼いて食べた経験がある。真菰は、今でも佐賀県などで食べられ、台湾でも食べられている。葦は秋に大形の円錐花序を出す。熟すと紫色から褐色に変わり、実は葦米といって食べられる。

ここで大切なのは、川の流れがゆるいところであれば、越中や北海道など寒冷の地でも育つ、ということ。根茎は白く節ごとに根を伸ばしたり芽をつけること。葦は群生し根の節ごとに芽をつけるので芽は沢山採取できること。食用になること、などである。越中の3月下旬の庄川。葦の生えているところ。雪解水の中から採取しなければならぬもの。葦についているもの。食べられるもの・・・というように歌を作った季節や場所などを考えていって全てに合致するものは先ず葦の芽であった。

『古事記』に「葦牙の如く萌え騰る物に因りて成れる神の名は“宇摩志阿斯訶比比古遲神”<sup>(20)</sup>とある。「宇摩志」は、味がよい、おいしい、よい意。「阿斯訶比」は葦牙。「比古遲」は力を入れて引っ張る意。このことから葦牙を食糧にしていたと考えられる。

また、1128年頃成立した『散木奇歌集』に次の歌がある。

をかみ河根白高萱ふみしだき取るあしつきも夫なが為ぞと

「をかみ河」は雄神川で、『万葉集』の歌と同じ場所である。「根白高萱」は根が白く背の高い萱の意で、「萱」は薄や葦を晩秋～冬に刈り取って屋根に葺いたり、垣を作ったりする用材にすることか

らの呼び方である。河に薄は生えないから、ここは葦になる。「あしつき」は「葦附」と「足つき」を掛けているのであろう。雄神川、葦、葦附、取るというのが共通しており、「根白」と言っているので、葦の根がむき出しになっている。ここに葦附の正体が歌われている。つまり、葦附とは地表に出て葦芽になる前の芽である。葦の根ごと引くから「根白高萱」と詠むのである。そして葦の根の節ごとについている芽を取る。節はたくさんあるし、群生しているから、小さくても大量に取れる。取り終わった葦は、踏みしだいて水に深く沈まないようにして上に乗る。そして次の根を引き上げて取る。葦の根についているので葦附と言ったのであろう。

何故、この時期に葦の芽を採るのか。野菜は冬の間ほとんどが食べ終わってしまう。保存食の干菜や漬物も三冬ををすぎ、春正月をすぎてしまった頃には、ほとんどない。貴重な生野菜として葦の芽を取って食べる。私の住んでいたところは、北海道でも山の中だったので、2km下流に行かないと葦はなかった。沢筋の雪を掘って、まだ芽も出ていない芹を採って食べた。これを根芹と言っていた。葦があったなら葦附を取って食べたろうと思われる。「葦附」は葦の根についている葦芽になる前の芽であると結論づけられる。

なお、もう1つ問題がある、それは多くの研究者を悩ませた家持の注「水松之類」である。これは、葦の根の形が水松に類しているという意であろう。すでに述べたように葦の根は節ごとに根を生ずる。生じた根の節からまた根が生じるといように末広がりになる。一本の根から、その広がりを見ると松の木に似た水松のようだ、というのである。よって家持の注は、それを見た使いの者が伝えたのを注として記したのであろう。

### 第3章、2つの章の終わりに

第1章では、確定的な藪柑子説に、そうではなく日本原生種の橘であることを明らかにした。「藪柑子の別称で、専ら赤い実を詠まれる点が花を詠まれる橘とは異なる」「実の赤さの色を、恋の思いに掛けることがほとんどである」という通説の誤まりは終りにしたい。

第2章の「葦附」は、水松のように節から広げた葦の根についている白い芽を葦附と言って食べる為採っている景を詠んだもので、植物としては葦であるが、葦芽になる前の芽をいったものである。集中1首しかないけれども、今後は不詳としなくてもすむ。

#### 参考文献

- (1) 山尾幸久『魏志倭人伝』講談社 昭和47年7月 241ページ。
- (2) 倉野憲司・武田祐吉校注『古事記祝詞』岩波書店 昭和33年6月 203ページ。
- (3) 編纂委員会編『果樹全書 カンキツ』農文協 昭和64年11月 19～20ページ。
- (4) 青木和夫・稲岡耕二他校注『続日本紀』岩波書店 平成10年4月 163～5ページ。
- (5) 阪倉篤義・今井源衛他校注『竹取物語・伊勢物語・大和物語』岩波書店 昭和32年10月 144ページ。
- (6) 河野多摩校注『宇津保物語1 藤原君』岩波書店 昭和34年12月 192ページ。
- (7) 阿部秋生・秋山虔・今井源衛他校注『源氏物語7』小学館 平成20年9月 76ページ。
- (8) 松田修『増訂万葉植物新考』社会思想社 昭和45年5月 470ページ。
- (9) 石田穰二『新版枕草子 上巻』角川書店 昭和55年12月 110ページ。
- (10) 同上 63ページ。
- (11) 『時代別国語辞典 上代編』三省堂 昭和60年7月。
- (12) 河野多摩校注『宇津保物語3』岩波書店 昭和37年12月 152ページ。

- (13) (6)に同じ。
- (14) 今泉忠義『改訂徒然草』角川書店 昭和62年6月 23ページ。
- (15) 山岸徳平校注『源氏物語 5』岩波書店 昭和38年4月 206ページ。
- (16) (15)に同じ。
- (17) 大野晋・佐竹昭広・前田金五郎『岩波国語辞典 補訂版』岩波書店 平成2年2月 26ページ。
- (18) (8)に同じ。24ページ。
- (19) (18)に同じ。
- (20) (2)に同じ、51ページ。

## I N D E X

(EDITORIAL)

TWO PLANTS OF MANYOUSHUU—YAMATACHIBANA AND ASITUKI

Masafumi ABE

中国人日本語学習者の聴解学習ビリーフについての考察  
—長沙学院日本語専攻の学生を中心に—

黄 琴

長沙学院外国語学部 準教授

唐 艶花

東莞技研新陽電子会社 職員

キーワード：日本語学習者 聴解学習 ビリーフ

**The Beliefs of Japanese Learners in Japanese Listening Learning:  
Focus on Japanese Majors at Changsha University**

Qin HUANG

Associate Professor, Department of Foreign Languages, Changsha University

Yanhua TANG

Staff, Dong Guan Electronics Co, LTD

ABSTRACT

In recent years, the relationship between language learning and learning beliefs become important research topics. Basis on the analysis of previous research, the paper attempts to grasp the beliefs of Japanese learners in China by BALLI methods. The results indicate that learners' Japanese listening learning beliefs and their awareness of independent study are strong, though there are different beliefs of listening between junior and senior Japanese learners. Thus teachers should teach them listening strategies according to their different Japanese level.

**Key word:** Japanese Learners, Listening Learning

## I. はじめに

日本語学習の「聴く、話す、読む、書く、訳す」という五つの言語学習技能の中で、「聴く」ことは学習者にとって最も苦しみ悩むことである。日本国際教育学会の統計によると、日本語能力試験では、海外の学習者は聴解部分の得点が低い。それには様々な要因があるが、その中で、言語学習ビリーフは学習者の学習ストラテジーと学習効果に大きな影響を与えるということが認識されてきた。教師が学習者の持っているビリーフの特徴を把握できず、授業活動のやり方が学習者に向いていない場合には、学習効果が得られない可能性が出てくる。そのため、教師は学習者の言語ビリーフを把握し、それに合わせて授業を展開する必要がある。

筆者は、これまで日本語の言語学習ビリーフや聴解学習に関する先行研究を調べてきたが、日本の日本語学習者についてのビリーフ考察はあるが、中国においては日本語学習ビリーフに関する研究は少ない。また、聴解学習ビリーフについての研究はほとんどない。本稿は先行研究を踏まえ、BALLIというツールを用いてアンケート調査を実施し、中国人日本語学習者の聴解学習ビリーフについての考察を行う。

## II. 先行研究

この数年、日本語教育において、学習者の主体性が重視され、学習ビリーフに関する研究が多くなってきた。どのように学習をすれば効果的な学習成果が得られるか。これは学習者と教育者が関心を持つ課題であろう。

### 1. 日本語教育における学習者のビリーフ研究

言語学習ビリーフとは、教師や学習者が持つ言語学習に対する方法や効果などについての信念、確信などのことである。Horwitz (1985)、言語学習者のビリーフは教師のビリーフとズレが生じるため、学習動機がなくなったり、学習に悪い影響を及ぼしたりする可能性があるとして指摘している。この学習者と教師のビリーフを調べるために、Horwitz (1985,1987) はBALLI (Beliefs About Language Learning Inventory) という調査方法を開発した。具体的には、ビリーフを 1)言語学習の困難度、2)言語学習に対する適性、3)言語学習の特性、4)コミュニケーション・ストラテジーと学習ストラテジー、5)言語学習の動機付けの五つの領域に分類し、34項目の質問に対して5段階のLikert尺度で回答させるアンケートである。

1990年代から日本語教育におけるビリーフ研究が盛んになってきた。橋本 (1993) は、ビリーフを学習ストラテジー選択を左右する要因の一つとしてとらえている。金城 (1996) は、クラスや学習者によってビリーフが異なり、適切な指導を行う必要があると指摘している。板井 (2000) は、中国人学習者の言語学習のビリーフを把握するために、上海復旦大学においてBALLIを用いて四つの視点からアンケート調査を行った。その結果として、学習者は文法や翻訳より語彙の学習を重視しており、単語や短い文章を覚えることが大事だと考えていることが分かった。また、岩井・岩澤 (2004) はBALLIの質問項目に独自の質問を追加し、ハンガリー人日本語学習者を対象におこなったアンケート調査で、日本人教師とハンガリー人教師のビリーフを比較した。この板井 (2000) と岩井・岩澤 (2004) の研究によって、ビリーフとそれまで受けてきた教育や学習環境とに関連性があることが明確になった。

板井 (2000) は、香港でも4大学の日本語学習者と教師を対象に言語学習ビリーフ調査を行い、日本語学習に対する中国人学習者特有のビリーフ傾向を明らかにし、教授法を検討している。尹松

(2001)は中国人日本語学習者を対象としてビリーフ調査を行い、「日本語学習は難しいものであり、四技能のうち、話すことと聞くことが難しい。特に、話すことより聞くことのほうが難しい」という結論を得ている。

以上の先行研究は、いずれもHorwitz (1987)が開発したBALLIを用いた言語学習に対するビリーフ研究である。また、主な研究目的は、1)学習者のビリーフの把握、2)教師のビリーフの理解、3)教師と学習者のビリーフの比較。しかしながら、これらの研究にはいくつかの不足点がある。以下に、まとめて示す。

第一、言語学習ビリーフについて調査しているが、具体的な学習内容に関する学習ビリーフ研究は非常に少なく、学習者の日本語聴解学習ビリーフに足を踏み入れた国内外の研究者は、ほとんどいない。第二、この数年間、中国において日本語教育が重視されてきているが、中国人学習者の言語学習ビリーフ、特に日本語学習における四技能に関するビリーフ研究は、ほとんどなされていない。第三、日本語学習に対する中国人学習者特有のビリーフ傾向を明らかにしているが、中国の日本語教育改善の方法までは研究していない。

## 2. 中国における日本語聴解教育の問題点

中国での日本語教育の現状において、聴解教育の問題点は次のように指摘されている(梅村2009、松本2009、唐2011)。

第一、聴解テキストは主に言語教育のために作られており、より自然な言葉ではなく、面白さに欠ける。また、現実の会話に即していないものもある。従って、聴解学習に対して「面白くない」、「困難だ」というマイナスなイメージを持っている学習者が少なくない。第二、聴解学習のための環境整備が遅れている。大学の学校内イントラネットには、日本語聴解向けの学習資料が非常に少ない。教師も、聴解授業内容に合う生の日本語素材をなかなか収集できない。現状では、日本語聴解授業のための教材不足が、聴解授業活動の妨げとなっている。第三、日本語聴解授業では普通、教師が録音を再生して会話を学習者に聞かせる。そして、答えをチェックしながら、学習者の分からない単語や文法を説明するという形になっている。つまり、伝統的な教師主導型の授業が展開され、教師と学習者のインタラクティブがおろそかにされている。そのため、学習者の注意力が散漫になったり、学習目的がはっきりしないことなどで、聴解学習に対する学習動機がなくなる傾向がある。聴解は、学習者が最も困難と感じている授業である。授業中、教師は学習者の気持ちを考慮しながら、間違いを一つ訂正するよりも、正しくできた場合は激励の言葉をかけるべきである。

実際のところ、中国人学習者は聴解学習にどのようなビリーフを持っているか、その特徴は何であるか。学年によって学習ビリーフに違いはあるだろうか。あるとすれば、その違いは何故に生じたのであろうか。以下の論考では、先行研究では触れられていないこれらの問題を追究するとともに、明らかになったビリーフ傾向に基づいて、中国の日本語聴解授業活動におけるよりよい教育方法を提案したい。

## III. 研究概要

### 研究目的と研究方法

研究の目的は聴解学習ビリーフのアンケート調査を行い、中国人学習者の聴解学習の実態とビリーフ傾向を明らかにすることである。また、学年によるビリーフの違いを探究し、学習者の聴解学習ビリーフの特質と特徴から、中国の日本語聴解授業活動に効果のある教育方法を検討してみたい。

本稿では、聴解学習に対する中国人学習者のビリーフの実態を明らかにするために、聴解学習ビリー

ーフに関する質問を4領域46項目設けた。作成にあたってHorwitz(1987)、岩井・岩澤(2004)などを参考にした。

アンケート調査は、①教師の役割(12項目)②学習者の自律性(12項目)③聴解学習の本質(11項目)④聴解学習のストラテジー(11項目)の合計46項目とした。回答の仕方は「強く賛成(1)」「賛成(2)」「どちらでもない(3)」「反対(4)」「強く反対(5)」の五段階評定とした。アンケート調査は2012年12月に実施した。調査対象は中国湖南省長沙学院日本語学科一年生(日本語学習を始めたばかりの一年生(クラス1)の26名)と三年生(日本語能力試験一級を受験している三年生(クラス2)の26名)である。収集した52人分のアンケート調査表のデータの平均値を計算し、それらの特徴と傾向を以下にまとめる。

#### IV. アンケート調査結果による聴解学習ビリーフ特徴の分析

##### 1. 教師の役割についての学習ビリーフの特徴

ここでは、学習者が教師にどのような役割を期待しているかを、聴解学習ビリーフにより考察する。

表3-1 教師の役割についての聴解学習ビリーフ

	質問項目	一年生の平均回答値	三年生の平均回答値	平均回答値
1	聴解学習に成功するにはいい教師が必要である。	1.69	2.04	1.87
6	教師は最も効果的な聴解学習方法を学習者本人よりも知っているべきである。	2.50	2.69	2.60
7	聴解の宿題を教師は学習者に出すべきである。	2.62	2.96	2.79
12	クラスの聴解指導をするのは教師の責任である。	2.08	3.08	2.58
15	聴解学習に進歩が見られなかったら、それは教師の責任である。	3.81	4.31	4.06
18	聴解を教える際、教師は様々な授業法を使用しなければならない。	2.19	2.50	2.35
26	教師による定期的な聴解試験は学習者にとって助けとなる。	2.12	2.00	2.06
32	教師はよい本やウェブサイトなどを学習者に紹介するべきである。	1.65	2.04	1.85
34	教師に自分の聴解学習上の問題点や困難点の解決方法を教えてもらいたい。	1.65	2.42	2.04
37	教師にどのように日本語聴解学習を進めるべきか教えてもらいたい。	1.81	2.15	1.98
39	教師に聴解学習到達目標を設定してもらいたい。	1.96	2.69	2.33
43	教師に文化による習慣の違いに関する聴解内容をクラスで教えてもらいたい。	1.62	1.96	1.76

表3-1の結果から見ると、「聴解学習に成功するのはいい教師が必要だ」〈項目1・1.87〉と考えている学習者が比較的多かったが、「クラスの聴解指導をするのは教師の責任だ」〈項目12・2.58〉に賛成している学習者はそれほど多くなかった。それを裏付けるように、「聴解学習に進歩が見られなかったら、それは教師の責任である」〈項目15・4.06〉にはかなり否定的な回答が多かった。学習者は、良い教師が自分自身の聴解学習を助けると考えているが、聴解学習に進歩が見られなくても、それを教師の責任にするという考え方はしていない。

また、「教師は最も効果的な聴解学習方法を学習者本人よりも知っているべきである」〈項目6・2.60〉、「聴解の宿題を教師は学習者に出すべきだ」〈項目7・2.79〉と考えている学習者はそれほど多くない。「聴解を教える際、教師は様々な授業法を使用しなければならない」〈項目18・2.35〉と「教師に聴解学習到達目標を設定してもらいたい」〈項目39・2.33〉にも賛成する学習者が多くない。この結果から見れば、中国人学習者は教師への依存心が強くないということが分かる。

ところが、「教師はよい本やウェブサイトなどを学習者に紹介するべきである」〈項目32・1.85〉、「教師にどのように日本語聴解学習を進めるべきか教えてもらいたい」〈項目37・1.98〉、「教師に文化による習慣の違いに関する聴解内容をクラスで教えてもらいたい」〈項目43・1.67〉というピリーフに対しては、肯定的な回答がかなり多かった。この結果から見ると、聴解学習において学習者は教師への依存心が強くないといっても、学習に役立つ方法や学習教材を教師から教えてもらいたいということが分かってきた。つまり、学習者が自分の求めるものを教師から与えてほしいという意識が強い。

## 2. 学習者の自律性についての学習ピリーフの特徴

ここでは、聴解学習における学習者の自律性についてのピリーフを調べた。自律性とは、「聴解学習目的」、「聴解学習計画」など学習者自身の持っている学習意識のことである。前表3-1の考察に従うと、中国人日本語学習者の自律性は低くないことが予測されるが、アンケート調査の結果ではどのようなになっているか、分析してみる。

表3-2 中国人学習者の自律性の聴解学習ピリーフ

	質問項目	一年生の平均回答値	三年生の平均回答値	平均回答値
2	日本語の聴解をどう学習すればいいかよく知っている。	3.23	3.00	3.12
8	努力すれば聴解が上達できると信じている。	1.81	1.73	1.77
9	聴解を学習する時、教師に助言を求めたい。	2.65	2.96	2.81
13	自分の聴解学習のどの部分を改善すべきか分かっている。	2.69	2.23	2.54
14	自分の聴解学習を阻害するものについて教師と話す。	2.81	3.08	2.94
19	自分自身で聴解学習問題の解決方法を見つけたい。	2.23	2.27	2.25
20	教師の言う通り聴解を学習すれば上達が速くなると思っている。	2.54	2.92	2.73

22	聴解学習の意欲が強ければ学習環境が悪くても聴解能力が伸びると思う。	2.38	2.42	2.40
25	自分の間違いを自分でチェックする時、一番学習できる。	1.77	1.85	1.81
36	自分がどの程度聴解学習できたか自分でチェックする方法がある。	3.15	2.15	2.65
38	聴解を練習する際、細かい間違いを気にせず、積極的に聴いていく。	3.15	2.30	2.73
44	はっきりとした目的があれば早く聴解能力が向上すると思う。	1.92	1.92	1.92

学習の自律性に関する調査結果を表3-2にまとめた。「努力すれば聴解が上達できると信じている」〈項目8・1.77〉と考えている学習者が多かった。聴解学習において、学習者全体は積極的な態度を持っているとも言える。

そして、「はっきりとした目的があれば早く聴解能力が向上すると思う」〈項目44・1.92〉と「自分の間違いを自分でチェックする時、一番学習できる」〈項目25・1.81〉には比較的多くの学習者が賛成し、「学習目的」、「自習学習」に対して強い意識を持っていると考えられる。しかし、「日本語の聴解をどう学習すればいいかよく知っている」〈項目2・3.12〉については、否定的な回答が多かった。また、「自分の聴解学習のどの部分を改善すべきか分かっている」〈項目13・2.54〉と思う学習者がそれほど多くなかった。これらの回答を基にして分析すると、学習者自身は目的意識・自習意識は高いものの、どのように学習すればよいかわからなく、具体的な解決方法もないということがわかれる。

また、「教師の言う通り聴解を学習すれば上達が速くなると思っている」〈項目20・2.73〉と考えている学習者はあまり多くなかった。「自分の聴解学習を阻害するものについて教師と話す」〈項目14・2.94〉と「聴解を学習するとき、教師に助言を求めたい」〈項目9・2.81〉にあまり賛成ではなかった。教師の言う通りに学習すれば上達が速くなると思わないから、学習を阻害するものがあつたら教師と話したり、教師の助言を求めたりしないことは当然である。「自分自身で聴解学習問題の解決方法を見つけたい」〈項目19・2.25〉に賛成と答えた学習者はやや少なかった。

以上の分析から見ると、中国人学習者は、努力すれば聴解学習が上達できるというビリーフに対して強い意識を持ち、「聴解学習目的」と「聴解学習自主性」などの自律学習に対する意識も強いものの、どのように聴解学習を行うのか、自分の聴解学習に関する問題はどうか改善すればよいかがよく分からないことがわかった。

### 3. 聴解学習の本質についての学習ビリーフの特徴

聴解学習の本質に関わる学習ビリーフとは、聴解学習はこうあるべきである、あるいは聴解学習において何が最も重要かなどについてのビリーフのことである。表3-3は、聴解学習の本質についてのビリーフ結果をまとめたものである。

表3-3 聴解学習の本質についての聴解学習ピリーフ

	質問項目	一年生の平均回答値	三年生の平均回答値	平均回答値
3	聴解学習は日本へ行くのが一番いい。	2.54	2.65	2.60
10	聴解学習の中で一番重要なのは、大量の反復練習である。	1.77	1.58	1.67
16	日本語を聞き取れるようになるためには日本の文化を知ることが必要である。	1.92	1.85	1.88
17	非母語話者より母語話者の教師から聴解授業を習いたい。	2.35	2.62	2.48
27	日本語の聴解学習の方法は他の技能の学習（読む、書く等）とは異なる。	2.19	2.5	2.35
29	聴解学習の中で一番重要なのは、学習しやすい環境を持つことである。	1.69	2.77	2.23
30	教師の指導なしに日本語聴解を学習するのは不可能である。	3.16	3.85	3.48
33	聴解学習の中で一番重要なのは、音声的知覚能力を持つことである。	2.19	2.08	2.13
40	聴解を学習するとき、非言語的要素を考慮すべきである。（登場人物の文化背景など）	1.65	2.15	1.90
45	日本語を話す人たちとうまくコミュニケーションできなかったら、まず日本語聴解をマスターすべきである。	1.58	2.12	1.85
46	聴解学習では日常生活でよく使われる語彙表現を覚えることが大切である。	1.58	1.65	1.62

表3-3から、聴解学習の本質についてのピリーフ結果を次のようにまとめた。聴解学習者は、「聴解学習の中で一番重要なのは大量の反復練習である」〈項目10・1.67〉、「日常生活でよく使われる語彙表現を覚えることが大切である」〈項目46・1.62〉に関して強いピリーフを持っている。そして、学習者は、「日本語を話す人たちとうまくコミュニケーションできなかったら、まず日本語聴解をマスターすべきである」〈項目45・1.85〉としている。このことから、日本人と交流する際には、聴解能力が重要だと考えていることが分かる。また、「日本語を聞き取れるようになるためには日本の文化を知ることが必要である」〈項目16・1.88〉と「聴解を学習するとき、非言語的要素を考慮すべきである」〈項目40・1.90〉には、賛成した学習者が多かった。これらは、日本の文化や非言語的要素などの言語以外要素の重要性を示している。

その一方、「教師の指導なしに日本語聴解を学習するのは不可能である」〈項目30・3.48〉については、賛成しない学習者が多かった。この結果から、聴解学習者は教師への依存度が高くなく、自分で努力すれば聴解学習できると考えている学習者が多いことがうかがえる。また、「聴解学習は日本へ行くのが一番いい」〈項目3・2.60〉、「非母語話者より母語話者の教師から聴解授業を習いたい」〈項目17・2.48〉と考えている学習者は、それほど多くなかった。この回答は、聴解学習には環境

=現地での学習や、母語教師は必ずしも必要でないと学習者が考えていることを示している。

#### 4. 聴解学習のストラテジーについての学習ビリーフの特徴

聴解学習ストラテジーは、実際の聴解学習における学習行動ともっとも直接的な関係がある。聴解学習において中国人学習者はどのような学習方法を望んでいるだろうか。それを明らかにするために、聴解学習のストラテジーに対するビリーフを調べてみた。

表3-4 ストラテジーについての聴解学習ビリーフ

	質問項目	一年生の平均回答値	三年生の平均回答値	平均回答値
4	聴解学習には復習と練習は欠かせない。	1.46	2.00	1.73
5	テキストに基づいた聴解授業がいい。	3.00	2.42	2.71
11	聴解学習にはカセットやテープなどによる練習は重要である。	1.58	1.85	1.71
21	日本語を学習し始めた初期の段階で聞き取りの間違えを訂正しなければ、後で訂正するのが難しい。	2.88	2.85	2.87
23	聴解を学習する際、分からない語彙の意味を推測しても構わない。	2.62	1.96	2.29
24	聴解練習上の疑問点をはっきりさせないと落ち着かない。	2.12	2.19	2.15
28	テキストを使わず耳だけで聴解を学習するのは、自分には向かない。	2.35	2.80	2.58
31	日本語を聴くなら、どんな活動でも聴解学習に役に立つ。	2.73	2.58	2.65
35	時間がかかっても同じ聞き取り内容で、諦めずに繰り返し訓練すると、最終的には実力がつくと思う。	1.73	2.04	1.88
41	教科書以外のものは、聴解学習に役立たない。	4.04	4.23	4.13
42	普通の会話の中ではっきり聴けない部分があっても疑問点を追及しない。	3.62	3.58	3.60

表3-4に見えるストラテジーについての聴解学習ビリーフの傾向は、以下の通りである。まず、「聴解学習には復習と練習は欠かせない」〈項目4・1.73〉とする学習者は多かった。つまり、聴解学習者は、聴解学習において復習と練習は重要な役割を持っていると考えていることが明らかになった。また、「時間がかかっても同じ聞き取り内容で、諦めずに繰り返し訓練すると、最終的には実力がつくと思う」〈項目35・1.88〉について学習者は強くビリーフを持っていて、繰り返し訓練すれば実力が付くという前向きな学習態度を持っていることが分かった。

テキストに関するストラテジーの学習ビリーフについて、「テキストに基づいた聴解授業がいい」〈項目5・2.71〉に賛成する学習者は少なかった。「テキストを使わず耳だけで聴解を学習するのは

自分には向かない」〈項目28・2.58〉というビリーフを持っている学習者もそれほど多くなかったが、「教科書以外のものは、聴解学習に役立たない」〈項目41・4.13〉には、むしろ強く反対している。これらの回答からは、聴解授業におけるテキストの使い方の難しさが読み取れる。いずれにしても、今の聴解授業は、主にテキストに沿って進めるのが普通であるが、一方で学習者は、テキスト以外のものが聴解学習に役に立つと考えている。この辺に、実際の聴解教育と学習者の望むこととの間にズレが生ずる要因があると思われる。

また、「聴解を学習する際、分からない語彙の意味を推測しても構わない」〈項目23・2.29〉に対してあまり賛意が示されなかった。「普通の会話の中ではっきり聴けない部分があっても疑問点を追及しない」〈項目42・3.60〉と考えている学習者も少なかった。この二つの点から見ると、中国人学習者は聴解学習に対してごまかすという学習態度ではなく、分からない部分があれば必ず追及していくことが分かった。

## V. 学年による学習聴解ビリーフの差異

板井（1997）では、学年によるビリーフの違いは見られなかったが、尹松（2001）は学年によりビリーフに差異が見られると指摘している。拙稿における今回の調査対象は一年生と三年生であるが、両学年の間に聴解ビリーフの差異があるか分析してみた。

第一、教師の役割について、一年生と三年生の学習者のビリーフ間にはいくつかの差異が見られる。全体的には一年生の平均回答値が三年生より低い。それは一年生の学習者の方が、聴解学習について教師の助言を望んでいることを示す。特徴的なのは、一年生では「クラスの聴解指導をするのは教師の責任である」〈項目12・2.08・3.08〉において、教師の指導を期待する強いビリーフ傾向が示されたことである。一方、三年生の学習者は、聴解学習において自分の学習方法があるため、教師の指導をあまり望んでいないということが推測される。

第二、一年生と三年生の間に聴解学習の自律性についてのビリーフの差異はほとんどなかったが、一年生は「聴解を練習する際、細かい間違いを気にせず、積極的に聴いていく」〈項目38・3.15・2.30〉に否定的な答えが多い。つまり、一年生の方が細かい間違いに注意を払っていることになる。一方で、「自分がどの程度聴解学習できたか自分でチェックする方法がある」〈項目36・3.15・2.15〉では、自分でチェックする方法がないと回答している数値は、三年生より一年生の方が高い。結果的に一年生は、自分がどの程度聴解学習できたか自分でチェックする方法を知らず、そのため細かい間違いが気になって積極的に聴いていくことができないのではないだろうか。

第三、一年生と三年生の比較で特徴的なのは、「聴解学習の中で一番重要なのは、学習しやすい環境を持つことだ」〈項目29・1.69・2.77〉というビリーフである。一年生の方が学習環境に対してより強いビリーフを持っており、その一方で三年生の学習者は、聴解学習の環境にあまり関心を持っていないことが明らかになった。

第四、ストラテジーについては、一年生と三年生の学習者の間にビリーフの差異はほとんど見られなかった。ただ、「テキストに基づいた聴解授業がいい」〈項目35・3.00・2.42〉という項目で、一年生の方がテキスト以外の聴解素材を聴解授業で使ってほしいというビリーフが強い。また、「聴解を学習する際、分からない語彙の意味を推測しても構わない」〈項目23・2.62・1.69〉について、三年生の方がより強いビリーフを持っている。

以上のことから、一年生は日本語学習への取り組みに馴染めていない様子が見られる。従って、教師への期待が高く、学習環境にも強い関心を持っている。一方、三年生は聴解学習の必要性をしっかりと理解しており、聴解学習の経験も豊富になっていることから、学習環境にあまり左右されていな

いことが分かる。

## VI. 日本語聴解教育への提案と今後の課題

以上、第四節では聴解学習ビリーフの全体的傾向を把握し、第五節では学年による聴解学習ビリーフの違いを考察してきた。全体的に言うと、学習者は聴解学習に対して積極的な態度を持ち、自主的に聴解学習を行う意識も強い。ただし、聴解学習ストラテジーからは、教師の助言を望んでいることがうかがえる。そのことから、教師は学習者のこうしたビリーフの特徴を把握したうえで、指導を行うことが大切である。本節では、これまでの分析結果を基に、中国の日本語聴解教育に対して以下の提案をしてみたい。

第一、学習者は聴解学習において教師主導型をあまり望んでいないため、教師は学習者のビリーフを意識しながら、授業活動を展開することが大切である。たとえば、ひたすら録音を学習者に聞かせるのではなく、できるだけ学習者が音を聞きながら声を出して練習できるようにすることが、聴解授業ではもっとも有効であろう。このような授業法によって、学習者は自らの音声知覚能力を発揮することができる。

第二、中国人学習者は聴解学習において、「学習目的」、「自主学習」に対して強い意識を持っているものの、どのように聴解学習をすればいいのかあまり分からないため、教師の助言を非常に望んでいる。そのため、授業活動では教師は具体的な学習ストラテジーを指導することが重要である。

第三、学習者全体では積極的な聴解ビリーフを持っていて、聴解学習の重要性も認識しているため、教師はそのビリーフの特徴を把握し、学習者を積極的に励ましたりすることで、学習効率の向上を期待できると思う。

第四、一年生は三年生より教師の指導を強く望む傾向があるため、一年生の授業活動の回数や指導方法は、できるかぎりその傾向に沿ってアレンジするのがよいと考える。また、一年生の学習者はどのように聴解学習を行うのかまだよく分からない段階なので、聴解授業活動ではできるだけ多くの聴解学習ストラテジーを提供したほうがよいと思う。

今回の調査では、長沙学院日本語学科の一部の学生を対象にして、聴解学習ビリーフの特徴を明らかにしたが、教師のビリーフに関してはあまり詳らかにできなかった。今後、教師をも対象にさらに調査を行い、日本語聴解学習ビリーフについてより多角的な分析を試みたい。

### 参考文献

- Horwitz, E. K. (1985) Using Student Beliefs about Language Learning and Teaching in the Foreign Language Methods Course. *Foreign Language Annals*, 18, 333-340.
- Horwitz, E. K. (1987) Surveying Student Beliefs about Language Learning. In A. Wenden & J. Rubin (Eds.), *Learner strategies in language learning*, Prentice Hall, 119-129.
- Horwitz, E. K. (1998) The Beliefs about Language Learning of Beginning University Foreign Language Students. *The Modern Language Journal*, 72, 283-294.
- 板井美佐 (1997) 「言語学習についての中国人学習者のBELIEFS —上海復旦大学のアンケート調査より—」『筑波大学留学生センター日本語教育論集』12, 筑波大学留学センター 筑波：筑波大学.
- 板井美佐 (2000) 「中国人学習者の日本語学習に対するBELIEFSについて—香港4大学のアンケート調査から」『日本語教育』第104号, 95-109.

- 岩井誠二、岩澤和広 (2004) 「ハンガリー人日本語学習者のビリーフス」『日本語国際センター紀要』, 第14号:123-140.
- 尹松 (2001) 「日本語学習者のビリーフの意識調査—中国首都師範大学の場合—」『日本語教育研究言語文化研究所』 第41号,115-129.
- 梅村修 (2009) 「日本語の聴解指導—聞き取りを容易にする「知識」とは何か」『帝京大学文学紀要教育学』 第28号,117-143.
- 金城 (1996) 「日本語学習者のbeliefs に関する調査研究」『言語文化研究紀要』 第八号,51-69.
- 松本一見 (2009) 「日本語学習者の聴解学習に関する予備的調査—東北大学留学生のインタビューをもとに—」『言語科学論集』 第13号,47-57.
- 橋本洋二 (1993) 「言語学習についてのBELIEFS把握のための試み—BALLIを用いて」『筑波大学留学生センター日本語論集』 第8号,215-241.
- 横山直子 (2007) 「ベトナム人日本語学習者の日本語学習ビリーフ —ベトナム・ハノイ国家大学外国語大学の場合—」『ベトナム・ハノイ国家大学外国語大学』
- ヴェントゥーラ・フランチェスカ (2007) 「フィリピン人日本語学習と教師の漢字学習に対するビリーフとストラテジー使用—漢字教育の改善のために」『日本言語文化研究会論集』, 第3号:141-168.
- 唐文元 (2010) 「浅谈大学日语听力教学现状及对策」『海外英语』 8月号,72-73.



## 初級中国人学習者への日本語長音漢字の指導 —アンケート調査に基づき—

夏 俊、丁 馮  
長沙学院・日本語学科

### Guidance on Japanese Prolonged Sound for China's beginners: Based on Questionnaire

Xia JUN, Ding FENG  
Changsha University, PRC

#### ABSTRACT

Because of the association between Japanese and Chinese, the pronunciations of Chinese characters in Japanese are corresponding to their Chinese pronunciation. Chinese characters of prolonged sound in Japanese are corresponding to that of back nasal or diphthong or triphthong. Mastering of this can reduce the burden of Japanese beginners in China in a certain extent which plays a very important role in the learning of Chinese characters of prolonged sound.

This paper selected all Chinese characters of prolonged sound in the frequently-used Chinese characters table, analyzed their association with Chinese Pinyin, and some exceptional words were also analyzed.

On the other hand, elementary Japanese pronunciation words were extracted and two questionnaires were carried out among Japanese beginners, which helps us understand status of prolonged sound learning and the reasons of misusing of them. Through observing the change of correct rates in two questionnaires, suggestions for prolonged sound learning are brought up.

**Key word:** Japanese Prolonged Sound, back nasal, diphthong, triphthong., Questionnaire

## 1. はじめに

初級段階の中国人日本語学習者にとって、音読み漢字の長音の有無を把握するのは難しいことである。一方、日本語と中国語の繋がりにより、日本語音読み漢字の読み方は中国語漢字の発音と対応関係を持っている。長音を有する漢字は主に「ng」がつく中国語の後鼻韻の音節、または二重母音と三重母音を含んだ中国語音節と対応しているのである。

中国人の初級学習者にとって、このような対応関係が把握できれば、日本語長音漢字の習得に大いに役立ち、学習の負担はある程度軽減できるのではないかと考える。

本稿では、「常用漢字表」にある長音である漢字を取り上げ、対応する中国語漢字の読み方との対応関係及びその例外を分析する一方、「常用漢字表」から長音を中心とした初級音読み漢字語を102語抜粋し、初級段階の日本語学習者を対象に、上述の対応関係を教わる前と教わった後、アンケート調査を二回行い、その正解率の変化を観察し、日本語長音漢字の学習法について提言したいと考える。

## 2. 先行研究の背景

日本語が発展する過程で、中国語の漢字を導入し、漢字の読み方を正確に表すために、長音、拗音、発音などの音韻が誕生したと言われている。

長音と中国語音声の繋がりについては、劉富華 (2012) <sup>(1)</sup> では、長音と古代中国語音韻との対応規則を分析して、中古漢語の「尾陽韻 (つまり後鼻音で「ng」と表記する)」が中古日本語の「う」尾或は「い」尾長音に転化し、一方中国語の「二重母音」と「三重母音」は各自の母音が複合して「う」尾の長音ができたと述べている。

現代中国語は、漢字の発音を「ピンイン」で表記する。一つの字の「ピンイン」は二つの部分に分けられ、前半部を「声母 (子音)」、後半部を「韻母 (母音)」と呼び、全音節のアクセントを「声調 (アクセント)」と称する。また、「韻母 (母音)」の部分に単母音音節、二重母音音節と三重母音音節の形がある。単母音音節は、/a/や/o/のような一つの母音だけの音節である。/ai//ou/のように、二つ母音を一つ音節とするのは二重母音音節であり、/uai/のように、三つの母音を一つ音節とするのは三重母音音節である。

また、尾音部分については、鼻音「n」を音節末とするのが「前鼻音」、鼻音「ng」を音節末とするのが「後鼻音」としている。

以下では、「常用漢字表」に掲げている音読み漢字を分析し、日本語の長音漢字とその漢字の中国ピンインの読み方の対応関係について調べて分析した。

## 3. 日本語漢字の長音とその中国語漢字の発音の対応関係

本稿での調べによると、2010年に公表した最新版の「常用漢字表」<sup>(2)</sup> に掲げた2136個の漢字には、訓読みのみで音読みを持たない漢字は「扱、茨、芋、畝、浦、虞、俺、卸、蚊、貝、垣、柿、掛、湯、且、株、釜、鎌、刈、熊、繰、桁、駒、込、頃、崎、咲、皿、鹿、芝、尻、据、裾、杉、瀬、滝、但、棚、誰、塚、漬、坪、爪、鶴、届、峠、柄、井、虹、梨、謎、鍋、匂、箱、箸、畑、肌、膝、肘、姫、頬、堀、枕、又、岬、娘、弥、闇、脇、粹」の70字であり、音読みを有する漢字は2066個である。そのうち、長音を有する漢字は660あまりで、約常用漢字の三分の一を占めている。中国漢字音に照らし合わせてみると、これらの長音を有する漢字は主に「ng」をつけた後鼻韻の音節、及び二重母音または三重母音を含んだ音節に対応している。表3.1はその対応関係について、例を挙げて説明し

たものである。

表3.1 音読み漢字の長音と中国漢字音の対応関係

中国の漢字ピンイン	漢字	読み方		漢字	読み方	
		日本語	中国語		日本語	中国語
「-ng」の例	同	どう	tong	横	おう	heng
	康	こう	kang	映	えい	ying
二重母音の例	流	りゅう	liu	早	そう	zao
三重母音の例	調	ちょう	diao	了	りょう	liao

しかし、この対応関係は全ての長音漢字に当てはまるというわけでもない。本稿で、「常用漢字表」の長音漢字を洗い出し、前述した対応関係及びそうでない状況について、表で整理しながら考察した。

### 3. 1 日本語長音漢字とピンインの対応関係

「常用漢字表」にある長音漢字を抽出し、その漢字の中国語のピンインの対応関係を表3.2のようにまとめ、その対応関係についてより深く観察し、また対応関係を外れる「例外」の状況についても考察した。

表3.2で分析した日本語長音漢字とそれに該当する中国語漢字の発音の対応関係から、次のことが言える。

- 1) 日本語音読みの長音は、ほぼウ段、エ段、オ段にあり、ア段とイ段にほとんどない。また、ウ段とオ段の長音は語尾に「ウ」を付けて表記し、エ段の長音は語尾に「イ」を付けて表記することがほとんどである。
- 2) ウ段長音に対応する中国漢字音は、後鼻音の場合はほとんど母音「o」＋「ng」の形である、例えば「zhong」「zong」「long」「chong」「tong」「xiong」などの形式が見られる。一方、三重母音との対応が見当たらないが、二重母音の場合、「u」を尾音とする「iu」と「ou」と対応し、例えば「zhou」「xiu」などがある。これは語尾「ウ」が中国語母音の「u」と対応しているからであろうと考える。
- 3) エ段長音に対応する中国語ピンインは後鼻音と二重母音である。後鼻音の場合は「xiong」「eng」「ing」などで、二重母音の場合は「xie」、または「ui」「ei」のような「i」を尾音とする二重母音がほとんどである。エ段長音の語尾は「イ」であることが多く、「イ」と中国語母音の「i」と対応していると考えられる。
- 4) オ段の長音は比較的多く見られ、対応する中国語ピンインは三重母音或いは「単母音や二重母音＋ng」である。例えば、三重母音「iao」、後鼻音「ang、eng、ing、iang、uang、」などである。
- 5) 「常用漢字表」にある長音漢字に対応する中国語漢字は、主に後鼻韻の漢字で、約350字があり、長音漢字660字の半分以上占めている。

表3.2 長音漢字とピンインの対応関係

	対応関係 (約 86%)			例外の場合 (約 14%)		
	「ng」の後鼻韻と対応の場合	非「ng」の対応の場合		入声字	慣用音	ほか
		二重母音との対応	三重母音との対応			
ア段長音						
イ段長音						
ウ段長音	キュウ	Gong. Qiong.	Jiu. Qiu. Xiu.	Ji. Qi.		
	ギョウ		Niu.			
	クウ	Kong.				
	グウ				Yu.	
	シュウ	Zong. Zhong.	Shou. Qiu. Zhou. Xiu. Chou. Jiu	Shi. Xi. Ji		
	ジュウ	Chong. Zhong. Cong. Zong.	Shou. Rou.	Shi. Zhi. Se		Zhu
	スウ	Cong.			Shu	Shu
	チュウ	Zhong. Chong.	Zhou. Chou.			Zhu.
	ツウ	Tong.				
	ニウウ			Ru.		Ru.
	フウ	Feng.				
	ユウ	Yong. Xiong. Rong.	You.		Yu.	
	リュウ	Long.	Liu.		Li.	
エ段長音	エイ	Ying. Yong.	Rui. Wei.			
	ケイ	Xiong. Xing. Jing. Ying. Qing.	Hui. Xie.			Zhi. Xi. Qi. Ji
	ゲイ	Jing. Ying.				Yi.
	セイ	Jing. Zheng. Sheng. Cheng. Xing. Qing				Shi. Zhi. Xi. Qi. Xu
	ゼイ		Shui.			
	テイ	Cheng. Ting. Ding.				Di. Ti. Zhen
	デイ					Ni.
	ネイ	Ning.				
	ヘイ	Bing. Ping.				Bi.
	ベイ					Mi .
	メイ	Ming. Meng.			Mi.	
レイ	Ling. Leng.				Li.	
オウ	Wang. Yong. Ying. Weng. Heng.	Ao				
オ段長音	キョウ	Xiong. Kuang. Jing. Gong. Kong. Qiang . Xiang.		Jiao. Qiao.	Xia. Xie.	
	ギョウ	Yang. Ning.		Xiao.	Ye.	
	コウ	Gong. Kong. Guang. Xiang. Jiang. Hang . Keng. kang. Geng. Xing. Heng. Hong. Huang. Kong. Gang. Ying.	Kou. Hou. Hao. Kao. Gao . Gou.	Qiao. Jiao . Xiao	Jia.	Ken.
	ゴウ	Gong.	Ao. Hao. Kao		He.	
	ショウ	Sheng. Jiang. Cheng. Chuang. Shang. Song. Zheng. Xiang. Chang. Zhang. Chong. Jing. Zhuang. Zhong.	Shao. Zhao. Chao.	Xiao. Jiao .	She.	
	ジョウ	Shang. Zhang. Rong. Zhuang. Cheng. Jing. Sheng. Qing. Zheng. Rang. Niang		Tiao.	Die.	
	ソウ	Shuang. Zhuang. Zheng. Xiang. Song. Cong. Sang. Chuang. Zang. Seng. Ceng. Zong.	Zao. Zou. Cao. Sou. Zhou. Sao. Chao. Shou.		Cha.	
	ゾウ	Xiang. Zeng. Cang. Zang.	Zao			
	チョウ	Ding. Ting. Zhang. Tong. Ding. Chang. Cheng.	Zhao. Chao.	Tiao. Diao . Niao	Tie.	
	トウ	Dong. Deng. Dang. Tang. Tong. Teng.	Dao. Tou. Dou. Tao.		Ta. Da.	
	ドウ	Tong. Dong. Tang.	Dao.			
	ニョウ			Niao.		
	ノウ	Neng. Nong.	Nao.		Na.	
	ヒョウ	Bing. Ping.		Biao. Piao		
	ビョウ	Bing.	Mao.	Miao.		
	ホウ	Tang. Bang. Feng. Beng.	Bao. Pao.		Fa.	
	ボウ	Mang. Wang. Fang. Bang. Peng.	Mou. Mac. Pou. Bao.		Fa.	
	ミョウ			Miao.		
	モウ	Wang. Mang. Meng.	Mao. Hao.			
	ヨウ	Yong. Yang. Rong.	Yao. Ycu.		Ye.	
リョウ	Liang. Ling.		Liao.	Lie.		
ロウ	Lang. Nong.	Lao. Lcu.				

注：表3.2にあるパーセンテージは「常用漢字表」にある長音漢字のうちに前述の対応関係に合致する漢字と例外の漢字が占める割合である

### 3. 2 対応関係に合致しない漢字

日本語の長音漢字は中国語漢字のピンインと対応関係を持っているが、例外もある。表3.2では対応関係に合致しない長音漢字（表3.2で「例外の場合」と名づけてある）も取り入れ、その中国語のピンインをまとめてみた。この作業で観察した結果、対応しない原因は主に三つにあると考える。

1) まずは、中国語の「入声」が消えたためである。『広辞苑』<sup>(3)</sup>によると、「入声」とは古代中国語の四声の一つで、韻尾に「p、t、k」の子音を持つ音調である。入声は中世に入って消えてしまい、現在の中国では「入声」は一部の方言（特に広東語などの南方方言）でしか保存されていないということである。

一方、入声の漢字は古代日本へ伝わり、今でも残っている。入声の漢字は日本の漢字音ではチ、ツ、ク、キ、ウ（旧仮名遣いではフ）のいずれで終わる。例えば、「一（いち）」、「葉（やく）」、「葉（よう）」などは入声の字である。劉富華（2012）<sup>(1)</sup>により、「葉」は古い日本語音では「エフ」と読んでいたが、現代日本語では「よう」と読むようになった。それは「葉（エフ）」のような古い日本語漢字の語尾の入声は現代日本語で長音になったからである。

『新漢語林』<sup>(4)</sup>で調べた結果、「常用漢字表」にある「入声」の漢字は「押、急、級、及、吸、給、泣、協、峽、挟、狭、脅、業、甲、合、拾、集、襲、習、十、汁、涉、暈、挿、答、塔、搭、踏、入、納、法、乏、葉、粒、獺」などの36字である。

次に、これらの入声漢字の仮名遣いの音声変遷について、『新漢語林』<sup>(4)</sup>を調べながら説明する。

押：アフ → オウ	急：キフ → キュウ	級：キフ → キュウ
及：キフ → キュウ	吸：キフ → キュウ	給：キフ → キュウ
泣：キフ → キュウ	協：ケフ → キョウ	峽：ケフ → キョウ
挟：ケフ → キョウ	狭：ケフ → キョウ	脅：ケフ → キョウ
業：ゲフ → ギョウ	甲：カフ → コウ	合：カフ → コウ
拾：シフ → シュウ	集：シフ → シュウ	襲：シフ → シュウ
習：シフ → シュウ	十：ジフ → ジュウ	汁：ジフ → ジュウ
涉：ジフ → ジュウ	涉：セフ → ショウ	暈：デフ → ジョウ
挿：サフ → ソウ	答：タフ → トウ	塔：タフ → トウ
搭：タフ → トウ	踏：タフ → トウ	入：ニフ → ニュウ
納：ナフ → ノウ	法：ホフ → ホウ	乏：ボフ → ボウ
葉：エフ → ヨウ	粒：リフ → リョウ	獺：レフ → リョウ

現代漢語で「十」の対応するピンインは「shi」で、「習」は「xi」、「塔」は「ta」、「粒」は「li」、「葉」は「ye」、「法」は「fa」、「入」は「ru」で、全て単母音音節である。一方これらの日本語漢字の音読みは長音である。この不合致は「入声漢字」は日本へ伝わり、だんだん長音へと変化したわけである。

2) 次の原因は、数少ないが一部の日本語の長音漢字は慣用音なので、3.1で述べた長音とピンインの対応関係に合わないのである。

中国から伝来した呉音、漢音、唐音ではなく、日本で昔から通用している字音を慣用音という。劉春紅（2005）<sup>(5)</sup>では、「切韻」のような中国の古代辞書を通して学んだ字音ではなく、古来の伝習や不正確な類推に基づいて誤って読まれたものの、広く伝わった字音である。例えば、一部の漢字は中国漢字音に後鼻韻と二、三重母音音節でないが、日本では慣用音であるため、長音を発することもある。例えば、「遇、隅、偶」の3字は中国漢字音で「yu」と読んで、「ぐ」と読むはずだが、慣用音のため「ぐう」と読むようになっている。こういう漢字は日本語に少ないと言われている。「遇、隅、偶」のほかに、「常用漢字表」<sup>(2)</sup>の中で「枢、迷、裕」なども同じ原因で長音を発する。以下

で説明する。

「枢」は中国漢字音で「shu」と読み、日本語で「しゅ」と読むはずだが、「すう」と読んでいる。「迷」は中国漢字音で「mi」と読むが、長音の「めい」となってしまった。「裕」の中国語発音は「yu」であるため、日本語で「ゆ」と読むはずだと思われるが、「ゆう」という長音を発するのである。

3) 入声字や慣用音の影響を除いて、ほかの原因で対応関係を外れて長音を発する漢字がある。この類の漢字は三分類できる。

- ① 「i」という単母音音節を持つ中国語漢字である。例えば、ケイ（計、継、鶏、溪、契、稽、系、憩）、ゲイ（芸）、セイ（世、西、制、誓、逝、勢、斉、裂）、テイ（提、堤、帝、邸、抵、底、低、弟）、デイ（泥）、ヘイ（陞、弊、閉、幣）、ベイ（米）、メイ（迷）、レイ（礼、例、励、麓、隸）などである。
- ② 「u」という単母音音節を持つ中国語漢字である。「u」は単母音音節で日本語で短音と読むはずだが、「常用漢字表」で調べた結果、「住（じゅう）」、「数（すう）」、「注（ちゅう）」、「駐（ちゅう）」、「鑄（ちゅう）」、「柱（ちゅう）」などいくつかの単母音「u」を持つ中国語漢字は長音になっている。
- ③ 「肯（ken）」、「偵（zhen）」や「貞（zhen）」などの三字である。この三つの漢字は現代漢語で前鼻韻に属し、日本語で撥音を発するはずだが、長音になっている。何故かという、その漢字の古代の読み方は後鼻音であったからだ。中国の『康熙字典』<sup>(6)</sup>によれば、「肯」は苦等切で、「貞」は知盈切で、「偵」は丑成切である。切は古代の漢字発音表記法の一つであり、『広辞苑』<sup>(3)</sup>で「2つの漢字を用い、一方の子音と他方の母音とを組み合わせると1音となって、その漢字の音を表すということである」と解釈している。例えば、「台、徒哀切」というのは、台の発音は、徒の子音「t」と哀の母音「ai」という組み合わせで成り立っているのである。ここで言いたいのは、古代中国語において、「肯」は苦の子音「k」と等の母音「eng」を合わせて「keng」と読み、「貞」は知の子音「zh」と盈の母音「eng」を合わせて「zheng」と読み、「偵」は丑の子音「ch」と成の母音「eng」を合わせて「cheng」と読む、ということで、つまりこの三字は現代では前鼻音になっているが、古代では後鼻音だったのである。

以上の述べた長音とピンインの対応関係に合致しない「例外語」が存在する三つの原因のほか、もう一つの漢字は要注意である。「景気」の「景」は長音で、ピンインも「jing」であるが、「景色」になる場合、「け」になり、学習者に困惑を覚えさせるが、その原因は「景色」の語源は「気色」であることにあるのである。

#### 4. アンケート調査

本稿では、長音を有する漢字とそれに対応する中国語漢字の発音との対応関係を初級の日本語学習者に理解してもらうことは誤用を減らし、学習効果を高めることができると考え、前述で述べた対応関係を学習者に教える前と教えた後の二回アンケート調査を行い、その誤用現象及び誤用率の変化を観察してみた。

調査の目的：一回目は初級日本語学習者の長音の把握状態を調べることであり、二回目は、長音と中国語ピンインの対応関係を教えたあと、同じ内容の単語テストの誤用率の変化を調査することである。アンケート調査により、誤用の状態及びその原因を調べて究明し、長音漢字のより分かり易い指導法を提言することを図る。

調査内容と形：単語のテストをするという形で、長音を中心とした初級段階の音読み単語100語に仮名を振ってもらうことにした。

調査対象は二年生になったばかりの長沙学院日本語学科の学生90人で、また、調査日は2013年9月4日、2013年9月13日である。

#### 4. 1 対応関係を教わる前の調査結果及びその分析

本稿は「常用漢字表」から初級レベルの単語を102語（222字）洗い出し、テストを行ってみた。答えを全然記入しないものを無効として、有効回答率は64%である。有効回答を分析した結果は以下のようである。

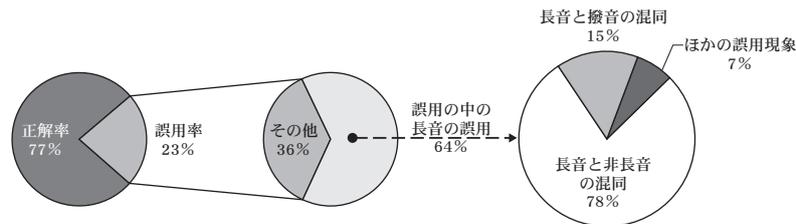


図4.1 初級音読み漢字のアンケート調査の結果1

図4.1が示したように、答を全然書いていない箇所や完全に訓読みと音読みの意識のない箇所を除いて、全体的な有効な答は64%である。この有効な答の中で、誤用率は23%であり、中でも長音に關係する誤用は64%である。本章で主に長音に関する誤り（つまり、調査全体の誤用の64%を占める部分）を分析したいと考える。

主な誤用のパターンは以下の3種類である：

##### 1) 長音と非長音との混同現象が極めて多く、長音に関する誤用の全体の78%を占めている。

まず、長音を非長音に間違えることが多い。例えば、「一生懸命」に「いっしょけんめい」と仮名を振り、「中国」を「ちゅごく」、「自由」を「じゆ」、「老人」を「ろじん」、「非常」を「ひじょ」、「主要」を「しゅよ」と書いて、間違えることが多く見られる。

次に、非長音を長音に間違えてしまう。例えば、「旅行」を「りょうこう」、「女性」を「じょうせい」、「去年」を「きょうねん」、「予約」を「ようやく」、「京都」を「きょうとう」、「一度」を「いちどう」に間違えてしまう。

以上のような混同現象の理由は、初級段階の学習者にとって、長音は馴染みのない音声現象で、音のリズムに関しても敏感でない一方、その有無も規律のないことだと考えてしまうので、単語の大体の読み方を覚えていても、細部まで至ったら誤りを犯しやすくなることにあると考える。

##### 2) 長音と撥音の混同も少なくなく、長音の誤用の15%を占めている。中では、「研究」を「けいきゅう」、「練習」を「れいしゅう」のように撥音を長音に間違える例もあるが、本来長音である漢字を撥音に間違える比率のほうがずっと高い。例えば、「先生」を「せんせん」、「予定」を「ようてん」、「西洋」を「せいよん」、「用件」を「よんけん」、「提供」を「ていこん」、「総務」を「ぞんむ」と間違ってしまうことが案外多かった。

このような混同の原因は母語影響にあると考える。中国人日本語の初級学習者にとって、音読み漢字と中国漢字の音声の対応関係にある程度に感じているが、一体どう対応しているか、論理的に把握していないわけで、撥音と中国語の後鼻音「ng」と結びつけていて、誤用が生じたのであると考える。

##### 3) 以上の長音と非長音の混同、長音と撥音の混同のほかに、現れてきた問題は主に音読みと訓読みの混同である。例えば「両方」を「りょうがた」と書いた例などがある。ほかに「北海道」を「ほ

うかいどう」のように「促音」と「長音」の混同もある。音読みと訓読みの混同は、まず音読みと訓読みの概念をきちんと身につけてもらい、また音読みと訓読みの組み合わせの「重箱」型か「湯桶」型であるなら、その形に注意するように促すことを提言したいと考える。

以上で長音の誤り方について見てきたが、もう一つアンケートで見られた現象も内容をチェックする過程の中で相当目立っている。それは被調査者が「長音」か「非長音」か判断するとき表したためらいである。「長音」であるかどうか自信がなく、書いた答えを消して「非長音」と「長音」に直した痕跡はしばしば目にして、迷いが感じられる。

以上のアンケート調査の結果からみれば、長音に関する間違いは音読み漢字の誤用の三割近く占めていて、その誤用の原因は主に長音や撥音と中国語発音の対応する規律を理解していないことにあると考えられる。

学習者にとって長音の習得をより分かりやすく把握するために、一回目の調査が終わった後、長音は主に中国語の後鼻音、二重母音と三重母音と対応していて、撥音は中国語ピンインの前鼻音「n」を対応していると指摘した。テストを採点して、分析したあと、配らずに同じ内容を使って二回目も調査を行った。

#### 4. 2 対応関係を教わった後の調査結果及びその分析

下表は二回目のアンケート調査の結果を統計したあと、対応関係を教わる前の一回目の調査と比較したデータである。

表4.2 初級音読み漢字のアンケート調査の結果2

	対応関係を教わる前	対応関係を教わった後
有効答案率	64%	79%
全体的な誤用率	23%	17%
長音の誤用率 (調査全体の誤用の中)	62%	35%

この表を見て分かるように、調査の全体的な有効答案率が15%余り伸びた。長音や撥音などと中国語ピンインとの対応関係を知っていれば、全然書けないということが少なくなったようである。また以下のことも分かった。

- ① 全体的な誤用率は23%から17%まで減った。
- ② 長音の誤用が全体の誤用の中で占める率は62%から35%まで下がった。

下表はランダムに取り上げた7名の非調査者の前後二回の調査データの一部である。答え全体の有効率の上昇、長音の誤用の減少などの変化が見られる。

表4.3 調査結果の対照図

名前	有効答案		誤用		長音の誤用		長音非長音の混同		長音撥音の混同	
	一回目	二回目	一回目	二回目	一回目	二回目	一回目	二回目	一回目	二回目
Aさん	92	122	27	19	23	9	20	7	3	2

Bさん	161	185	51	39	31	10	21	8	7	2
Cさん	123	146	39	37	22	6	19	3	1	2
Dさん	136	152	47	32	31	11	19	7	9	3
Eさん	86	152	33	47	23	15	23	15	0	0
Fさん	138	167	55	39	43	13	36	10	5	2
Gさん	115	126	51	36	20	15	15	12	5	3

注：単位は「字」である。

③ 一方、日本語長音漢字と中国語ピンインの対応関係に外れている「計画」、「景色」、「授業」、「注意」、「近所」などの単語の読み方の誤用は、この二回目の調査で目立つようになったのである。一回目の調査の後で行ったピンインとの対応関係の説明の影響で、中国語の後鼻音、二重母音と三重母音と対応する日本語漢字を全て長音にして、そうでない場合は非長音にするという現象が目立っている。例えば「景(jing)色」を「けいしき」に、「授(shou)業」を「じゅうぎょ」に、「注(zhu)意」を「ちゆい」に、「近所(suo)」を「きんしょう」に、間違えた人が多い。

この点に関して、調査の状況を把握したあと、筆者は直ちに長音とピンインの対応関係を外れている「例外」について、3.2で述べた例外の漢字をその原因について、説明を補足した。初級にある対応しない漢字とその原因について説明した。また、学習者に単語を勉強する際に、不対応があったらすぐにメモして、対応しない語を整理するように注意した。

## 5. おわりに

本稿は、日本語初級段階の教育現場で、学習者を困らせる「長音問題」について、より効果的な指導法を探るために、「常用漢字表」にある長音漢字と中国語漢字の発音を照らし合わせ、その対応関係をまとめて分析した。一方、アンケート調査を行い、学習者の長音の把握状態と間違い方を把握した上、被調査者に中国語ピンインと日本語長音との基本的な対応関係を説明して理解させた。対応関係の説明の効果把握するために、同じ内容を用いて再びアンケート調査を行い、結果を分析した。二回目の調査では、有効回答率も長音の正解率も大幅に上昇した。また、一回目の調査で長音と非長音の混同、長音と撥音の混同が多くて目立っていたが、二回目の調査でこのような現象が少なくなった。一方、二回目では対応関係に外れている「計画」や「注意」「授業」のような例外語での誤用が目立つようになった、筆者ではまず長音とピンインとの対応関係を強調する一方、3.2で述べた「例外」の場合、つまり「入声漢字」の変化と影響、日本語の慣用語、「景色」という単語の語源の問題についても、単語を教えるとき、そのわけを説明して、注意を促し、またその類の単語を整理するなどの対策をとともに立てることを薦める。

より効率的且つ効果的な初級漢字指導を目指すために、本稿は中国の日本語教育現場の初級段階で使う『基礎日本語』などの教科書で、日本語長音漢字とその中国語漢字の発音との対応関係をきちんと説明する必要があると提言する。長音だけではなく、日本語漢字の撥音、促音などの音声現象と中国語の関連も紹介し、その対応関係をより明らかにして、学習者の困惑を解き、負担を軽減し、より効果的な学習を図ることができるだろうと考える。

## 参考文献：

- (1) 刘富华・赵世海. 日语汉字音中的长音与中古汉语音韵对应规律研究[J]. 东北师范大学学报, 2012, (260) : 144-147.
- (2) 『常用漢字表』. 平成22年11月30日内閣告示.
- (3) 新村出. 『広辞苑』第六版[M]. 三省堂, 2008.
- (4) 鎌倉正・米山寅太郎. 『新漢語林』[M]. 大修館書店, 2011.
- (5) 劉春紅. 『日本語漢字音における長音』[D]. 吉林：吉林大学, 2005.
- (6) 張玉書. 『康熙字典』[M]. 上海：上海書店出版社, 2009.
- (7) 刘淑学. 读后鼻辅音韵尾的汉字在日语中的音读[J]. 保定学院学报, 2000, (1) : 49-52.
- (8) 山崎誠. 中国人学習者の長音表記の誤用における一考察[J]. 国際日本語教育・日本語研究シンポジウム <http://www.japanese-edu.org.hk/sympo/schedule/venue.php?id=7>.

学習の成果を評価・活用する好循環の地域人材育成・  
活用システムの構築に関する研究  
—地域社会の形成に参画し寄与する人材の育成—

古市 勝也  
九州共立大学スポーツ学部教授

ブストス・ナサリオ  
桜花学園大学保育学部教授

キーワード：学習成果・評価・活用・人材育成と活用・好循環の活用システム

ON THE DESIGN OF A SYSTEM FOR THE FORMATION  
AND USE OF LEARNERS BASED ON THE EVALUATION OF  
LEARNING RESULTS  
—A COMMUNITY—BASED VIRTUOUS CIRCLE SYSTEM—

Katsuya FURUICHI  
Professor, Department of Sports Science Kyushu Kyoritsu University

Nazario BUSTOS  
Professor, Faculty of Early Childhood Care and Education Ohka Gakuen University

ABSTRACT

In this paper, we made an analysis of the expectations, after the enactment of the new fundamental law of education, around the evaluation of the results of lifelong learning activities and their practical use by the learners to contribute to the realization of a lifelong learning society. We also analyzed the basic characteristics that a system for the use of these learners should have. As a result, we found that a real lifelong learning society requires a change from the idea of “expansion of high quality learners” to the concepts of “practical use of learning results”, “offering of the results of learning for the public benefit” and “contribution to the society”. We also found that this system for the practical use of the results of learning can be organized as a “virtuous circle system”.

**Key word:** results of learning, evaluation, practical use, use of learners, virtuous circle system.

## 1. 緒論

学習成果の評価・活用に関する研究は既に多い。しかし今、その学習成果の評価・活用を「学習」・「評価」・「活用」のサイクルとして、地域人材育成のシステムとして構築しようとする傾向が強いように思われる。それは何故か。「教育基本法」(2006(平成18)年12月)が改正され、生涯学習の理念が謳われるとともに、その教育目標として「(略)公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」(第2条3項)が定められた。すなわち、「主体的に社会の形成に参画し、寄与する」人材の育成が求められているのである。

また、2013(平成25)年4月25日「第2期教育振興基本計画(平成25年～平成29年度)」が制定された。その中で、「第1部」の「(4)絆づくりと活力あるコミュニティ形成～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～」として「(略)学習活動を通じて『社会が人を育み、人が社会をつくる』という好循環に向けたシステムを目指す」としている。さらに、「第2部」の「成果目標3」では「(略)個々人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに、学習成果が広く社会で活用されるようにする。」としながら「その学習の成果が評価され、社会で幅広く通用するための環境を構築する。」(「主な取組」11-1)としている。すなわち、「社会が人を育み、人が社会をつくる」という好循環システムを「学習機会等を充実するとともに、学習成果が広く社会で活用されるようにする」ことによって構築しようとしていると思われる。

また、中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(2008(平成20)年2月19日)では、「各個人が社会の成員として、人間・社会・環境・経済の共生を目指し、生産・消費や創造・活用のバランス感覚を持ちながら、それぞれが社会で責任を果たし、社会全体の活力を持続させようとする『循環型社会』への転換が求められる。」(第1部-1)とし、「知の循環型社会の構築」を提言しているのである。

さらに注目したいのは、平成25年1月に「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」(「議論の整理」)が取りまとめられた。そこでは、我が国の「生涯学習社会の構築」に向けて中心的な役割を担う社会教育行政推進の今後の在り方について示されている。さらに、「『知の循環型社会』の構築を目指すためには、学習成果が適切に評価され、社会で幅広く通用するための環境の構築が求められる。」(第2章-4-(2))としているのである。

そこで、教育基本法が定められて以降、生涯学習社会の構築に向けて「学習成果の評価・活用」に何を求めているかを、法や答申から考察する必要があると思われる。

特に筆者は、平成25年8月5日(15:45～17:15)、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター主催の「社会教育主事講習A」で、生涯学習論「学習成果の評価と活用」について講義する機会を得た。本論は、そこで使用した講義資料に、新たな資料等を加え分析・考察を試みたものである。

## 2. 目的

「教育基本法」が2006(平成18)年12月に約60年ぶりに改正された。それ以降、中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(平成20年2月19日)、教育基本法を受けて一部改正された「社会教育法」2008(平成20)年6月11日法律第59号、「第2期教育振興基本計画(平成25年～平成29年度)」(2013(平成25)年4月25日)、「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」(「議論の整理」)(平成25年1月)等々、ここ数年、矢継ぎ早に教育に関する法や国の答申等が出されている。この時期に、改めて、生涯学習社会を構築するには、学習成果の評価・活用に何が求められているか、さらに、学習の成果を適切に評

価し、社会で活用する「知の循環型社会」の好循環評価・活用システムはどのようにあるべきか、考察する。

### 3. 方法

まず、「教育基本法」(2006(平成18)年12月)、中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習振興方策について―知の循環型社会の構築を目指して―」(平成20年2月19日)、「社会教育法」一部改正(平成20年6月11日法律第59号)、「第2期教育振興基本計画(平成25年～平成29年度)」(平成25年4月25日)、「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」(「議論の整理」)(平成25年1月)等の法・答申等に提言されている「学習成果の評価・活用」に関するところを抽出する。

次に、法・答申等により法的な根拠を明確にし、法が求めるこれからの「学習成果の評価活用」の在り方を考察する。

さらに、学習の成果を適切に評価し、活用する好循環評価・活用システムはどのようにあるべきかを考察した。

### 4. 結果 ―法・答申等に見る学習成果の評価・活用の方向―

#### (1) 教育基本法(2006(平成18)年12月改正)

ア. 公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する人材の育成

教育基本法の「教育の目標」の中で「第2条-3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」としている。ここでは「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する」地域人材の育成を目指しているのである。

イ. 生涯学習社会の実現 ―学習の成果を適切に生かすことのできる社会の実現―

教育基本法の「第3条」に「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とある。生涯にわたって、学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を図ろうとするものである。

ウ. 社会教育は個人の要望や社会の要請にこたえ社会で行われる教育

教育基本法は社会教育法の社会教育の定義に比べて広く捉えている。それは、教育基本法の「第12条」で「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」としている。社会教育を「個人の要望や社会の要請にこたえ社会で行われる教育」として、「個人の要望」も社会教育としていることである。個人学習の奨励と、その成果の評価・活用も社会教育の役割になっているのである。

エ. 学校、家庭及び地域住民等関係者の相互の連携協力

教育基本法に学校、家庭及び地域住民その他の関係者の相互の連携協力が謳われたことは注目したい。すなわち、「第13条」に「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」としているのである。本論の「学習の成果の評価・活用」の視点から見ると、学習社会が成熟し、学習の成果を積み上げた人々を評価し活用するにあたって三者が相互に連携・協力することで、促進しやすくなると言えよう。

## (2) 社会教育法（平成20年6月11日法律第59号）

## ア. 国及び地方公共団体の任務

教育基本法を踏まえて一部改正された社会教育法では、「国及び地方公共団体の任務」として、「第3条」で次のように定めている。すなわち、「第3条」では、「国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。」としている。ここでは、地域の発展に寄与する地域人材育成を狙っているといえよう。

また「第3条の2」では、「国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。」としている。すなわち社会教育は、「学習の機会を提供・奨励し」「生涯学習の振興に寄与することとなるよう努める」としている。生涯学習社会の実現に向けて、社会教育の役割は重大である。ここに、学習により地域に貢献する地域人材を育成し、その成果を活用する『好循環型』の生涯学習社会の実現に向けた役割が見えてくる。

さらに、「第3条の3」では、「国及び地方公共団体は、第1項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。」としている。ここで注目したいのは、「社会教育が学校教育及び家庭教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう配慮する。」そのためには、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互の連携及び協力の促進に努める」としていることである。社会教育が、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の中心であることが窺える。さらに、学習の成果を家庭教育の向上に資するよう地域住民その他の関係者との相互の連携・協力の促進に努め、学習成果の活用を推進するのも社会教育の重要な役割として見えてくるのである。

## イ. 市町村の教育委員会の事務

社会教育法「第5条」では「市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。」として、市町村の教育委員会の社会教育の事務を定めている。

主に、学習成果の評価・活用に関係するところを見ると次のようになる。

## (市町村の教育委員会の事務)

第5条-7 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

第5条-13 主として学齢児童及び学齢生徒に対し、学校の授業の終了後及び休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

第5条-14 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

第5条-15 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

ここで注目したいのは、「家庭教育に関する学習の機会や情報の提供」(第5条-7)、「児童生徒に対し、学校の授業の終了後及び休業日において行う、学習その他の活動の機会を提供する事業」(第5条-13)、「青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供」(第5条-14)は、教育委員会の社会教育の仕事であると明文化されていることである。この領域の振興は、社会教育の役割であり社会教育が講座の開設や集会の開催により学習の機会を実施・奨励し人材養成を図り、その人材を活用することが求められている。

なぜなら、そのことは「第5条-15」に「社会教育における学習の機会を利用して」育った地域人材の「学習の成果を活用」して「学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励」を位置づけているのである。ここでは、地域人材を育成し、その成果を家庭教育、地域づくり、青少年のボランティア活動等に活用する、その活用の場まで示しているのである。

#### ウ. 社会教育主事は学校の求めに応じて助言ができる

この度(平成20社会教育法「第9条の3」)では「社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。」としている。これは社会教育主事の今までと変わらない指導理念である。しかし、この度の一部改正で「第9条の3-2」に「社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。」が加えられたのである。

各種社会教育指導者の中核的存在である社会教育主事が、「学校の求めに応じて必要な助言ができる」ようになったことは、学校を始めとする関係機関団体との連携が法的にも認められ、「教育基本法」第13条の「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が促進されると思われる。地域住民等が、学校において学習成果を活用する機会をつくりやすくなったといえよう。

### (3) 中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(平成20年2月19日)

「第1部 今後の生涯学習の振興方策について」の「1 生涯学習の振興の要請—高める必要性と重要性」の「(持続可能な社会の構築の要請)」の中で「(略)各個人が社会の成員として、人間・社会・環境・経済の共生を目指し、生産・消費や創造・活用のバランス感覚を持ちながら、それぞれが社会で責任を果たし、社会全体の活力を持続させようとする『循環型社会』への転換が求められる。したがって、各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった『知の循環型社会』を構築することは、持続可能な社会の基盤となり、その構築にも貢献するものと考えられる。」としている。学習によって得られた様々な経験や知識等が社会の中で循環し、学習した成果が社会に還元される仕組みである「知の循環型社会の構築」が求められているのである。

### (4) 「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月14日閣議決定)

「教育基本法」の「第17条第1項」に基づき、平成25年6月14日「第2期教育振興基本計画」(計画期間：平成25～29年度)が閣議決定した。そこでは、我が国を取り巻く危機的状況回避に向けた4つの基本的方向性、8つの成果目標、30の基本施策が定められたのである。学習の成果の評価活用に関する部分を見ると次のようになる。

#### ア. 「成果目標3」として「学習成果を広く社会で活用されるようにする」

「第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策」の「I 四つの基本的方向性に基づく方策」

の「1、社会を生き抜く力の養成」の中で「(4)生涯の各段階を通じて推進する取組」を掲げている。その「成果目標3」として「学習成果を広く社会で活用されるようにする」ことが挙げられている。そこでは、「生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得」として、「社会を生き抜く上で必要な自立・協働・創造に向けた力\*を生涯を通じて身に付けられるようにする。」としながら「このため、個々人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに、学習成果が広く社会で活用されるようにする。(※力の例：思考力や課題解決力、健康や豊かな人間性、社会性や公共性)」としているのである。

さらに、「成果指標」の中に「③学習成果の活用状況の改善」として「身に付けた知識・技術や経験を生かしている人の割合の増加」と「青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の仕組みに参加した青少年の数の増加」を挙げている。また、「⑤民間教育事業者等における学習の質の保証・向上に向けた取組状況の改善」として「情報公開・自己評価等を実施している民間教育事業者等の割合の増加」を挙げている。

#### イ. 学習の成果を地域参画・社会貢献につなげていく観点

「第2期教育振興基本計画」の5年間（平成25年～29年）における具体的方策として、「基本施策11 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進」を掲げ、その「主な取組11-1」の中で、「(略)学習の成果を地域参画・社会貢献につなげていく観点からも、社会の形成者たる主催者としての自覚と社会参画の力を育む学習、地域の中で自立した高齢期を送るとともに、これまでの人生での豊かな経験や知識・技能を生かすための学習などの機会の充実を促進するとともに、多様な主体の連携・協働による地域課題の解決に向けた取組を促進する。」としている。ここでは、「学習の成果を地域参画・社会貢献につなげていく観点」が示されているのである。

#### ウ. 修得した知識技術を評価し、その成果を広く活用する仕組み等を構築

また、「基本施策12」として「学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進」掲げている。その「基本的な考え方」として「学習者が、安心して、質の高い学習を行うことができ、また、その学習の成果が評価され、社会で幅広く通用するための環境を構築する。」「このため、多様な主体が提供する学習機会の質保証・向上を推進するとともに、修得した知識技術を評価し、その成果を広く活用する仕組み等を構築する。」としている。

さらに、「主な取組」として「12-1 多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進」として、「民間教育事業者による評価・情報公開に関するガイドラインの策定・普及やISO29990（非公式教育・訓練サービスに係る国際標準）（\*）等の質の保証・向上の取組への支援など、生涯学習・社会教育分野における評価・情報公開等の仕組みを構築し、普及する。また、文部科学省認定社会通信教育の改善に向けた取組をさらに進めることにより、良質な学習機会の充実を図る。さらに、社会教育施設の質の向上に向けて、基本施策30-1に掲載した取組を進める。（\*非公式教育・訓練分野の学習サービス事業者向けに、事業者の学習サービスの品質向上を図ることを目的として、2010年9月に国際標準化機構（ISO）が発行した国際規格。）」としている。

また、「12-2 修得した知識・技能等を評価し評価結果を広く活用する仕組みの構築」を掲げ、「教育支援人材等の人材認証制度など、学習者の学習成果の評価・活用のための仕組みを構築する。また、民間検定試験実施事業等における自己評価・情報公開の取組を更に普及させることにより、検定試験等の社会的通用性を高める。さらに、国や関係機関において、青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の仕組みの構築を図る。」としている。さらに、「12-3 ICTの活用による学習の質の保証・向上及び学習成果の評価・活用の推進」として「デジタルコンテンツの実態に関する調査研究等を実施するとともに、その質の保証や普及・奨励を図るための仕組みを構築し、平成26年度を目途に本格運用を開始する。また、民間団体と地方公共団体等が連携して実施す

るICTを活用した学習成果の評価や社会的通用性の向上に資する取組（eポートフォリオ、eパスポート）を支援し、その成果を普及する。」としているのである。ここでは、人材育成・活用システムの開発の方向が見えてくる。

#### エ. 地域の学びを支える人材の育成・活用

「基本施策30」の「社会教育推進体制の強化」では、「基本的な考え方」として「地域における学習活動を、活力あるコミュニティ形成と絆づくりをはじめとする課題に、より積極的に貢献できるものとするのが重要である。」としながら、「地域の学びを支援する人材を育て、地域の学びの場をより質の高いものとするための取組を推進する。」としている。

また、「主な取組」として「(略) 地域で活躍する教育支援人材等の人材認証制度の構築など、地域の学びを支える人材の育成・活用に取り組む。」としている。すなわち、学習活動の推進により、地域人材を育て、その学習の成果を認証・評価し活用するシステムの構築と実施を期待しているのである。

#### (5) 「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」中央教育審議会生涯学習分科会、(平成25年1月)

第6期中央教育審議会生涯学習分科会は、生涯学習社会の構築の中心的な役割を担う今後の社会教育行政の推進の在り方について審議し、その結果が平成25年1月に「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」（「審議の整理」）としてまとめられた。

学習成果の評価・活用についてみると「第2章 今後の生涯学習・社会教育の振興の具体的方策について」の中で「4. 学習の質保証・向上と学習成果の評価」を掲げている。

そこでは、「(1) 多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進」を掲げ「民間教育事業者における評価・情報公開の仕組みの構築の推進」、「文科省認定社会通信教育制度の見直し」、「専修学校の教育の質の向上」を提言している。

「(2) 学習活動の成果の評価・活用の推進」では「学習成果を評価する手法の検討」、「検定試験の質の向上」、「人材認証制度等の仕組みや認証の共通枠組みの構築の検討」を掲げている。

「(3) キャリア形成のための新たな学習・評価システムの構築に向けた基盤の整備」では「EU、豪州、韓国等の資格枠組みの動向等を踏まえ、我が国の実情にあったシステムの在り方の調査研究」、「産学官連携のコンソーシアムにおける能力評価基準や教育プログラムの開発の推進」を挙げている。

「(4) ICTを活用した学習の質の保証・向上、学習成果の評価・活用の推進」では「デジタルコンテンツの質保証・向上の仕組み構築」、「eポートフォリオ・eパスポートの取組支援」を掲げているのである。

## 5. 考察とまとめ

このように見えてくると、我が国における学習成果の評価・活用のシステム開発はこれからである。これを今後、生涯学習の現場において、学習者の学習成果を広く社会に活用する「好循環の人材育成・活用システム」に繋げるには、既存の人材バンクや人材派遣事業等を分析して、現場に通用するシステムの構築が必要である。

では今後、さらに、学習成果の評価・活用をどのように推進したらよいだらうか。循環型の人材育成・活用システムの開発が急がれるのである。

## (1) これからの「学習成果の評価活用」の在り方 —法や答申等から—

## ア. どのような「生涯学習社会」の実現か

どのような社会を実現するのかと問われれば、「教育基本法」(第3条)の「(略)生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現」である。「学習の成果を適切に生かす社会」である。

## イ. どのような人材を養成するのか

「教育基本法」の「教育目標」が掲げる「(略)公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」人材育成である。

## ウ. どのような力を養成するのか

「第2期教育振興基本計画」では「1.社会を生き抜く力の養成」(第2部-I)を挙げている。さらに、その「成果目標3」では、「生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得」として、「社会を生き抜く上で必要な自立・協働・創造に向けた力を生涯を通じて身に付けられるようにする。」としているのである。

## エ. どこで学習の成果を活用するか —社会で活用—

「成果目標3」では、その「学習成果を広く社会で活用されるようにする」としているのである。その活用する社会とは、学校、家庭であり、子育て、放課後子どもプラン、青少年ボランティア・奉仕体験活動・自然体験活動等での活用である。

## オ. どのように社会で活用するのか —地域参画・社会貢献—

「第2期教育振興基本計画」における具体的方策として、「基本施策11 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進」を掲げ、その中で、「(略)学習の成果を地域参画・社会貢献につなげていく観点からも、社会の形成者たる主催者としての自覚と社会参画の力を育む学習、地域の中で自立した高齢期を送るとともに、これまでの人生での豊かな経験や知識・技能を生かすための学習などの機会の充実を促進するとともに、多様な主体の連携・協働による地域課題の解決に向けた取組を促進する。」(「主な取組11-1」)としている。学習した人生の経験、知識・技術等を社会の形成に活用するのである。

## カ. どのように活用する仕組みが求められるか —活用される仕組み等の構築—

「第2期教育振興基本計画」の「基本施策12」では「学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進」を掲げ、その「基本的な考え方」として「学習者が、安心して、質の高い学習を行うことができ、また、その学習の成果が評価され、社会で幅広く通用するための環境を構築する。」「このため、多様な主体が提供する学習機会の質保証・向上を推進するとともに、修得した知識技術を評価し、その成果を広く活用する仕組み等を構築する。」としている。学習の質を高め、そこで習得した成果を社会で活用する仕組みの構築が求められるのである。

## (2) 学習の成果を適切に評価し、活用する好循環評価・活用システム

ではどのような評価・活用システムを構築したらいいのか。それは「好循環の人材開発育成システムの構築」である。

中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」では、「(略)各個人が社会の成員として、人間・社会・環境・経済の共生を目指し、生産・消費や創造・活用のバランス感覚を持ちながら、それぞれが社会で責任を果たし、社会全体の活力を持続させようとする『循環型社会』への転換が求められる。」(第1部-1)としている。「各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった『知の循環型社会』を構築することは、持続可能な社会の基盤となり、その

構築にも貢献するものと考えられる。」としているのである。

また、「第2期教育振興基本計画」の「第1章」では「(4) 絆づくりと活力あるコミュニティ形成～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～」として「(略) 学習活動を通じて『社会が人を育み、人が社会をつくる』という好循環に向けたシステムを目指す」としているのである。

すなわち今後は、「学習によって得られた様々な経験や知識等が社会の中で循環し、学習した成果が社会に還元される仕組みである「知の循環型社会の構築」が求められているのである。正に、学習社会は「質の高い学習者の拡大」から「学習成果の活用」へ、その「学習成果活用」は「公共」へ・「社会への貢献」へと循環し発展することが求められる。さらに今や、学習の成果は好循環の評価・活用システムの構築が目指されているのである。(図-1参照)

図-1 好循環のサイクル

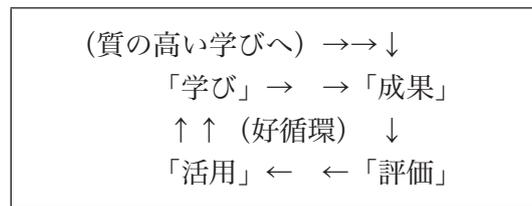


図-1の「好循環サイクル」とは、学んだ学習の成果を評価し活用する。さらに、活用する側も、学習者も共にレベルを上げて学び、その成果をレベル高く活用するという循環型でさらに向上するスパイラル方式の「好循環システム」である。

#### 参考文献

- 1) 「教育基本法」(2006(平成18)年12月)
- 2) 中央教育審議会答申「第2期教育振興基本計画」平成25年4月25日
- 3) 閣議決定「第2期教育振興基本計画について」平成25年6月14日
- 4) 中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習振興方策について ―知の循環型社会の構築を目指して―」平成20年2月19日
- 5) 「社会教育法」平成20年6月11日法律第59号
- 6) 「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」(「議論の整理」)平成25年1月
- 7) 浅井経子編著「生涯学習概論」―生涯学習社会への道―理想社、平成25年

資料編（下線、筆者）

（1）教育基本法 2006（平成18）年12月

（教育の目標）

第2条-3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと

（生涯学習の理念）

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（社会教育）

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

（2）「社会教育法」一部改正（平成20年6月11日法律第59号）

平成20年に一部改正された「社会教育法」には、下記の社会教育の任務等が謳われている。

（社会教育の定義）

第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第3条：国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

第3条の2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

第3条の3 国及び地方公共団体は、第1項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（市町村の教育委員会の事務）：第5条の

3 公民館の設置及び管理に関すること

4 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること

7 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

（3）「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を

○13 主として学齢児童及び学齢生徒に対し、学校の授業の終了後及び休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

○14 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

○15 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

## 第2章 社会教育主事及び社会教育主事補

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第9条の3 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(3) 中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～」平成20年2月19日

### 第1部 今後の生涯学習の振興方策

#### 1 生涯学習の振興の要請 ー高める必要性と重要性

(自立した個人の育成や自立したコミュニティ(地域社会)の形成の要請)

(持続可能な社会の構築の要請)

各個人が社会の成員として、人間・社会。環境・経済の共生を目指し、生産・消費や創造・活用のバランス感覚を持ちながら、それぞれが社会で責任を果たし、社会全体の活力を持続させようとする「循環型社会」への転換が求められる。

各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった「知の循環型社会」を構築・・・

(4) 閣議決定「第2期教育振興基本計画について」平成25年6月14日

「第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策」「I 四つの基本的方向性に基づく方策」の

「1、社会を生き抜く力の養成」の「(4) 生涯の各段階を通じて推進する取組」

成果目標3 (生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得) p64

社会を生き抜く上で必要な自立・協働・創造に向けた力を生涯を通じて身に付けられるようにする。

このため、個々人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに、学習成果が広く社会で活用されるようにする。

(\*力の例：思考力や課題解決力、健康や豊かな人間性、社会性や公共性)

[成果指標]

- ① 現代的・社会的な課題に対応した学習を行った人の割合の増加
- ② 体験活動・読書活動の実施状況等の改善
  - ・体験活動を行う児童生徒等の数の増加

- ・全校一斉の読書活動を実施する学校の割合の増加
- ・市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定率の増加
- ③ 学習成果の活用状況の改善
  - ・身に付けた知識・技術や経験を生かしている人の割合の増加
  - ・青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の仕組みに参加した青少年の数の増加
- ④ 民間教育事業者等における学習の質の保証・向上に向けた取組状況の改善
  - ・情報公開・自己評価等を実施している民間教育事業者等の割合の増加

< 5年間における具体的方策 >

基本施策 11 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

[基本的考え方]

- 個々人が、社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けられるようにする。
- このため、現代的・社会的な課題に対応した学習や、様々な体験活動及び読書活動が主体的な実践につながるよう、各学校や公民館、図書館等の社会教育施設による提供のみならず、一般行政や民間等の多様な提供主体とも連携して、推進する。
- 現代的、社会的な課題に対して地球的な視野で考え、自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、継続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育（持続発展教育：ESD）を推進する。

[主な取組]

11-1 現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進

- ・ 男女共同参画社会の形成の促進、人権、環境保全、消費生活、地域防災・安全、スポーツ等について、各分野の基本計画等に基づき、学習機会の充実を促進する。

また、学習の成果を地域参画・社会貢献につなげていく観点からも、社会の形成者たる主催者としての自覚と社会参画の力を育む学習、地域の中で自立した高齢期を送るとともに、これまでの人生での豊かな経験や知識・技能を生かすための学習などの機会の充実を促進するとともに、多様な主体の連携・協働による地域課題の解決に向けた取組を促進する。さらに、ユネスコスクールの質量両面における充実等を通じ地球規模での持続可能な社会の構築に向けた教育（持続発展教育：ESD）を促進する。

11-2 様々な体験活動及び読書活動の推進

- ・ 学校や青少年教育施設等において、関係行政機関や民間団体等とも連携し、自然体験やボランティア活動を含めた社会体験、国際交流体験など、特に青少年を対象とした様々な体験活動を推進する。また、「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」等に基づいた、全校一斉の読書活動や公立図書館と学校の連携の推進、子どもの読書活動の重要性などに関する普及啓発等を通じた子どもの読書活動を推進する。

基本施策 12 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進

[基本的な考え方]

- 学習者が、安心して、質の高い学習を行うことができ、また、その学習の成果が評価され、社会が幅広く通用するための環境を構築する。
- このため、多様な主体が提供する学習機会の質保証・向上を推進するとともに、修得した知識技術を評価し、その成果を広く活用する仕組み等を構築する。

[主な取組]

## 12-1 多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進

・民間教育事業者による評価・情報公開に関するガイドラインの策定・普及やISO29990（非公式教育・訓練サービスに係る国際標準）（\*）等の質の保証・向上の取組への支援など、生涯学習・社会教育分野における評価・情報公開等の仕組みを構築し、普及する。また、文部科学省認定社会通信教育の改善に向けた取組をさらに進めることにより、良質な学習機会の充実を図る。さらに、社会教育施設の質の向上に向けて、基本施策30-1に掲載した取組を進める。

\* 非公式教育・訓練分野の学習サービス事業者むけに、事業者の学習サービスの品質向上を図ることを目的として、2010年9月に国際標準化機構（ISO）が発行した国際規格。

## 12-2 修得した知識・技能等を評価し評価結果を広く活用する仕組みの構築

・教育支援人材等の人材認証制度など、学習者の学習成果の評価・活用のための仕組みを構築する。また、民間検定試験実施事業等における自己評価・情報公開の取組を更に普及させることにより、検定試験等の社会的通用性を高める。さらに、国や関係機関において、青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の仕組みの構築を図る。

## 12-3 ICTの活用による学習の質の保証・向上及び学習成果の評価・活用の推進

・デジタルコンテンツの実態に関する調査研究等を実施するとともに、その質の保証や普及・奨励を図るための仕組みを構築し、平成26年度を目途に本格運用を開始する。また、民間団体と地方公共団体等が連携して実施するICTを活用した学習成果の評価や社会的通用性の向上に資する取組（eポートフォリオ、eパスポート）を支援し、その成果を普及する。

## 基本施策30 社会教育推進体制の強化

## [基本的考え方]

- 地域における学習活動を、活力あるコミュニティ形成と絆づくりをはじめとする課題に、より積極的に貢献できるものとするのが重要である。
- このため、社会教育行政が、学校や家庭、まちづくり、福祉等の関係部局や、民間団体、大学等の地域の多様な主体と、より、積極的に連携を仕掛け、地域住民も一体となって協働して取組を進めていく「社会教育行政の再構築」を実施するための環境整備を図るとともに、地域の学びを支援する人材を育て、地域の学びの場をより質の高いものとするための取組を推進する。

## [主な取組]

## 30-1 社会教育推進体制の強化

・社会教育行政が関係部局、大学等、民間団体、企業等の様々な主体と自ら積極的に連携・協働しつつ、地域課題の解決に取り組んでいる先進的な地方公共団体を支援し、その優れた成果を全国へ普及することなどにより、「社会教育行政の再構築」を推進する。

また、地域の多様な人材をつなげていく役割を果たす社会教育主事等の専門人材の役割や配置の見直し、資質・能力の向上を図る。また、地域で活躍する教育支援人材等の人材認証制度の構築など、地域の学びを支える人材の育成・活用に取り組む。

さらに、全ての社会教育施設の自己評価・情報公開が行われるよう促すなど、社会教育施設の運営の質の向上を図る。

## (5) 人材認証制度

[人材認証制度]：一定の学習や活動を経た人材の能力、経験等を第三者が客観的に認証等を行う仕組みを網羅して指す。例えば、自治体や大学等が実施している、〇〇支援士、〇〇学習士、〇〇コーディネーター、〇〇マイスター等の認証制度や講座受講による修了証の交付等を対象に想定しており、原則として法令に根拠のある資格、ある時点における知識・技能の到達度だけを認定する検定試験は含まない。出典：「人材認証制度のニーズ及びマッチングに関する調査研究概要」

[人材認証制度の事例]

環境学習支援士（志賀大学）、教育支援人材認証制度（一般社団法人教育支援人材認証協会）

## (6) 「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」中央教育審議会生涯学習分科会、平成25年1月

「第2章 今後の生涯学習・社会教育の振興の具体的方策について」

## 4. 学習の質保証・向上と学習成果の評価

## (1) 多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進

○ 国民の一人一人の能力の向上・底上げを図るためには、社会全体で多種多様な学習機会が提供され、また、その提供される学習機会の質を向上させることが不可欠である。しかしながら、現在、学習機会を提供する民間教育事業者による評価・情報公開等の質の保証の取組については、各事業者によって様々である。

○ このため、各事業者が質の保証の取組に必要な手法等を容易に会得できるように、民間教育事業者における評価・情報公開に関するガイドラインの策定・普及など生涯学習・社会教育分野における評価・情報公開等の仕組みを構築し、普及させる方策等について検討を深めることが必要である。その際には、国際的な動向であるISO29990（非公式教育・訓練サービスに係る国際標準）等の質の保証・向上の仕組みについても視野に入れて検討していくことが重要である。

○ 略

○ 略

## (2) 学習活動の成果の評価・活用の推進

○ 「知の循環型社会」の構築を目指すためには、学習成果が適切に評価され、社会で幅広く通用するための環境の構築が求められる。また、個人の学習意欲の増大や社会全体の教育力の向上という観点からも、学習成果が地域をはじめとした様々な場で活用されることが望ましい。しかしながら、現状は、個々の学習活動の学習成果を明示化して、評価する手法が社会的に認知されていなかったり、学習成果を活用する場とのマッチングの環境の醸成について不十分な状況にある。

○ このため、個人の学習歴を見える化し、学習成果を評価する手法について更なる見当が求められる中、まずは、既存の履修証明制度やジョブ。カード等の利用促進策の検討が望まれる。

○ また、学習成果の社会的通用性を高め、個人の学習意欲の喚起にも資するよう、これらの指標となる民間検定試験の実施事業者による情報公開・自己評価等を通じ、検定試験の質の向上を図るとともに、人材認証制度等による学習者の学習成果の評価・活用のための仕組みや認証の共通枠組みの構築に向けた検討が求められる。

○ さらに、体験活動を積極的に行った青少年が社会で評価されるよう、その成果に対する評価・顕彰の仕組みを検討することも期待される。

## (3) キャリア形成のための新たな学習・評価システムの構築に向けた基盤の整備

○ 個々人が、生涯にわたり継続して学習活動と職業生活を交互に又は同時に営みながら、

職業に必要な能力を習得し、向上させることができ、また、その成果が適正に評価され、就業やキャリアアップ等につなげることができる社会の実現が期待される。

○ 諸外国においては、EUのEQF(欧州共通資格枠組み)やオーストラリアのAQF(豪州資格枠組み)、韓国のKQF(韓国資格枠組み)のように、様々な職業分野において複数段階

の評価基準を整備し、学校段階との対応関係を明らかにするような能力評価制度の構築が進められている。また、英国のQCF(単位資格枠組み)のように、多様な方法や媒体による学習の成果を単位化し、それを蓄積できるようにする仕組みも導入されている。

○ このような動向を踏まえ、我が国において「キャリア形成のための新たな学習・評価システム」の構築を図るため、成長が見込まれる分野等を対象にして、学校等と産業界との連携によるコンソーシアムを組織化し効力評価基準や教育プログラムの開発を進め、各分野における実践を促進することが求められる。その際、前述どおり、学習者の多様な学習ニーズに応えるため、学習者が複数の短期の教育プログラムを履修し、その履歴を積み上げることにより資格取得等の評価を得ることのできる方式(短期学習ユニット積み上げ方式)を積極的に活用することが望ましい。

○ また、これらの成果を踏まえつつ、国際的通用性の向上も視野に入れて、我が国の実情にあった新たな学習・評価システムの在り方について調査研究を行うことが求められる。

#### (4) ICTを活用した学習の質の保証・向上、学習成果の評価・活用

○ 情報通信技術の進展に伴い、ICTの活用が日常生活に浸透する中で、地理的・時間的制約を超えるとともに双方向性の特長を有するICTを効果的に活用した学習(eラーニング)を推進することが有効である。

○ このため、デジタルコンテンツの実態に関する調査研究の実施等を通じて、デジタルコンテンツの質の保証・向上のための仕組みを早期に構築することが期待される。

○ また、民間団体と地方公共団体等が連携して実施するICTを活用した学習成果の評価や社会的通用性の向上に資する取組(eポートフォリオ、eパスポート)(\*1)を継続的に支援し、その成果を普及することが望まれる。

\*1 例えば、富山インターネット市民塾推進協議会においては「一人ひとりのeポートフォリオが社会に活かされる学習基盤の構築に関する調査研究」が実施されている。



## 生涯学習としての新美南吉の読書

荻原 桂子

九州女子大学人間科学部人間発達学科人間基礎学専攻教授  
生涯学習・国語教育

## READING NANKICHI NIIMI AS A LIFELONG LEARNING

Keiko OGIHARA

Professor, Course of Principal Human Sciences, Department of Human  
Development, Faculty of Humanities, Kyushu Women's University  
Lifelong Learning, Japanese Language Education

### ABSTRACT

2013, fairy tales of Niimi Nankichi, which celebrated its 100 anniversary of the birth is reached the hearts of children all over Japan today. Because, half a century's have been posted from the previous language primary school textbooks as Nankichi of the "Gongitsune". Not as an exaggeration to say that it began with "Gongitsune", the world of words of children in Japan, has been read repeatedly "Gongitsune". The importance of "communication skills" is advocated profusely in school education, capacity does not grow if there is no motivation for communication. The era of discommunication in school and home, I will discuss thoroughly about the reading Nankichi Niimi as a lifelong learning.

## はじめに

2013年、生誕100年記念を迎えた新美南吉の童話は、今も日本中の子ども達の心に届いている。なぜなら、南吉の「ごん狐」は「ごんぎつね」として小学校の国語教科書に半世紀も前から掲載されているからである<sup>1</sup>。日本の子ども達のことばの世界は、「ごんぎつね」から始まったといっても過言ではないほど、「ごんぎつね」は繰り返し読まれてきた。学校教育でさかんに「コミュニケーション能力」の重要性がさげばれているが、子ども達のコミュニケーションに対する動機がなければ能力は育たない。学校や家庭におけるディスコミュニケーションの時代に、生涯学習としての新美南吉の読書について論究する。

## 1. 新美南吉の人と文学

南吉が21歳のときに書いた「でんでんむしの かなしみ」（原文はカタカナ表記、ひらがな、現代仮名遣いに改めた）という幼年童話がある。

いっぴきの でんでんむしが ありました。

ある ひ その でんでんむしは たいへんな ことに きが つきました。

「わたしは いままで うっかりして いたけれど、わたしの せなかの からの なかには かなしみが いっぱい つまって いるでは ないか」

この かなしみは どう したら よいでしょう。

でんでんむしは おともだちの でんでんむしの ところに やって いきました。

「わたしは もう いきて いられません」

と その でんでんむしは おともだちに いいました。

「なんですか」

と おともだちの でんでんむしは ききました。

「わたしは なんと いう ふしあわせな ものでしょうか。わたしの せなかの からの なかには かなしみが いっぱい つまって いるのです」

と はじめの でんでんむしが はなしました。

すると おともだちの でんでんむしは いいました。

「あなたばかりでは ありません。わたしの せなかにも かなしみは いっぱいです。」

それじゃ しかたないと おもって、はじめの でんでんむしは、べつの おともだちの ところへ いきました。

すると その おともだちも いいました。

「あなたばかりじゃ ありません。わたしの せなかにも かなしみは いっぱいです」

そこで、はじめの でんでんむしは また べつの おともだちの ところへ いきました。

こうして、おともだちを じゅんじゅんに たずねて いきましたが、どの ともだちも おなじ ことを いうので ありました。

とうとう はじめの でんでんむしは きが つきました。

「かなしみは だれでも もって いるのだ。わたしばかりでは ないのだ。わたしは わたしの かなしみを こらえて いかなきや ならない」

そして、この でんでんむしは もう、なげくのを やめたので あります。

「でんでんむしの かなしみ」は、南吉童話の根底に潜む悲しみである。でんでんむしが背負わなければならなかった「かなしみ」とはいかなるものであったのか。村瀬学氏は、南吉の作品について「異質な領域に住む者同士が、どうしてもわかり合えない、その間の悲劇みたいなものであって、そこが大きなテーマになっている」と指摘する<sup>2</sup>。でんでんむしは生まれたときから背中に殻を背負っている。では、南吉が背負いつづけたこの「かなしみ」は、どこからくるのかを南吉の年譜からさぐる<sup>3</sup>。

南吉は大正2（1913）年7月30日半田町字東山86番地（現・愛知県半田市岩滑中町1丁目83番地）に父渡辺多蔵、母りゑの二男として生れた。生後18日で夭折した長男の名を受け継ぎ、「正八」と名づけられた。家は畳屋を営んでいた。南吉が4歳の1917年11月4日母りゑが29歳で病没する。翌年2月継母志んが入籍し、弟益吉が生まれた。

大正9（1921）年4月半田第二尋常小学校（現・岩滑小学校）へ入学する。翌年7月半田町平井の新美志も（実母りゑの継母）の養子となるが、数ヶ月で実家にもどる。昭和元（1926）年4月県立半田中学校（現・愛知県立半田高等学校）に入学する。このころから文学に興味をもち、同人誌などに投稿する。昭和3（1928）年9月月刊投稿雑誌「緑草」に新美弥那鬼のペンネームで童話「銭坊」が、翌年1月「兎の耳」に童謡「づいつちよ」が掲載される。

昭和4（1929）年5月童話「少佐と支那人の話」のちの「張紅倫」を書く。昭和6（1931）年3月半田中学校を卒業、岡崎師範学校を受験するが身体検査で不合格となり、4月母校の半田第二尋常小学校の代用教員になり8月まで勤める。そのかたわら復刊した『赤い鳥』に投稿し、「正坊とクロ」（8月号）、「張紅倫」（11月号）が掲載される。同年9月北原白秋門下による『チチノキ』へ加入、同年12月東京高師受験に失敗するが、この上京で巽聖歌、与田準一を知ることになる。

昭和7（1931）年4月東京外語学校英語部に入学し、巽聖歌宅に寄寓する。『赤い鳥』に「ごんぎつね」（1月号）、「のら犬」（6月号）が掲載される。同年9月より外語の寮に入り、同年11月北原白秋、鈴木三重吉に会う。昭和9（1934）年2月第1回目の咯血にともない一時帰郷する。昭和11（1936）年3月東京外語を卒業するが中等教員免許状が取得できず、雑貨貿易商に勤務する。同年10月第2回目の咯血で帰郷、翌年4月河和第一尋常高等小学校代用教員として7月まで勤める。同年9月鳥根山畜禽研究所杉治商会に勤務する。

昭和13（1938）年4月県立安城高等女学校教諭心得となる。昭和14（1939）年5月江口榛一の幹旋で『ハルビン日日新聞』に「最後の胡弓弾き」（5月）、「久助君の話」（10月）、「花を埋める」（10月）を寄稿する。昭和15（1940）年小説「銭」が『婦女界』（12月号）に、生活童話「川」が『新児童文化』創刊号に掲載され、ようやく世に注目される。翌年「嘘」を『新児童文化』（6月）、「うた時計」を『こくみん三年生』（11月）へ掲載し、11月単行本『良寛物語 手毬と鉢の子』（学研）が出版され、同月評論「童話における物語性の喪失」を『早稲田大学新聞』に発表した。

昭和17（1942）年1月血尿、腎臓結核による死を覚悟し、勤務のかたわら「ごんごろ鐘」（3月）、「おぢいさんのランプ」（4月）、「牛をつないだ樁の木」「草」「花のき村と盗人たち」「百姓の足、坊さんの足」「和太郎さんと牛」「鳥右エ門諸国をめぐる」といった南吉童話の代表作が一気に書かれる。同年10月第一童話集『おぢいさんのランプ』（有光社）を刊行する。翌年1月最後の力をふりしぼって「狐」「かぶと虫」「疣」を書く。「天狗」は未完、絶筆となる。昭和18（1943）年3月22日喉頭結核により29歳で永眠、4月18日自宅で葬儀が行われた。同年9月『牛をつないだ樁の木』（大和書店）、同年10月『花のき村と盗人たち』（帝国教育会出版部）が刊行された。

本論では、南吉童話におけるディスコミュニケーションの主題について、教科書で馴染み深い「ごん狐」「手袋を買いに」「おぢいさんのランプ」を取り上げ、新美南吉の童話の魅力について考察する。

## 2. 「ごん狐」

「ごん狐」は、南吉が半田第二尋常小学校代用教員時代に執筆された南吉17歳の作品で、1931（昭和6）年10月4日の日付がある。『赤い鳥』（鈴木三重吉が大正7年に創刊した児童雑誌）に投稿し、1932（昭和7）年1月号（復刊第三巻第1号）に掲載された。死後、童話集『花のき村の盗人たち』（1943）に所収された。童話としては、「正坊とクロ」、「張紅倫」に続いて『赤い鳥』への3度目の作品掲載である。浜野卓也氏は「南吉と『赤い鳥』との出会いは、児童文学史上、やはり見おとせないひとつの機縁だった」と指摘する<sup>4</sup>。「ごん狐」におけるディスコミュニケーションの主題を作品から考察する。作品は次のように始められる。

これは、私が小さいときに、村の茂平というおじいさんからきいたお話です。

むかしは、私たちの村のちかくの、中山というところに小さなお城があつて、中山さまというおとのさまが、おられたそうです。

その中山から、少しはなれた山の中に、「ごん狐」という狐がいました。ごんは、一人ぼっちの小狐で、しだの一ぱいしげった森の中に穴をほって住んでいました。そして、夜でも昼でも、あたりの村へ出てきて、いたずらばかりしました。はたけへ入って芋をほりちらしたり、菜種がらの、ほしてあるのへ火をつけたり、百姓家の裏手につるしてあるとんがらしをむしりとして、いったり、いろんなことをしました。（一）

「ごん狐」は「一人ぼっちの小狐」と紹介され、狐であるにもかかわらず異質な人間世界に足を踏み込み、狐をとった「ごん」の愛称で作品のなかに溶け込んでいく。「ごん」は人間である兵十とのコミュニケーションに心を砕くが、「ごん」のこころの声は「兵十」に理解されることはなく、異領域であるがためにことごとく裏目にでてしまう。そして、悲劇がおとずれる。

そのあくる日もごんは、栗をもって、兵十の家へ出かけました。兵十は物置で縄をなっていました。それでごんは家の裏口から、こっそり中へはいりました。

そのとき兵十は、ふと顔をあげました。と狐が家の中へはいったではありませんか。こないだうなぎをぬすみやがったあのごん狐めが、またいたずらをしに来たな。

「ようし。」

兵十は、立ちあがって、納屋にかけてある火縄銃をとって、火薬をつめました。

そして足音をしのばせてちかよって、今戸口を出ようとするごんを、ドンと、うちました。ごんは、ばたりとたおれました。兵十はかけよって来ました。家の中を見ると、土間に栗が、かためておいてあるのが目につきました。

「おや」と兵十は、びっくりしてごんに目を落しました。

「ごん、お前だったのか。いつも栗をくれたのは」

ごんは、ぐったりと目をつぶったまま、うなずきました。

兵十は、火縄銃をばたりと、とり落しました。青い煙が、まだ筒口から細く出ていました。

（六）

「ごん狐」の魅力は、なんといっても優れた構成力にある。南吉が童話を書くときに実施したのは、子ども達に読んできかせる「実演童話」であり、そこには物語性の豊かさがあふれている。作品の主題には、南吉が教え子に語ったという「世の中には、尽くしても尽くしても理解してもらえないこと

がある」というディスコミュニケーションの悲しみがあり、豊かで美しい自然描写のなかで「ごん」の一途な愛が描き出されている。

### 3. 「手袋を買いに」

南吉童話の特色として、千葉俊二氏は「他者との心の触れ合いを求める切なる情」を指摘する<sup>5</sup>。狐と人間という異領域でのコミュニケーションにける南吉の思いは、半田中学校時代、17歳で書いた「ごん狐」から、東京外語学校時代、19歳で本格的に童話作家を目指し書いた「手袋を買いに」にいたって、南吉の人間を凝視するリアリスティックな視点へと変化する。「手袋を買いに」は昭和8（1933）年12月に草稿が書かれ、死後、童話集『牛をつないだ椿の木』（1943）に所収される。「人間ってほんとに怖いものなんだよ」という母さん狐のことばに半信半疑の子どもの狐は、町へ手袋を買いにでかけるのである。

子供の狐は、町の灯を目あてに、雪あかりの野原をよちよちやって行きました。始めのうちは一つきりだった灯が二つになり三つになり、はては十にもふえました。狐の子供はそれを見て、灯には、星と同じように、赤いのや黄いのや青いのあるんだなと思いました。やがて町にはいりましたが通りの家々はもうみんな戸を閉めてしまって、高い窓から暖かそうな光が、道の雪の上に落ちているばかりでした。

母さん狐に片方の手を「人間の手」にしてもらった子どもの狐は、「二つの白銅貨を、人間の手の方へ握って」人間の町へと歩き出すのである。

とうとう帽子屋がみつかりました。お母さんが道々よく教えてくれた、黒い大きなシルクハットの帽子の看板が、青い電燈に照されてかかっていました。

子狐は教えられた通り、トントンと戸を叩きました。

「今晚は」

すると、中では何かことこと音がしていましたがやがて、戸が一寸ほどゴロリとあいて、光の帯が道の白い雪の上に長く伸びました。

子狐はその光がまばゆかったので、めんくらって、まちがった方の手を、——お母さまが出しちゃいけないと言ってよく聞かせた方の手をすきまからさしこんでしまいました。

「このお手々にちょうどいい手袋下さい」

すると帽子屋さんは、おやおやと思いました。狐の手です。狐の手が手袋をくれと言うのです。これはきつと木の葉で買いに来たんだなと思いました。そこで、

「先にお金を下さい」と言いました。子狐はすなおに、握って来た白銅貨を二つ帽子屋さんに渡しました。帽子屋さんはそれを人差指のさきにつけて、カチ合せて見ると、チンチンとよい音がしましたので、これは木の葉じゃない、ほんとお金だと思いましたので、棚から子供用の毛糸の手袋をとり出して来て子狐の手に持たせてやりました。子狐は、お礼を言ってまた、もと来た道を帰り始めました。

母さん狐の「人間は恐ろしい」ということばに疑いをもった子どもの狐は、人間をもっと知りたいと思い、さらに人間の世界に近づいていくが、人間の母子の姿に自分も母さんが恋しくなり、母さん狐の待っている方へ跳んでいくのである。

お母さん狐は、心配しながら、坊やの狐の帰って来るのを、今か今かとふるえながら待っていましたので、坊やが来ると、暖い胸に抱きしめて泣きたいほどよろこびました。

二匹の狐は森の方へ帰って行きました。月が出たので、狐の毛なみが銀色に光り、その足あとには、コバルトの影がたまりました。

「母ちゃん、人間ってちっとも恐かないや」

「どうして？」

「坊、間違えてほんとうのお手々出しちゃったの。でも帽子屋さん、掴まえやしなかったもの。ちゃんとこんないい暖い手袋くれたもの」

と言って手袋のはまった両手をパンパンやって見せました。お母さん狐は、

「まあ！」とあきれましたが、「ほんとうに人間はいいものかしら。ほんとうに人間はいいものかしら」とつぶやきました。

子どもの狐は「狐の手」を間違っただけにもかかわらず、帽子屋さんが手袋をくれたので「母ちゃん、人間ってちっとも恐かないや」と言っただけののだが、お母さん狐は、あくまでも「ほんとうに人間はいいものかしら、ほんとうに人間はいいものかしら」とくり返すのである。火縄銃で撃たれた「ごん」の事実は、異類間のディスコミュニケーションの象徴ではあるが、それは同時に未知なるもの、理解を越えたもの、すなわち他者と繋がりたいという愛の本質でもある。

「手袋を買いに」の魅力は、わかり合えないという異類間の断絶を子どもの狐の純粋さが越えていく姿を、美しい自然描写のなかで描き出したことにある。疑わないという心の清らかさの奇跡が描かれている。

#### 4. 「おじいさんのランプ」

南吉童話の特色として、千葉俊二氏は「失われてゆくもの、滅びてゆくものに対する限りなき愛惜の情」を指摘する<sup>6</sup>。「おじいさんのランプ」は、南吉の生前に刊行された唯一の童話集『おぢいさんのランプ』（1942）に所収された。明治時代の終わり、岩滑新田の村にいた巳之助という両親も親戚もいない少年が、苦勞してランプを手に入れ村に持ち込むが、電気導入でランプにかわり電灯がもてはやされる。まさに文明の進歩によってとりのこされていく人間の姿が力強く描きだされている。ランプ売りの巳之助が古い商売をやめて新たに本屋をはじめた決意をセンチメンタリズムに侵されることなく、毅然たる態度で語らせている。巳之助の心の軌跡を作品から考察する。

ちょうど月が出て空が明るくなるように、巳之助の頭がこの言葉をきっかけにして明るく晴れて来た。

巳之助は、今になって、自分のまちがっていたことがはっきりとわかった。——ランプはもはや古い道具になったのである。電燈という新しいいっそう便利な道具の世の中になったのである。それだけ世の中がひらけたのである。文明開化が進んだのである。巳之助もまた日本のお国の人間なら、日本がこれだけ進んだことを喜んでいいはずなのだ。古い自分のしょうばいが失われるからとて、世の中の進むのにじゃましようとしたり、何の怨みもない人を怨んで火をつけようとしたのは、男として何という見苦しいぎまであったことか。世の中が進んで、古いしょうばいがいらなくなれば、男らしく、すっぱりそのしょうばいは棄てて、世の中のためになる新しいしょうばいにかわろうじゃないか。——

「おじいさんのランプ」は、1942（昭和17）年4月に書かれた南吉29歳の作品である。前年の12月小便に泡がとび出し、血尿が出始め、腎臓結核の疑いが深まり、南吉に死の恐怖がおそいかかった。死の不安は連日の日記にも記されるが、昭和17年1月14日を最後に80日余りの空白のあと、穏やかな自己を静観した記述となる。「ほんとうにもものわかった人間は、俺は正しいのだぞというような顔をしてはいないものである。自分は申しわけのない、不正な存在であることを深く意識していて、そのためいくぶん悲しげな色がきつと顔にあらわれているものである」（昭和17年4月22日日記）と記している。死を直前にして、南吉の内省の目差は研ぎ澄まされていくのである。

巳之助はすぐ家へとってかえした。

そしてそれからどうしたか。

寝ているおかみさんを起して、今家にあるすべてのランプに石油をつがせた。

おかみさんは、こんな夜更けに何をするつもりか巳之助にきいたが、巳之助は自分がこれからしようとしていることをきかせれば、おかみさんが止めるにきまっているので、黙っていた。

ランプは大小さまざまのがみなで五十ぐらいあった。それにみな石油をついだ。そしていつもあきないに出るときと同じように、車にそれらのランプをつるして、外に出た。こんどはマッチを忘れずに持って。

道が西の畔にさしかかるあたりに、半田池という大きな池がある。春のことでいっぱいたたえた水が、月の下で銀盤のようにけぶり光っていた。池の岸にはほんの木や柳が、水の中をのぞくようなかっこうで立っていた。

巳之助は人気のないここを選んで来た。

さて巳之助はどうするのだろうか。

巳之助はランプに火をともした。一つともしては、それを池のふちの木の枝に吊した。小さいのも大きいのも、とりまぜて、木にいっぱい吊した。一本の木で吊しきれないと、そのとなりの木に吊した。こうしてとうとうみんなのランプを三本の木に吊した。

風のない夜で、ランプは一つ一つがしずかにまじろがず、燃え、あたりは昼のように明かくなった。あかりをしたって寄って来た魚が、水の中にきらりきらりとナイフのように光った。

「わしの、しょうばいのやめ方はこれだ」

と巳之助は一人でいった。しかし立去りかねて、ながいあいだ両手を垂れたままランプの鈴なりになった木を見つめていた。

ランプ、ランプ、なつかしいランプ。ながの年月なじんで来たランプ。

「わしの、しょうばいのやめ方はこれだ」

それから巳之助は池のこちら側の往還に来了。まだランプは、向こう側の岸の上にみなともっていた。五十いくつがみなともっていた。そして水の上にも五十いくつの、さかさまのランプがともっていた。立ちどまって巳之助は、そこでもながく見つめていた。

ランプ、ランプ、なつかしいランプ。

やがて巳之助はかがんで、足もとから石ころを一つ拾った。そして、いちばん大きくともっているランプに狙いをさだめて、力いっぱい投げた。パリーンと音がして、大きい火がひとつ消えた。

「お前たちの時世はすぎた。世の中は進んだ」

と巳之助はいった。そしてまた一つ石ころを拾った。二番目に大きかったランプが、パリーンと鳴って消えた。

「世の中は進んだ。電気の時世になった」

三番目のランプを割ったとき、巳之助はなぜか涙がうかんで来て、もうランプに狙いを定めることができなかった。

こうして巳之助は今までのしょうばいをやめた。それから町に出て、新しいしょうばいをはじめた。本屋になったのである。

最後は、巳之助が東一のおじいさんであることが明かされ、おじいさんのランプの話に終わる。

「巳之助さんは今でもまだ本屋をしている。もっとも今じゃだいぶ年とったので、息子が店はやっているがね」

と東一君のおじいさんは話をむすんで、冷めたお茶をすすった。巳之助さんというのは東一君のおじいさんのことなので、東一君はまじまじとおじいさんの顔を見た。いつの間にか東一君はおじいさんのまえに坐りなおして、おじいさんのひざに手をおいたりしていたのである。

南吉は、「東一君は黙って、ながい間おじいさんの、小さいけれど意気のあらわれた顔をながめていた」と書き、東一君が暗闇を照らすのはなにもランプだけではなく、人間の知性を照らす書物もランプと等価であることに気づく様子を書きこんでいる。

「おじいさんのランプ」の魅力は、死と向き合う日々を経て、「何でもゆるすこと。何でもうけ入れること」（昭和17年7月4日日記）という心境へ至る南吉の強い意志が、巳之助のランプのように煌煌と輝いて描き出されているところにある。

## 5. 「童話における物語性の喪失」

南吉は、安城高等女学校教諭時代、27歳のとき『早稲田新聞』に発表した「童話における物語性の喪失」（昭和16年11月）において、自身の童話に対する考えを詳しく述べている<sup>7</sup>。

放送局がラジオ小説を募集するとき次のような条件をつける。一、三十分で完結するもの。一、登場人物は×名位が好都合である。一、明朗健全にして、国民性をよく発揚しているものたること。そしてこれは辞ってはないが、芸術的にすぐれた作品でなければならぬことは勿論である。これらの諸条件を聞かされると、人は、それに一々適った作品を書くとはいかにむつかしいかを思うのである。昔からよい作品は靈感によって生まれるといわれている。靈感は、また「閃く」という述語をいつも従えている。して見るとそれは稲妻のようなもの、我々のままにならぬものなのである。かかる性格の靈感にこれらの条件を押しつけるのは、稲妻に向って、「火の見櫓を伝って下りて来て、豆腐屋の角を右に折れて、学校道に出て、崖の下に牛がいたら、崖上の細道を通って、そして私の家まで来なさい」と注文するのと同じように大層無理な話である。だから靈感は逃亡してしまう。そしてその結果は悪い作品だ。これは当然のことだと人々は思う。

南吉は「ぼくは井戸である。ぼくをとおして水は浄化され、ふきだす」（昭和17年4月9日日記）と記しているように、よい作品は「靈感」によって生まれると考えていた。

ところで、このような条件つきで原稿を書かねばならぬのはラジオ小説懸賞応募者ばかりであろうか。そうではない。現代ではすべての文筆家が多かれ少かれ何らかの条件乃至は制限を加え

られて書くことを要求されるのである。或る作家はこういう注文をうける。「来週の金曜日までに、二十枚の短篇を書いて下さい」。また或る評論家は次のような注文に応じねばならない。「七枚の評論、明日の国民文学のありようについて」。私は作家でも評論家でもないで、そのような注文を受けたことはないが、これが事実であることは、人がよく新聞雑誌で見受ける、「私に課せられた題目は×××であるが、このような問題は与えられた紙数で論じつくせるものではない云々」といった書き出しの文を読むとき、納得しないわけにはいかない。

ジャアナリズムのかかるやり方が害毒を流してしまった。何故なら注文を受けた作家たちは七枚、あるいは二十枚、あるいは百五十枚と、恰度洋服屋が客の注文に応ずるように、ジャアナリズムの注文通りの寸法に書かねばならない。しかもこの場合、作家は洋服屋より一層困難である。洋服屋には何呎でも服地はある。だから大きい寸法には大きい服地をもって臨むばかりだ。しかし作家にはいつでも、いかなる寸法の注文にでも応じられる大小様々の素材のストックがあるわけではあるまい。或る場合には、三枚の素材を七枚の作品に仕あげ、或る場合には五枚の素材を二十枚にひきのぼす。零の素材から数枚の作品が生ずるといふ、物理的に不可能なこともここではしばしばあり得る。何にしても作家たちの関心事は洋服屋の関心事と同じである。先ず寸法にあったものを造ることなのだ。

このように、南吉は条件つきで原稿を書かせる「ジャアナリズム」のやり方に批判をもっていたことがわかる。

ここから文学が貴重なものを失った事実は、容易に首肯される。文章をひきのぼす努力のため、簡潔と明快と生気がまず失われ、文章は冗漫になり、あるいはくどくなり、あるいは難解にして無意味な言葉の羅列になった。同時に内容の方では興味が失われ、ダルになり煩瑣になってしまった。これらをひっくるめて物語性の喪失と私はいいたい。

大人の文学が物語性を失った時、文学家族の一員である児童文学も、見よう見まねで墮落したのである。今日の童話を読んで見るとその物語性の殆んど存していないことに人は気付くだろう。自分の子供や生徒に、お話をきかせてやるため、あなた方がストオリーを探そうとして、百篇の今日の童話を読まれても、あなた方はただ失望の吐息をつかれるばかりであろう。こう私がいえば、或る童話作家たちは次のように私に反駁するかも知れない。「君は実演童話と創作童話を混同しているのではないか。ストオリーの面白味なら実演童話に求めたまえ。われわれの創作童話にそれを求めて来るのはお門違いである」。実際この通りのことを言っていた児童文芸家があった。しかし私には、そもそも実演童話と創作童話が全然別種なものでなければならぬ理由が肯けないのである。何故口で語られる童話と紙に印刷される童話が全然別種なものとされねばならぬのか。私には紙の童話も口の童話も同じジャンルだと思われる。紙で読んで面白くない童話は口から聞かされても面白くない。口から聞かされてつまらない童話は紙で読んでつまらないはずがない。このことは童話ばかりではなく、大人の小説についてもいえると思う。小説が口から離れて紙に移ったところから小説の墮落ははじまるのである。それが嘘だというなら、例えば西鶴やトルストイや宇野浩二などのすぐれた小説を読んで見るとよろしい。そこにあなた方は作家の手からでなく、作家の口から出て来る息吹きのこもった言葉をきくであろう。

南吉は、童話における物語性の重要であることを強調している。実演童話と創作童話を別種なものと考えることに疑義をただし、「口から聞かされてつまらない童話は紙で読んでつまらないはずがない」と述べるとおり、南吉童話は口承性にも優れ、わかりやすくやさしいことばにあふれてい

る。子ども達は、南吉童話のユーモアあふれる語りに魅了されてきた。南吉童話は子ども達は言うまでもなく、教育現場の教師にも圧倒的な人気がある。ここには、南吉童話の物語性への信頼がある。

童話のもと——それが文学などという立派な名前と呼ばれなかった時分——話であった、物語りであった。文学になってからも物語りであることをやめなかった（アンデルセンやソログーブのことを憶い出して下さい）。文芸童話の時代になっても童話は物語りであることをやめてはならなかったのである。ちょうど、人間が様々な時代に様々な帽子をかむって来たのにかかわらず頭そのものは変らなかったように。このことは、童話の読者が誰であるかを考えて見ればすぐ解る。相手は子供であって文学青年ではない。そこで今日の童話は、物語性を取り戻す事に努力を払わねばならない。大人の文学が物語性を持たないからとて、どうしてそれを真似る必要がある。そして、はじめに述べたジャアナリズムの悪い習慣にもかかわらず、童話は本来の物語性を取り戻しうると私は信じる。

千葉俊二氏は「ここで南吉が、近代小説の誕生を支えた視覚的な活字文化とその基盤のうえにあるジャーナリズムを批判し、文学の本源的な力である聴覚的な要素と、そこから必然的にもたらされる物語性を重視していることは注目される」と述べている<sup>8</sup>。南吉の創作活動はここに自己の文学理論をもち、さらなる飛躍が期待できるはずであった。しかし、南吉の大いなる理想は、病魔に無残にも打ち砕かれてしまうのである。

## おわりに

南吉は、29年7ヶ月という短い生涯に童謡や童話以外に、たくさん日記や手紙を書き残している。そこに綴られたことばは、童謡や童話での工夫されたことばとは趣が違って、南吉の生の赤裸々な魂が聞こえてくるようなものばかりである。「また今日も己を探す」（昭和12年2月14日日記）というように南吉は常に自己探求の人であった。

- ・「余の作品は、余の天性、性質と、大きな理想をふくんでいる。だから、これから多くの歴史が展開されていって、いまから何百何千年後でも、もし余の作品がみとめられるなら、余はそこにふたたび生きることができる。この点において、余は実に幸福である。」（昭和4年3月2日日記）
- ・「もう自分には何一つ、これという欲望がない。それはたとえ欲望を持ったとて、それを実現することは、ほとんど不可能に等しいからだ。しかし、ただ一つ欲望がある。健康になって、自分の空想を思うままに、紙の上に吐き出してみたい。自分の欲望の世界を、息のつづく限り、空間にひろげてみたいという欲望である。この一つの欲望のために、自分はもう一度、筆を持ちうるような状態になりたい、と考えたのでした。」（昭和12年1月17日異聖歌宛書簡）
- ・人間の心を筍の皮をはぐようにはいって、その芯にエゴイズムがあるということを知る時、われわれは生涯の一危機に達する。つまり人というものは皆究極に於てエゴイストであるということを知るとき、われわれは完全な孤独の中につきおとされるからである。しかしここでへたばってはいけない。ここを通りぬけてわれわれは自己犠牲と報いを求めない愛との築設に努めなければならない。こういう試練を経て来た後の愛はいかにこの世をすみよいものとするのであろう。（昭和12年3月1日日記）
- ・「たとい僕の肉体はほろびても、君たち少数の人が（いくら少数にしる）僕のことをながく憶えていて、美しいものを愛する心を育てて行ってくれるなら、僕は君たちのその心に、いつまでも生きているのです。」（昭和18年2月9日佐藤好子宛葉書）

南吉が最後に出した葉書は、安城高女の生徒高正惇子宛（昭和18年2月26日）のものであった<sup>9</sup>。

いしやは、もうだめだと  
いひましたがもういつぺん  
よくなりたと思います  
ありがと  
ありがと  
今日ほうめが咲いた由

そして、亡くなる2日前3月20日、半田第二尋常小学校時代の恩師である伊藤仲治の妻照の見舞いに対して「まだまだ、仕事があるのに残念だ。もう起きられなくなってしまった。私は池に向って小石を投げた。水の波紋が大きく広がったのを見てから死にたかったのに、それを見届けずに死ぬのがとても残念だ」と訴え、「自分の寿命が短くて……波紋が小さ過ぎるのが残念だ、くやしい……」と何度も繰り返したという<sup>10</sup>。

最後の最後まで生きること、人と関わること、書くことをあきらめなかった南吉のことばには、「ごん狐」の最後の「うなずき」のような悲哀がこもっている。「悲哀は愛に変わる」（昭和4年4月6日日記）と記した南吉の最後のことばのひとつは、生徒に宛てた葉書の「ありがと」だった。南吉の絶筆となった未完成作品「天狗」（昭和18年1月18日）の冒頭の部分には、「つつましい絵の中に、半分の現実をつきまぜるのです」と書かれている。

そのほかのもの、たとえば理想とか、主張だとか、思想だとか、風刺だとかいうものもその時の気分で、まぜることもあります。まぜぬこともあります。しかし、いつも欠かせぬものは夢です。私どもの日常生活のがらくたの向こうにある（或る特別な人々にだけある）夢です。

私は、蛍を見ると、自分の絵に似ていると思います。蛍をとりまく闇黒を現実にとえるならば、蛍が、それをたよりに生きている、あのかすかな青い火は、蛍の夢でなくて何でしょう。世の中に、蛍に心をひかれる人があるうちは、私のようなものの書いた絵も、誰かに、静かに愛されていくだろうと思うのです。

南吉の童話には、「蛍の夢」が描かれている。その「青い火」に子どもだけでなく、大人になった私たちまでも惹きつけられる。生涯学習としての新美南吉の読書には、私たちの生きる力を鼓舞する魅力にあふれている。

## 注

<sup>1</sup> 鶴田清司氏は、「かつての小学校国語教科書には、さまざまな童話が教材として登場していた。たとえば「泣いた赤おに」（浜田広介）、「野ばら」（小川未明）、「片耳の大鹿」（椋鳩十）、「魔法」（坪田譲治）、「虔十林公園」（宮沢賢治）、「天下一の馬」（豊島与志雄）、「蜘蛛の糸」（芥川龍之介）などである。（中略）ところが、時代の変化とともにこれらの古典的な作品は教科書から消えていった。それに代わって、あまんきみこ、今西祐行、斎藤隆介、松谷みよ子らに代表される現代児童文学作品が多く取り上げられるようになった。古典的な作品として残っているのは、いまや椋鳩十の「大造じいさんとがん」、宮沢賢治の「注文の多い料理店」ぐらいである。（中略）そのなかで唯一、今日までおよそ半世紀にわたって教科書に掲載され続けているのが「ごんぎつね」なのだ。しかも、この四半世紀はすべての小学校国語教科書（現在は五社）に掲載されている」と指摘している。『な

ぜ日本人は「ごんぎつね」に惹かれるのか』明拓出版、2005年11月、2-3頁。

- <sup>2</sup> 村瀬学氏は座談会「いま、賢治・南吉をどう読むか」で「領域の異なるスタイルで生きている者同士が、どうしたらわかり合えるのかという問いかけが、彼の作品の水面下にある」と指摘する。『徹底比較 賢治vs南吉』文溪堂、1994年6月、15頁。
- <sup>3</sup> 「新美南吉年譜」『校本 新美南吉全集』別巻 I (大日本図書)、異聖歌「新美南吉の年譜」『新美南吉の手紙とその生涯』(英宝社)、浜野卓也「新美南吉年譜」『新美南吉の世界』(新評論)、「新美南吉年譜」『生誕百年新美南吉』(新美南吉記念館)を参照した。
- <sup>4</sup> 浜野卓也氏は『赤い鳥』の創刊(大正7年)、昭和4年からの休刊をへて昭和6年1月の再刊について「再刊後の『赤い鳥』が、前期の『赤い鳥』と、編集上の決定的なちがいは、以前のそれが、一流の文壇人の作品が圧倒的に多かったのに比べて、後期のそれは、主に新人や投稿者の原稿をもって充てているということである」と述べ、「後期『赤い鳥』は、既成文壇と絶縁した所で、明治以後はじめて、初志をもって童話作家を志す青年たちに場を提供したのである」と指摘する。『新美南吉の世界』新評論、1973年6月、21頁。
- <sup>5</sup> 千葉俊二「解説」『新美南吉童話集』岩波文庫、1996年7月、320頁。
- <sup>6</sup> 千葉俊二 同掲書、322-323頁。
- <sup>7</sup> 異聖歌は「童話における物語性の喪失」は「「川」「嘘」を発表して、ようやく注目され出した南吉が、はじめて自分でかちとった「注文」原稿(七円もらったとかいている)だったのだろう」と述べている。『新美南吉の手紙とその生涯』英宝社、1962年4月、129頁。
- <sup>8</sup> 千葉俊二 前掲書、329頁。
- <sup>9</sup> 斎藤卓志『素顔の新美南吉一避けられない死を前に』風媒社、2013年5月、299頁。
- <sup>10</sup> 大石源三『新美南吉の生涯 ごんぎつねのふるさと』エフエー出版、1987年1月、159-160頁。  
新美南吉の本文は、『新美南吉童話集』岩波文庫、1996年7月に拠った。

## 末期癌患者の「人生の質」に関する社会学的考察 —ホスピスと代替医療の比較から—

藤原 朝洋

九州共立大学共通教育センター 特任講師

キーワード：末期癌患者・ホスピス・代替医療・病いの語り

## Sociological consideration about "The quality of life" of Terminal cancer patient —Comparison of hospice and alternative medicine—

Tomohiro FUJIWARA

Career and General Education Center, Kyushu Kyoritsu University,  
Assistant Professor

### ABSTRACT

The aim of this article is to observe the 'quality of life' from a sociological perspective.

At first, the problem of the approach to modern medical treatment for the patient with terminal cancer will be clarified. Only the patient's 'affected area' was the target of the treatment in modern medicine. Terminal cancer, however, is an 'incurable illness.' It follows from this that modern medicine that targets only the treatment of 'affected area' is not enough to treat that patient.

Moreover, hospice care and alternative medicine for patients with the terminal cancer will be discussed. In the attitude of the hospice, the standard of value in modern medicine – the one that humans should fail to accept the death – is criticized. The hospice provides the care under the prerequisite that the human should accept death. That kind of care can enrich their 'quality of life.' On the other hand, alternative medicine can achieve enrichment of it in a manner most consistent with the patient's wish that they want to 'live a long life', which they foster even if they are forsaken from modern medicine. The hospice approach, that follows, the 'acceptance of death' approach is the ideal one at the social level, but actually it is difficult for the patient to 'accept' their own death. Therefore, they come to need alternative medicine since they think they 'wish to live a long life.'

Finally, the 'quality of life' referring to Kleinman (1996) will be discussed. Ac-

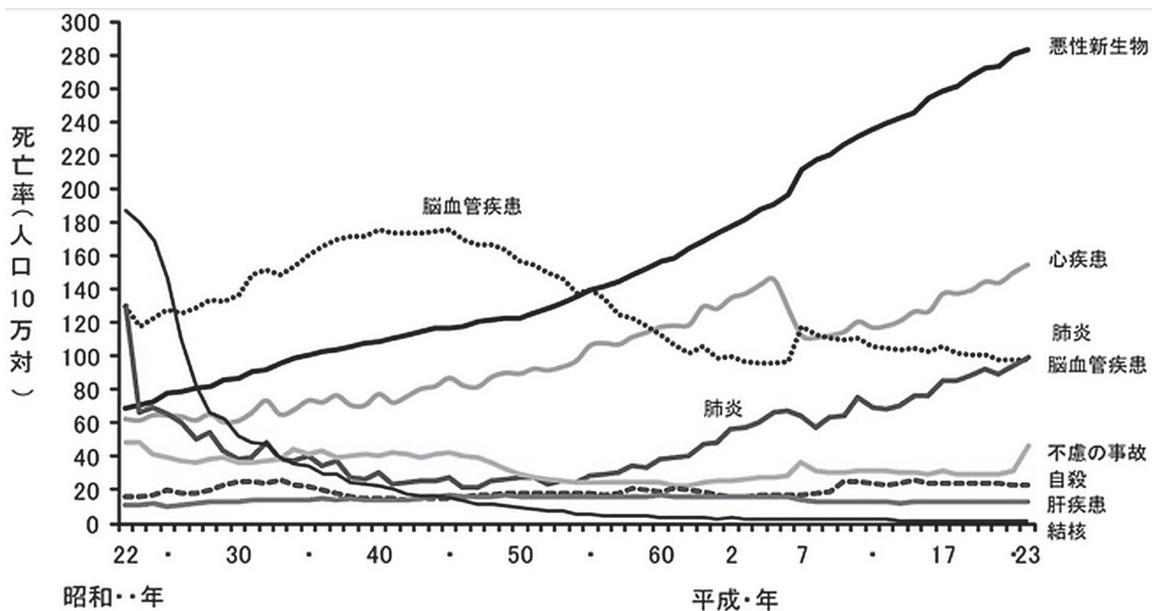
According to Kleinman, the desirable terminal phase can be achieved by giving a positive meaning to the patient's own 'illness.' Kleinman (1996) and Noguchi (2002) also suggest that the meaning of the illness experience is built from cultural, social and personal background and the positive, subjective implication needs to be adjoined to each background. Hospice and alternative medicine approaches have different aspects respectively: that is, the 'acceptance of death' and the 'wish to live a long life.' However, these approaches are both able to give a positive, subjective meaning to death.

**Key word:** Terminal cancer patient, Hospice, Alternative medicine, Narrative of illness

## I. はじめに

厚生労働省が発表した『平成23年人口動態統計月報年計（概数）の概況』によると、平成23年の死亡数（人口10万対）を死因順位別にみると、第1位は悪性新生物（癌）で35万7185人、第2位は心疾患19万4761人、第3位は肺炎12万4652人、第4位は脳血管疾患12万3784人となっている。また死因の年次推移をみると悪性新生物（癌）は、一貫して上昇を続け、昭和56年以降死因の順位第1位となり、平成23年の全死亡者に占める割合は28.5%となっている。

図1：主な死因別にみた死亡率の年次推移（厚生労働省HP）



以上のような癌患者の増加は、20世紀初頭から21世紀にかけての近代医療の飛躍的な躍進によるといえる。ワクチンや抗生物質の開発によって急性感染症による死亡率は大きく下降し、医療技術や知識の向上は急性疾患や外科手術などに絶大な力を発揮した。特に当時の主要な死亡要因であった結核や肺炎等の感染症による死亡の減少は、それまで生きることのできなかった残りの寿命を多くの人が享受することを可能にした。

近代医療の発達に伴い、先進諸国における平均寿命は20世紀の間で大きく伸長することとなった。この結果、平均寿命の伸長と共に、主要な死因は変化することとなった。全体の死亡数における高齢者の割合が急増するにつれて、以前の主要な死因であった結核や肺炎から、現代の三大死因とされる悪性新生物（癌）、心疾患、脳血管疾患が増加してきたのである。これらの病は老化と密接に結びついているために、非常に治療が困難である。近代医療は急性感染症や急性疾患等の「治る」病を対象として治療をおこなってきたが、治療が困難な病の患者に対しては治療以外の処置を持ち合わせていないために対象外であるとしてきたのである。

その結果、桐田（1993,74p）が述べるように「治療中心の病院は、患者の死を『失敗』として位置づける傾向があり、その結果として相対的に死に行く患者のケアを不十分なものにする。そうした暗黙の雰囲気支配する治療優先の忙しい病院の中では、死に行く病人は、避けるべき対象として扱われやすい。」というような状況すら生まれたのである。

このような問題は、1960年代以降、医療従事者及び、研究者の間で認識されるようになり、近年では終末期の患者に対する従来の延命を目的とした医療の中で、生命の「量」だけをみるのではなく、「質」というもうひとつの価値を認識し、その向上を目指すようになってきた。そのような中で、末期がん患者の「人生の質」を向上させるケアとしてホスピスが1973年以降注目されるようになった。ホスピスにおけるケアは、治療と延命を目的として死を否定的に捉えてきたこれまでの医学に対して、死を避けることのできない自然な出来事であると捉え、不自然な延命よりも、苦痛を緩和して、人間らしい生を全うするのを援助するという基本姿勢に立つものである。このような動きは1990年に厚生省（現厚生労働省）が緩和ケア病棟（ホスピス病棟）に医療保険の適用を認めるなど、社会的に認知される方向に進んでおり、従来の医療に代わる医療として終末期患者へのケアが期待されるようになった。

また終末期医療において、ホスピスとは異なる方向性を持った代替医療がある。ホスピスが「死の受容」を基本姿勢として患者の「人生の質」の向上を目指すのに対して、代替医療は「生への希望」を基本姿勢として患者の「人生の質」の向上を目指していると筆者は考える。代替医療は近代医療の文脈のなかでは科学的に未検証であり非正統医療と呼ばれる医療の総称である。代替医療は従来の医療が「治らない」として見放された患者達をもその治療の対象とする。代替医療は終末期において「治らない」と宣告されても死を受容したくない患者に希望を与える役割を果たすのである。

これらふたつの方向性は終末期医療における「人生の質」を考える上で示唆的である。なぜなら「死の受容」と「生への希望」という2つのケアが、方向性が異なるにもかかわらず、どちらも患者の「人生の質」を向上させているとされるためである。

これらを踏まえ、本論では、近代医療における終末期がん医療の問題を明らかにした上で、ホスピスと代替医療が果たした役割と患者がそれらに何を求めたのかを明らかにする。また以上を踏まえ、終末期がん医療における患者の人生の質について考察を加える。

## II. 近代医療と終末期患者

近代の病院は急性疾患対策中心、救命中心のシステムで運営されてきたが、疾病構造が急性疾患から慢性疾患へと比重をシフトしていくにともない、医療に求められる形態にも変化が生じてきた。特に末期癌に対しては、有効な治療法といえるものはなく、そのために近代医療の文脈では、末期癌患者は積極的な治療の対象とはならず、切捨てる対象とされがちであった。

犬丸（1995,113p）は、近代の医療は患者を治療して、再び社会生活へと復帰させることを目的にしてきたが、現在では病院が死に場所となっており、病院の機能が変質したと論じている。つまり近代医療の目的は、病気や怪我によって心身の機能を損なった人々を社会復帰させることであつたにもかかわらず、現在の終末期医療においては、これまで近代医療がめざした「社会復帰」という目的が成立しないのである。そのために、近代医療は終末期患者を目の前にして目的を失ってしまう。治療の見込みのなくなった末期患者は、医師の関心の枠外に位置せざるを得なくなる。つまり末期患者は「近代医療の限界点に浮上した人々」（福島,2000,209p）とすることができる。

これらの患者には治療行為よりもむしろ症状の緩和を目的としたケア、心理的、精神的ケア、あるいは社会的経済的困難などから生じる諸問題への配慮などを中心とした医療看護システムが有効であり、必要であるとされる（円山,1995,247-248）。しかし、従来の医療システムは、患者の病気の治癒を中心に体系付けられ、ケアへの配慮はあるにしても、このような患者のニーズに応えるだけのものは持ちえていなかった。これは円山（1995,247-248）が述べるように、ケア、特に末期の患者を扱う「ターミナルケア」の位置づけが医学教育の中で不明確であったことなどから、病院のシステム

の中で、ケア中心の体制が取りにくい、あるいは端的に不可能な状況であったためである。たとえば、ホスピス誕生以前の病院では患者が危篤状態に陥ると、患者の状態にかかわらず、延命行為（例えば心停止時の心臓マッサージ）をすることは、命を救うあるいは命を長らえさせる医学そのものの性格からして、ごくあたりまえの行為であった。しかし、医学が高度化するにつれて、意識不明の患者でさえも生存を可能にする技術ができてきたため、延命を推進する立場と、より良い生を全うするために生存期間の短縮もやむをえないとする立場との間で、生命の意味が大きく問われるようになってきたのである。

このような医療における矛盾、問題を背景として、終末期医療におけるケアのあり方が考えられ始めることとなった。癌をはじめとするケア中心の医療体制を取らざるをえない疾患群の増大は、既存の延命を目的とする治療を目指す医療における限界を医療者に知らしめることとなったのである。

### III. ホスピスと代替医療の位置づけ

#### 1. 終末期医療におけるホスピスが果たす役割

終末期医療における近代医療のおかれた状況は徐々に医療従事者やその患者、一般の人々に認識されていくこととなる。特に1960年代になると終末期患者を対象とした研究がいくつも登場するとともに、運動としてホスピス・ムーブメントが始まる。ホスピス・ムーブメントが社会に登場したのは、1967年のイギリスのロンドン郊外にシシリー・ソングラスおよびその後援者たちによってセント・クリストファ・ホスピスが設立されたことに端を発する。C・ソングラスがホスピスの必要性を訴え始めたのも、病院で死を待つだけの末期患者の、彼女の言葉によれば、「悲惨な」状態を自らつぶさに観察してきた結果であったとされる（円山,1995,248p）。

柏木（2000,108p）はこの様な動きを、死を否定的に捉えていたこれまでの医学の流れに対して、死はどうしても避けられない人生の自然な出来事であるにとらえ、不自然な延命よりは、苦痛を緩和して、人間らしい生を全うするのを援助するという基本姿勢に立つものであったとしている。医学の高度化にともなって、意識不明の患者でも生存を可能にする技術が広範に利用されるようになり、その結果、延命を中心とした医療において「生きる屍」と形容されるような「非人間的」な状態で生かされる患者が多く出現することになる。福島（2000,211p）は、そうした現状を捉えて、患者の生物学的生命の延長という側面より、「人生の質」といった患者の生命（あるいは生活）の質を問う視点が、ホスピス・ムーブメント推進者によって提示されたと論じている。

ホスピスにおいては患者が末期であること、つまり死が近づきつつあることを医療者、患者双方が認めることが前提となる。ただし、告知はそれぞれの患者の要請、精神的状態に応じて控えられる場合もある。また、症状の緩和を中心としたプログラムに基づくホスピスは、患者の治癒を目的とした従来の医療とは異なり、患者の「人生の質」を重視する。つまり、身体的な苦痛を軽減するために、それが多少の生命の短縮を招くことになっても、苦痛緩和が優先される。さらに患者の身体的ケアだけでなく、社会心理的な症状のケアの重視が挙げられる。全人的ケアと表現されることからわかるように、医療従事者は、人格的存在である患者の、単なる身体的な苦痛だけでなく、心理的、社会的、宗教的側面にかかわる苦痛のケアに積極的に関与していく。そして、そのケアの対象には、患者本人だけでなく、それを支える家族も含まれる。末期の患者を抱える家族を援助し、患者を失うことから来る精神的苦痛の緩和にも、的確に対処していく。そして、それらを支えるのは、医師に加え、看護婦、ソーシャルワーカー、場合によっては宗教者などから構成されるチーム医療である。

以上をまとめると、既存の医療とホスピスの相違は次のようになるだろう。生物学的生命の延長を意図した既存の医療は、死という自然の摂理の克服を目指すものであり、人間が不死の存在ではない

という客観的な事実からみれば、それは不可能な試みである。一方ホスピスが目指すものは、死を前提として受け止め、いかに死と調和していくかの試みである。ホスピスで重要とされるのは、単なる生命の時間的延長ではなく、患者を一人の人格的存在と受け止め、精神的・社会的関係といったあらゆる角度から積極的に患者をケアすることである。

つまり、従来の医療が進める「可能な限りの延命」は、医学という科学技術による、死という自然の摂理の克服という不可能な試みであり、それに対してホスピスは死という自然の摂理との調和を目指す。また、延命医療が人間の身体の客観的側面、つまり病んだ部位を扱うのに対して、ホスピスはむしろ身体の主観的側面や精神という内面や社会的関係を扱う。

このようなホスピスの正当性を支える言説として、ホスピスが「人間的」医療であるとするものがある。つまり、上でも述べたように、従来の医療が患者を「パーツ」としてしかみない、ただ延命を目指すだけでその他の側面（「人生の質」）を考えていないのに対して、ホスピスが患者を「全人的」にみる、また、「人生の質」という多次元的価値を尊重するという点で、より「人間的」ではないか、ということである。

だが、ホスピスの正当性を支える「人間的」医療について黒田（1998,203 p）は「ホスピス運動を支える神話」として批判的分析を試み、ホスピスにおいて目指される医療が、これまでの延命を中心とした医療と比べて果たして人間的かどうかということに疑問を投げかけている。『死の看護事例集』（日本看護協会卒後教育部,1981）を資料とし、この問題について検討した黒田（1998,208 p）は延命を中心とした医療に比べ、ホスピスにおいて目指される医療がより人間的であるか否かという自身が立てた問いに対し、以下の様な解を出している。

まず、それは何を『人間的』とするかによる。したがって、その内実を問わない限り『人間的』という言葉は空虚な宣伝文句でしかない。では、その内実はというと、医療の対象が患者の心理、社会関係にまで拡大し、患者の家族までがケアの対象となり、この意味で、人間のあらゆる側面がケアの対象となっているという意味では『人間的』と呼ぶうるかもしれない。しかし、この意味での『人間』は死の受容、仕事の継続と完成、家族に惜しまれ見守られながらの死を理想とする点で、恐ろしく道徳主義的である。（黒田,1998,208 p）

つまり、「尊厳ある死」や「最期まで良く生きること」を達成すべき「人間」はかなり限定されているということである。ホスピスで死を受容し、安らかな「尊厳ある死」を迎えることができるのは、いうまでもなく自立性を備え、人格をともなった理性的人間だけ（福島,1998,226 p）なのである。もちろん、「尊厳ある死」や「最期まで良く生きること」は、望ましいことであり、黒田（1998）や福島（1998）もこのような価値観とそれを促すホスピスを否定しているわけではない。ただ、福島（1998,226 p）も述べるように、そうした死を理想として掲げることは、同時にそれ以外の死のあり方の現実から、私たちの目をそらしてしまう可能性がある。つまり、人間をある一定の枠で括ることからくる違和感や、方向付けられた理想を達成することが困難な人間存在を否定しうる暴力性の問題である。

高橋（2001,4 p）は、ホスピス運動は一種の社会運動であり、新たな価値観の創造であるとしている。だが、その新たな価値観は選択肢のひとつとはなりうるかもしれないが、それが従来の終末期医療すべてに取って代わることはできないと考える。それは、ホスピスが内在する「生のあり方」に関する道徳主義的な価値観のためであり、それを理想的な死であると規定するためである。

その意味では、ホスピスとは異なる立場で従来の医療に問題を投げかけるものに代替医療がある。筆者は代替医療がホスピスとは異なる死のあり方を提示していると考え。次節では代替医療の展開

と役割から、ホスピスとは異なるもうひとつの死のあり方、そして終末期医療におけるケアの多様性について考えてみたい。

## 2. 終末期医療における代替医療が果たす役割

代替医療とは、日本補完代替医療学会によれば「西洋医学領域において、科学的未検証および臨床未応用の医学・医療体系の総称」と定義されている。現在の社会で正統的医療は近代医療（近代西洋医学）を土台に発展してきたものである。そのため現代の社会における代替医療とは近代医療から非医学的と排除されているにもかかわらず、「医療としての正当性と、近代医療に取って代われる代替可能性」を主張しつづける民間医療や伝統医療など的一部分を指すことになる。

このような代替医療はCAMUNet（代替医療利用者ネットワーク）によれば、1. 各国の伝統医学、2. 現代医学に対抗的な医学体系、3. 広義の民間療法、4. その他の心身相関療法の4つに分類される。これらの代替医療に共通するのが、「近代医療は非人間的で、我々の医療は人間的である」という主張である。しかし、ホスピスについても同様に述べたが、何をもって人間的であるとするかについては、代替医療においても明確にされていない。多くの代替医療が批判の対象になり、正統医療側（近代医療）で応用、もしくは採用されることが少ない理由として、その科学的実証性の低さが挙げられる。代替医療の多くはその科学的根拠が不明確なものが多く、そのために、代替医療による、近代医療の批判が的確であるとしても、代替医療の正当性は証明することが難しいということになる。

しかし、終末期医療に限って言えば、代替医療の正当性は損なわれていないと考える。終末期医療において患者は、その科学的実証性とは異なる要素を代替医療に求めていると考えるためである。そこで、以下では終末期癌患者が代替医療に何を求めて、どのように利用しているのかについて、自身が末期がんと申告され、そこからの生還を果たしたとされるノンフィクション作家の柳原和子の経験を引用しながら述べたい。

## 3. 終末期がん医療における患者

柳原は自身の経験を踏まえて末期がん患者について以下のように語る。

「抗がん剤などの侵襲的な治療が限界を迎えてもなお、時に完全に直らなければ自宅には決して帰りたくない、という患者もいる。がんが治らぬ病気であると、知識、情報では理解できてもにわかには納得できない。・・・自分に訪れようとしている事実から目をそらすことでかろうじて今の生を支えている。・・・。死の受容は80歳の老女にいたるまでほとんど難しいのだ、私は患者になってはじめて知りました。」（柳原,1999,57p）

「患者さんからの相談の電話が入りました。・・・。これまでに幾度ももの一時退院の勧告を受けながら、恐怖で退院できず、一度は外泊を試したものの主婦でありながら主婦業もできぬ、経済的負担をかけているといった家族への遠慮も加わって、辛さばかりだった。にもかかわらず、医師も婦長も退院をしきりに促す。・・・。彼女の訴えを聞きながら、私はホスピスという選択肢を探ったほうがいい、といわざるをえなかった。・・・。だが、彼女にとってのホスピスの選択は死の受容を意味してしまう。・・・。『一ヶ月から二ヶ月、退院して体力をつけてもう一度抗がん剤治療を行いましょう』という医師の実は時間稼ぎにしか過ぎない言葉が、救いに聞こえる。病院の居心地が悪くとも、彼女はたぶん、ホスピスを選択はしないだろう、と思います。治りたい、からです。生きたい、からです。」（柳原,1999,58-59p）

柳原の患者の患者に対する聴き取り、また、患者との体験を記した『がん生還者たち』や『がん患者学』によれば、それらの患者、そして柳原自身が「そんなに強くない」という。柳原が言う「強くない」というのは、従来の終末期に望まれる理想とされるような「安らかな死」で前提とされている「死の受容」は死を宣告されてもなお生きたいと望む多くの患者にとって非常に残酷であり、困難であるということの意味する。

例えば柳原は自身の経験を「私が修行僧のような自然療法を徹底したきっかけは、何度も繰り返すがまずは恐怖だった。病への恐怖と医療への恐怖……。治りたい一心ではあったものの、恐怖に抗って日々を過ごすにはこれしかなかった。西洋医学はある段階から『まじない』をすら与えてくれない、と悟ってからは死と悪化と再発の告知しか与えない恐怖の対象でしかなくなっていた。」(柳原,2002,24p)と述べている。柳原のこの経験は一定数の癌患者が近代医療をどのように経験しているか代表しているように思われる。不安の中にいるがん患者に対して現実をつきつける近代医療は恐怖の対象でしかありえず、近代医療は患者のこのような心理的側面に対しては救いを与えることはできなかったのである。そして、柳原にとってこの恐怖からの救いとなるのが代替医療であったと考える。

また、現在のがん医療に疑問を抱き、医師の立場から抗がん剤治療を批判している近藤誠の『がんと戦うな』についても、柳原(1999)はその著書の中で「残酷だ」と言い切っている。患者が恐れているのは「もはや、あなたにやるべき手だてはない」という宣告である。患者は治療を続ける中で、たとえ末期と宣告されていたとしても希望を抱きつづける。キューブラー・ロス(1996)の死の五段階説においても、患者は常に生への希望を最期まで持ちつづけているとされる。そのような患者にとって「戦うな」という宣告は、死と直面せざるをえない状況を意味する。もちろん、ホスピス・ムーブメントがすすめるように、死と向き合ったその先に「よりよき死」、「尊厳ある死」が存在するかもしれない。しかし、柳原が自身の経験そして、多くの患者達から拾い上げた声からわかることは、人間は「そこまで強くはない」ということである。

柳原は近藤誠の主張に対して以下のように反論する。「私自身、抗がん剤に最期の希望を託している仲間達からの相談に『抗がん剤はもう効かないんじゃないの？ やめたら』とは言えなかった。多少元気を取り戻した患者同士の会話では始終『抗がん剤を受けるのはやめよう』と語れるものの、末期にはそれが言えなくなる。やると本人が決めたのなら、それはそれで効くことを切に祈るしかなかった。いずれ亡くなっていくとして、死という厳粛な事実とその患者が、家族が冷静に向き合って生きていくよりも、もしかしたら？ との希望を抱きつつ息をひきとることのほうが不幸が少ないかもしれない。真実と冷静に向き合っていることだけが正しい、とは誰にも言えない。興奮の渦中で突如、彼岸に行けたとしたら、それはそれでいいのではないだろうか。」(柳原,1999,66p)

しかし、そのような患者側からの訴えとは裏腹に、近藤誠らのすすめる「がんと戦わない」といった動きもあって、終末期における「無用な」抗がん剤は患者の「人生の質」を下げるだけにしかならないとして、近年では早期に治療を打ち切る方向にあるとされる。ここで問うべきは何が患者にとって望ましいのかということである。客観的に見て、効果が少ない抗がん剤を患者が副作用と戦いながら使用しつづけるのは確かに、「無意味」であるようにも思える。しかし、ここで重要なのは患者がそれにどのような意味を見出しているのかということではないだろうか。

#### 4. 終末期がん医療と代替医療

近年の代替医療の普及の背景には代替医療が掲げる「がんを諦めない」というメッセージがあるのではないだろうか。この言葉は、朝日新聞AERAに太田(2003,32p)が載せた特集記事のタイトルであるが、この「がんをあきらめない」という言葉こそが、終末期がん患者が求めている言葉である

と考える。がん治療で、現代医学と共に、代替医療を取り入れている医師の帯津良一氏は「医者が患者に告げる余命は、たいてい当たらない。それなのに『治らない』と見放され、希望をなくして死んでいく人を見るほどつらいことはない」と従来のがん医療に対して述べる。代替医療はそうした患者達に「まだまだ自分にできることがある」という希望を与える。

たしかに、代替医療の批判の多くは、その科学的実証性の低さである。しかし、その「科学的実証性」こそが、既存の医療が陥っている「落とし穴」となる。科学とは客観性を重視するが、これまで問題とされてきた医療は、患者の主観を排除してきた「病める患部」を診る医療であった。その結果、その非人間性が告発されてきたのであった。その帰結がホスピスでもあり、代替医療でもあった。代替医療がホスピスと大きく異なる点は、ホスピスが「死の受容」を前提とするのに対し、代替医療が生をあきらめないという点である。代替医療の多くは、その効果が統計学的に証明されていない。そのために「証拠に基づいた医療 (EBM)」が前提となる近代医療からは否定されてきたのだが、代替医療は近代医療がどれだけ人間の体について知っているのかと批判する。少数であれ、代替医療によって「奇跡の生還」、「脅威の回復力」といったように末期がん患者が長期生存を果たすという事例がある。少なくとも近代医療はこれらの事例をなぜ回復したのかを明らかにすることはできていない。代替医療に従事する医者も多くはその効果を信じているとされるが、末期がん患者はこの「生への希望」を求めるがゆえに代替医療を求めるのではないだろうか。もちろん「生への希望」が重要となるのは、希望をもつことによって多くの患者が不安や恐怖から解放される可能性があるということである。

## 5. 「死の受容」と「生への希望」

ホスピスは医学という科学技術とそれによる弊害からの脱却として、自然の摂理との調和を目指した運動でもあった。そして、「人生の質」という尺度を用いることによって患者の「痛み」を多次元的に評価するというものでもあった。筆者は、ホスピスの特徴を「死の受容」という言葉で表現した。ホスピスは、既存の医療における「死は失敗である」という価値観に対するひとつの対抗文化でもあった。ホスピスにおいては患者が末期であること、つまり死が近づきつつあることを医療者、患者双方が認めることが前提となるとされる。このことは既存の医療における死を否定的に捉えるが故の「延命医療」の「非人間的」な側面に対する問い直しでもあった。

それにもかかわらず、ホスピスの利用者は90年代の欧米で15%程度、同じく日本では1割に満たなかった。この背景には制度の問題もあるかもしれないが、筆者はもうひとつの問題としてホスピスという理想が医療従事者側のものだったことがあるのではないかと考える。そのために日本では特に90年代を通して代替医療が癌患者らに求められることとなったのではないだろうか。この動きは、既存の医療にホスピスとは異なった形で「対抗」することによって、結果としてホスピスを問い直す契機となるように思われる。ホスピスの特徴を「死の受容」とするならば、そのような代替医療を求める動きを「生への希望」と特徴づけることができるだろう。彼らは、現代医療に「見捨てられた」にもかかわらず、生への希望を諦めず、科学的実証性が乏しい代替医療を求めている。これらの代替医療を求める動きは、明らかに既存の医療の問い直しとなる。彼らは治療効果、科学的実証性ではなく、「生への希望」と日々それを確認するための実践を求めたのである。

そして、彼らがホスピスではなく代替医療を求めるのは、柳原が主張するように、彼らが、「そんなに強くない」ためである。多くの患者たちは「死」と同義でもあるホスピスは簡単に受け入れることができない。この点で、福島(2000)、黒田(1998)が述べたように、ホスピスがひとつの理想を提示することによって、それ以外のありかたが否定されてしまうという問題が明らかになる。代替医療の動きはホスピスとは異なるあり方の正当性を示しているように思われる。代替医療はホスピス

とは異なるが、もうひとつの終末期のあり方を提示している。代替医療はホスピスと同じく既存の医療への「対抗」である。しかし、ホスピスが「死の受容」という既存の医療の死を否定的なものとする前提への「対抗」であるのに対して、代替医療は「生への希望」という、既存の医療の「治らない」という価値観、つまり医学の絶対性に「対抗」するのである。

#### IV. 「人生の質」について考察

##### 1. 「病い」の語りと意味づけ

患者の「人生の質」を考えるにあたって、興味深い考え方がある。A・クラインマン（1996）の述べる「病の語り」である。

A・クラインマン（1996）は「病いillness」という言葉を「疾患disease」という言葉と対比的に用い、「疾患」が病気の生物学的側面をあらわすのに対して、「病い」は病気の個人的な意味、個人的な経験をあらわす言葉であるとしている。そして、その上で「疾患」はいつの時代でもどこの国でも同じように見出すことができるが、「病い」は「時代や地域によって異なったかたちで認識されたり意味づけられる。また同じ時代、同じ地域の中でも、人によって異なるかたちでとらえられることがある。」（A・クラインマン,1996）としている。つまり、「病い」の意味はさまざまな要因に影響されながら個人によって独特の意味づけをされて経験される。「病い」のこのような個人的かつ社会的な意味について、A.クラインマン（1996）は①「症状自体の表面的な意味」、②「文化的に際立った特徴をもつ意味」、③「個人的経験に基づく意味」、④「病を説明しようとして生ずる意味」と分類している。

野口（2002,55 p）は、以上の分類は、病いの意味の複雑な成り立ちを考える上で大変重要であるとし、第一の意味と第二の意味がともに社会・文化のなかに埋め込まれているのに対して、第3の意味は個人の中で生み出され、第4の意味は、個人をとりまく社会関係のなかで協同で構成されていくという違いを指摘している。つまり病いの意味が生じる源泉として、文化、個人、社会関係、という少なくとも三つの要因があることがわかる。また、第一と第二の意味が「与えられる」意味であるのに対し、第三と第四の意味は「作り出される」意味である。つまり、病いの意味は与えられると同時に作り出されるものでもあるといえる。

このように重層的で複雑な構造をもつ病いの意味は、どのようにしてひとつの意味としてのまとまりを得るのだろうか。A.クラインマンと野口は次のように述べる。

「患者は彼らの病いの経験を、つまりは自分自身や重要な他者にとってそれが持つ意味を、個人的なナラティブ（物語：筆者）として整理するのである。病いのナラティブは、その患者が語り、重要な他者が語りなおすストーリーであり、患うことに特徴的な出来事やその長期に渡る経過を首尾一貫したものにする。」（A.クラインマン,1996）

「語ることによって、病いをめぐるさまざまな出来事や経験や意味が整理され配列されて、ひとつのまとまりをもつようになる。文化的象徴体系、個人的経験、社会関係といったさまざまな源泉を背景にもつ意味が取捨選択されて、ひとつの物語が構成される。そして、そのような物語こそが、個々の経験に具体的な輪郭を与える枠組みとなる。私たちが経験する『病い』もまた物語の形で存在している。」（野口,2002,56 p）

このような視点で見ると「疾患」とは医療専門職がその医学モデルに従って病気をいわば外側から

再構成するものであり、「病い」とは、患者や家族の当事者にとっていわば内側から経験されたものということになる。そして、そのような「病い」の経験こそが患者の「人生の質」に密接に関わってくるといえる。

クラインマンが述べたように「病い」の意味は与えられると同時に作り出されるものでもある。それら意味の集合が「病い」の「物語」（つまり意味付けられた病）として患者に経験されるのである。このような視点に立つときに患者の「人生の質」とは、患者の「病いの物語」がいかに意味あるものであるかということであるだろう。つまり、いかに「病い」を意味づけることができるかによって患者の「人生の質」が左右されると考える。

## 2. 「病い」の意味と望ましい終末期

ホスピスは既存の医療に対して、「死の受容」を前提としたより「人間的」な医療を目指してきた。多くの医師がその動きに賛同してきたが、それが既存の医療の全てに取って変わることはなかった。「死の受容」とは異なる形で、既存の医療に「対抗」してきた代替医療の存在は「生への希望」を求める患者にとってひとつの救いでもあった。筆者は終末期における「あるべき姿」については懐疑的である。第2章、第3章で述べたように、ホスピスの「死の受容」という終末期の「あるべき姿」はその他の患者達にとっては自らを脅かすものに映る。このような「あるべき姿」を否定した上で、筆者は、「望ましい終末期」の設定を試みた。筆者が「望ましい終末期」の可能性として注目したのは主観的意味づけであった。A・クラインマンは『病いの語り』のなかで病の体験を文化的、社会的、個人的に意味づけられたものとして捉え、これらは語ることによって首尾一貫した「ストーリー」となるとした。ホスピスも代替医療も異なる形ではあるがどちらも患者にとって「望ましい終末期」を提供しているといえる。これだけを見ても望ましい終末期のあり方というのが複数存在することは明らかである。「望ましい終末期」とは自己の「病い」をポジティブに意味付けることによって実現可能となるのではないだろうか。

『病いの語り』の視点に立つならば、「人生の質」の向上には自己の「病い」をポジティブに意味付けることが必要だということになる。そしてこの場合の「病い」とは個人の経験であり、ホスピスの「全人的」医療が対象としていたのもこの意味での「病い」に近いだろう。そして、従来の医療が批判の対象となってきたのは、近代医療が「病い」をみるのではなく、「疾患」だけを見ていたためであろう。また、代替医療が果たした役割は、「生への希望」を患者に与え、そのために患者自身が治療行為に主体的に携わることで、患者の現在にポジティブな意味を与える役割を果たしたといえる。末期において、医師から「見捨てられた」患者は、死と向き合うことを求められる。その際に、「死の受容」つまり、死とそれに向かう「現在」にポジティブな意味を付与することができるならば、ホスピスという選択肢もある。しかし、3章の3節で取り上げたように、多くの患者が死と直面することを恐れ、十分に向き合うことができていなかった。このことは自己の「病い」、そして死が自己の「物語」のなかで宙に浮いている状態といえる。そのような、意味の真空状態に、代替医療は「生への希望」として、意味を付与することができたのだろう。

最後に患者に望ましいケアを提供するという視点に立ったとき、我々は何ができるのであろうか。これまで述べてきたことを踏まえると、「人生の質」の価値は多様的であり、主観的なものである。そして、「病い」として患者の経験を見るときも、「病い」に意味を付与するのは患者である。「人生の質」をこのようにみるならば、全て患者次第ということもできる。筆者が最後に述べたいことは、ホスピスと代替医療という2つの方向が存在することが示しているように、「病い」の意味づけはいくつもの形でありえるということである。そのため終末期において重要となるのは患者が「病い」にどのような意味づけをおこなっているのか、そして、その「物語」のなかで治療や死がどのように位

置けられているのかを踏まえるということだろう。筆者はこのような視点こそが今後の終末期医療におけるケアを考える際に必要であると考えられる。

#### 参考文献

- 1) 厚生労働省HP 「平成23年人口動態統計月報年計（概数）の概況」  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai11/kekka03.html>
- 2) 日本補完代替医療学会HP 「補完代替医療とは？」  
<http://www.jcam-net.jp/info/what.html>
- 3) A・クライマン (1996) 『病の語り ―慢性の病をめぐる臨床人類学』 誠信書房
- 4) E・キューブラー・ロス (1998) 『死ぬ瞬間 死とその過程について』 読売新聞社
- 5) 犬丸玲子 (1995) 「死に場所としての病院」 山岸健編 『家族／看護／医療の社会学 ―人生を旅する人びと―』 サンワコーポレーション
- 6) 柏木哲夫 (2000) 「我が国におけるホスピス・緩和ケアの歴史」 厚生省健康政策局総務課監修 『21世紀の末期医療』 中央法規出版
- 7) 桐田克利 (1993) 『苦悩の社会学』 世界思想社
- 8) 近藤誠 (1996) 『患者よ、がんと闘うな』 文芸春秋
- 9) 黒田浩一郎 (1998) 「ホスピス」 佐藤純一／黒田浩一郎編 『医療神話の社会学』 世界思想社
- 10) 野口裕二 (2000) 『物語としてのケア ナラティブアプローチの世界へ』 医学書院
- 11) 日本看護協会 (1984) 『死の看護事例集』 日本看護協会出版会
- 12) 太田啓之 (2003) 「がんを諦めない 最新の代替・統合医療」 『AERA 2003年9月15日号』 朝日新聞出版
- 13) 福島智子 (2000) 「末期医療への新たなる視座」 カール・ベッカー編 『生と死のケアを考える』 法蔵館
- 14) 高橋ユリカ (2001) 『医療はよみがえるか―ホスピス・緩和ケア病棟から』 岩波書店
- 15) 柳原和子 (2000) 『がん患者学 長期生存をとげた患者に学ぶ』 晶文社
- 16) 柳原和子 (2002) 『がん生還者たち―病から生まれ出づるもの』 中央公論新社

## 九州共立大学リコンディショニングルーム活動報告 —傷害予防に着目して—

辰見 康剛

九州共立大学スポーツ学部スポーツ学科講師

キーワード：アスレティックトレーナー・メディカルチェック・大学1年生

### Activity report of Kyushu Kyoritsu University Re-conditioning room —Focusing on injury prevention—

Yasutaka TATSUMI

Assistant Professor, Department of Sports Science, Faculty of Sports Science,  
Kyushu Kyoritsu University

#### ABSTRACT

In the Kyushu Kyoritsu University Re-conditioning room, players' and athletes' conditions and their rehabilitation processes have been recorded. However, the information had not been used to prevent injuries. Therefore, the aim of this report was to use the players' and athletes' recorded information for injury prevention. There were 242 students who were treated at the re-conditioning room and 47% of them were freshmen (N = 114). Within the freshmen, 61% reported an acute injury and the rest reported a chronic injury. Hence, it may be suggested that carrying out a medical checkup at the start of freshman year and an employment of trainers and RCR would contribute to the injury prevention.

**Key word:** Athletic Trainer, Medical checkup, Freshman at college

## I. はじめに

九州共立大学リコンディショニンググループ（以下、RCR）では学内のアスリートを対象として、アスレティックリハビリテーションの指導およびサポートや傷害に対する応急処置などを行っている。

同校には教員として有資格者のアスレティックトレーナー（以下、AT）が3名在籍しており（日本体育協会公認2名および全米アスレティックトレーナー協会公認1名）日本体育協会公認ATの資格取得を目指す学生に対し養成カリキュラムである180時間の現場実習をRCR内で行っている。具体的な実習内容として外傷・障害の予防、スポーツ現場における救急処置、測定と評価、コンディショニング、アスレティックリハビリテーション（リコンディショニング）、組織の運営、教育などがあげられ日本体育協会が推奨する教育内容を実践している<sup>1)</sup>。

一方、本学にはCARE（Community of Athletictraining and Reconditioning Experts）という約30名で構成される学生トレーナーチームもクラブ活動として運営されている。こちらも現場実習と同様に教員の指導のもとRCRでトレーナー活動を行い、日々の学習成果を実践の場で発揮している。

以上のようにRCRはアスリートの競技力向上をサポートするという側面とATを養成する教育的側面の2つを合わせ持っている。



図1. RCRの様子



図2. RCRの様子

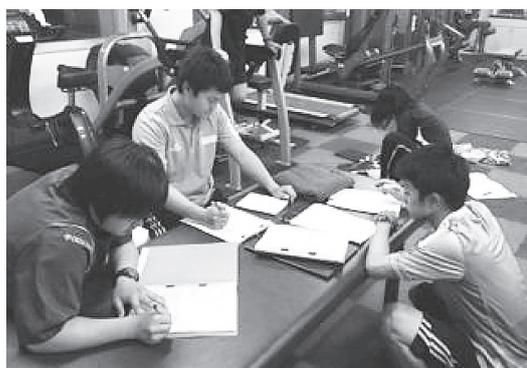


図3. 学生トレーナーの活動の様子



図4. 学生トレーナーの活動の様子

## II. 調査背景

ここ数年、RCRへの来室者は増加し、学内におけるアスレティックリハビリテーションの必要性やATの活躍の場が増えているが、スポーツ傷害を抱える者やコンディショニング方法に悩むアスリートが増えていることも感じる。一方、RCRでは選手のコンディショニングおよびアスレティックリハビリテーションの進捗状況を把握するために選手が来室した際に毎回記録を取っているが、これらをもとに傷害予防に向けた取り組みや検討は行われていなかった。

したがって、これらの記録書をもとに傷害発生状況やその予防方法などを各個人ならびに各クラブに情報提供し、傷害予防に役立てる必要があるのではないかと考えられた。

## III. 調査目的

本調査の目的は九州共立大学RCRにおける傷害発生の状況や傾向を把握し、傷害予防活動の必要性やその方法を検討することであった。また、これらをもとに今後のアスレティックトレーナー養成への課題を検討することであった。

## IV. 方法

### 1. 調査時期と対象

2011年4月から2013年8月までにRCRを新規利用として訪れた際の記録書242例を対象とした。また、その際の記録書は1部位につき1例としてカウントしており、1人あたり複数の記録書を作成している者もいた。

### 2. 記録内容と手続き

図5に記録書を示した。選手自身に氏名、受傷部位、受傷日、受傷場所、来室日時、生年月日、所属部活名、急性や慢性などの受傷タイプ、受傷状況を記入してもらい、必要に応じてトレーナーが追記した。その他、患部に関する理学所見などは全てトレーナーによる検査を行い、記載した。

九州共立大学 ATルーム 外傷・障害評価用紙	
日付 / /	
(フリガナ) 氏名: _____	生年月日: 昭・平 年 月 日
部位: (右・左) _____	所属部活名: _____
受傷日: _____	(急性・慢性・再受傷)
受傷場所: _____	受傷状況: (練習・試合・その他) _____
S: (H …主訴、受傷機転、既往歴など)	
_____	
_____	
O: (OPSS …変形、腫脹、変色、圧痛 スパズム、熱感、自動・他動・自動抵抗運動、スペシャルテストなど)	
O _____	
P _____	
SS _____	
A: (統合と解釈・問題抽出)	
[統合と解釈]	[Problem list/Function limitation list]
_____	1 _____
_____	2 _____
_____	3 _____
_____	4 _____
P: (Treatment plan &/or Instructions)	
1. _____	
2. _____	
3. _____	
4. _____	
5. _____	
ATS: _____	確認サイン _____

図5. 新規来室時の記録書

## V. 結果

表1と図6に新規来室者の内訳とその割合を記した。242例のうち4年生が30例（11%）、3年生が51例（21%）、2年生が47例（19%）、1年生が114例（47%）であり、1年生が最も多くの割合を占めた。

表2と図7には全体に対して最も多くの割合を占めていた1年生を対象とした受傷タイプ別の記録を記した。その結果、全体の61%が急性傷害であり、39%が慢性障害であった。また、男女別にみると男性では急性傷害が慢性障害の2倍以上の値になっているのに対して、女性では急性傷害と慢性障害が同数となっていることが確認された。

続いて、図8には各クラブ別の新規来室者数をまとめた。最も多かったのが男子陸上競技部の36例（15%）であった。その他においてもクラブ間で大きなばらつきがあることが確認された。

## VI. 考察

全来室者を学年ごとに比較していくと2年生から4年生までの間に大きな差は見られなかったが、1年生の来室者は全体の47%と最も多いことが明らかとなった。このことから高校での部活動引退後から大学入学までの期間におけるコンディション維持の難しさや大学入学後の段階的な練習およびトレーニング負荷の調整が必要であることが示唆された。具体的には大学入学までに運動量が低下し体重が増加していることや柔軟性の低下、また大学入学に伴い競技レベルが上がったことで練習やトレーニングの負荷も急激に上がっていることなどが考えられた。これらのことから、1年生に対して入学時のメディカルチェックを実施し、傷害発生に関する因子を早期に見つけ出すこと、並びにアスリート自身が傷害発生因子を認識し、傷害予防に対する啓蒙活動のきっかけをRCRから提供していく必要があるのではないかと考えられた。例えば、新入生オリエンテーション合宿で実施することなどである。関節弛緩性テストや柔軟性テストなどの出来るだけ簡易なテストを用いて実施する。また、その現場にATを専攻する学生にも帯同してもらいサポートしてもらうことで学習効果も考えられる。加えて、新入生に対するATという存在の認知を高める効果も期待出来る。他には、理学的な検査だけではなく自身で記入するようなコンディショニングチェックシートを用いるのも有効であると思う。過去を振り返り、ベストコンディションの体重を記入したり、生活リズムや食事の方法を確認するという内容である。このような簡単な振り返りでも、傷害予防や競技力向上へのヒントを得ることがあり得る。また、コンディショニングへの興味を喚起させ、学習意欲の向上にも貢献する可能性がある。

続いて、1年生およびその男女別における受傷タイプについてであるが、全傷害の39%を慢性障害が占めており、さらに女性においては全体の半数が慢性傷害であった。突発的に発生する急性傷害よりも繰り返しのストレスや日々のコンディショニング不良により発生すると考えられている慢性障害の方が傷害予防活動は有効であることが知られている。また、慢性傷害は痛みや機能障害などの症状が徐々に現れるというのが特徴としてあげられる。すなわち、症状が強くなる前に何らかの前兆が現れるということであり、症状が本格化する前に受傷者本人も気付くケースが多い。したがって、症状が本格化する前の段階で正しい対処方法を学び実践することでスポーツ活動の中止を避けることが出来るのである。これらを実現するためにも前述のメディカルチェックと合わせて傷害に対するカウンセリングの場としてもRCRを活用していくべきではないかと考えられた。AT、またスポーツトレーナーという言葉はまだまだ傷害に対して何らかの処置や対策を施すという役割で認識されていることを多く感じるが、本来は傷害を負ってからではなく、傷害を予防するという重要な役割も担っている<sup>1)</sup>。その役割を十分に果たすためにも傷害発生前からトレーナーおよびRCRを上手く活用していくこと

が傷害予防に大きく貢献するのではないかと推察された。

一方、各クラブ別における新規来室者数については大きなばらつきが確認された。ただし、個人競技と集団競技では個人競技の方が個別での活動がしやすく、RCRを訪れやすいこと、また部活動を朝や午前中に行っている場合は夕方に活動しているRCRを利用しやすいことなどがばらつきの要因として予測された。このように傷害発生とは直接的には関連しない要因が来室者数に影響を及ぼしていることが予測され、今後の調査課題となった。しかし、来室者数が多いということは、それだけトレーナーの需要があると考えることが出来る。加えて、山本は大学におけるトレーナー育成システムはトレーナーを育成するのみだけではなく、選手の医科学サポートを遂行するためのマンパワーとして生まれたと述べている<sup>2)</sup>。したがって、これらを踏まえたうえで今後はRCRのみでトレーナー活動をするのではなく、特に来室者数が多いクラブを対象として積極的にフィールドでの活動を実施し、トレーナーの学びと共にアスリートのサポートにも注力していくべきだと考えられた。

表1. 新規来室者数の内訳

学年	男	女	計
4年生	17	13	30
3年生	24	27	51
2年生	32	15	47
1年生	68	46	114
全学年	141	101	242

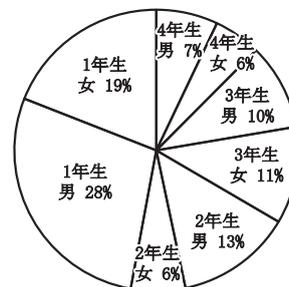


図6. 新規来室者数の割合

表2. 1年生における受傷タイプ別の新規来室者数

受傷タイプ	男	女	計
急性	46	23	69
慢性	22	23	45
計	68	46	114

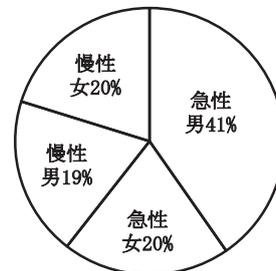


図7. 1年生における受傷タイプ別の新規来室者数

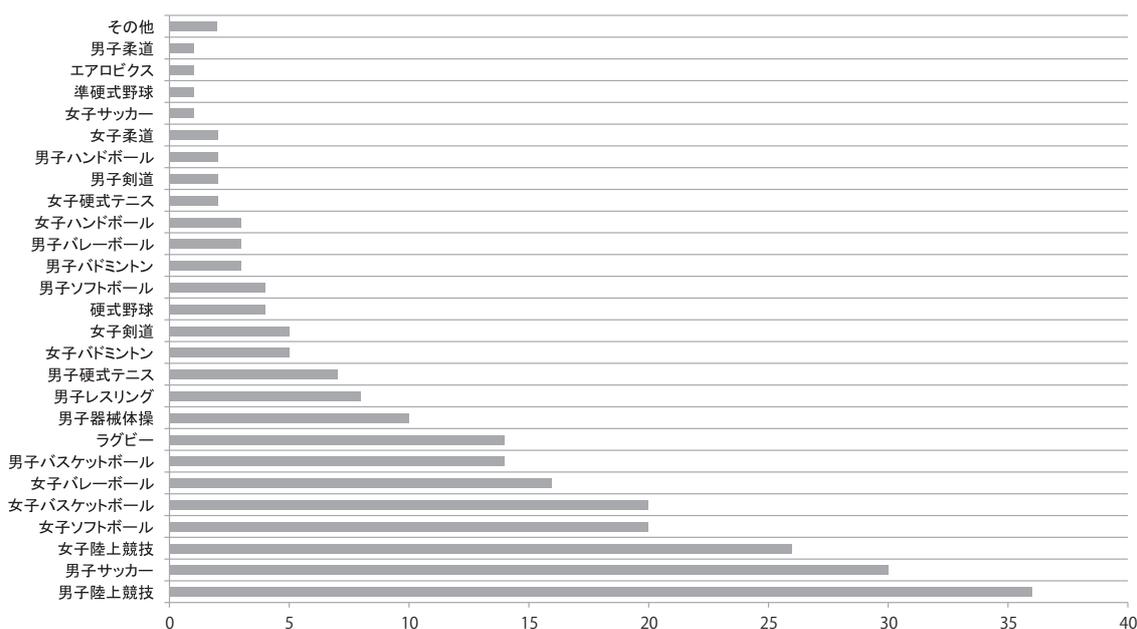


図8. クラブ別にみた新規来室者数

## VII. まとめ

九州共立大学は学業のみならずクラブ活動も非常に盛んであること、またAT養成期間でもあり、我々 ATならびにRCR活動に従事する者にとってはアスリートの競技力向上をサポートするという重要な役割である。しかし、現状としてはアスレティックトレーニングの認知度および活動はまだ十分なものとは言えない。今後は入学時のメディカルチェックや各クラブに積極的にトレーナーを配置することなど、傷害予防や日々のコンディションのためにさらにATとRCRを活用してもらうことに期待したい。

## 参考文献

- 1) 公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト1 アスレティックトレーナーの役割, 財団法人日本体育協会, 第1版, 2007
- 2) 山本利春, 国際武道大学におけるアスレティックトレーナー教育, 国武大紀要, 20,63-73,2004

## 足趾トレーニングが動的姿勢制御と主観的足関節安定性に及ぼす影響

篠原 純司  
九州共立大学 スポーツ学部

藤井 均  
大阪体育大学 体育学部

豊瀬 崇暢  
しらにた整形外科クリニック

## Effects of Toe Curl Exercise on Dynamic Balance and Self-Reported Ankle Stability

Junji SHINOHARA  
Department of Sports Science, Kyushu Kyoritsu University

Hitoshi FUJII  
Department of Physical Education, Osaka University of Health and Sport Sciences

Takanobu HIROSE  
Shiranita Orthopedic Clinic

### ABSTRACT

Addressing decreased postural control and self-reported ankle stability is an important factor to reduce the risk of repetitive ankle sprain. Toe curl exercise has commonly used to rehabilitate sprained ankles. However, the contribution of the toe curl exercise on dynamic postural control and self-reported ankle function are unclear. Therefore the purpose of this study was to assess the effects of toe curl exercise on dynamic postural control and self-reported ankle stability during Star Excursion Balance Test among healthy young adults. Fourteen healthy volunteers (age= 19.6±1.3 yrs; height= 167.2±5.9cm; mass= 64.1±9.1kg) were participated. At the pre-test, subjects performed the anterior, posteriormedial, and posteriorlateral directions of the SEBT using the dominant limb. Then the subjects were completed for the twelve supervised toe curl training sessions (three times per week). All subjects returned to the laboratory for post-testing to complete SEBT. During

pre- and post-testing, 5-point visual analogue scale measures were completed asking about perceived ankle stability during SEBT. Dependent variable was dynamic postural control and self-reported ankle stability (anterior, posteromedial, and posterolateral directions of the SEBT). Independent variable was time (pre and post). Separate paired t-test was performed for each of the dependent variables. It was revealed that the toe curl exercise significantly improve in both dynamic postural control and self-reported ankle stability. Further study should include the subjects who have chronic ankle instability.

**Key word:** ankle sprain, postural control, rehabilitation

## 緒言

足関節捻挫はスポーツで最も発生頻度の高い傷害の一つである<sup>1</sup>。足関節捻挫はバスケットボールやバレーボールなどの跳躍着地を繰り返すスポーツで多く発生し、バスケットボールでは79%、バレーボールでは87%の選手が足関節捻挫を経験していると報告されている<sup>2</sup>。足関節捻挫の特徴として捻挫の再発率の高さが挙げられる。Yeungら<sup>3</sup>は、捻挫の再発率は70%以上に上るとの報告しており、反復性足関節捻挫に悩まされているスポーツ選手は多い。

反復性足関節捻挫を繰り返す状態は慢性足関節不安定症（Chronic ankle instability : CAI）と呼ばれ、初回捻挫を経験後、足関節が慢性的に不安定になる患者は40-75%に上る<sup>4</sup>。現在、CAI改善のためのリハビリテーション（以下、リハビリ）として、足関節可動域、足関節周辺筋群の筋力、神経筋コントロールなどの改善を目的としたプロトコルが一般的に用いられているが、競技復帰を目的としたリハビリプロトコルは確立されておらず、競技復帰後も捻挫を繰り返し、骨、軟骨損傷などの二次的障害にまで陥る症例や変形性関節症へ繋がったとされる症例も報告されている<sup>5</sup>。

CAIを有する者は、有さない者に比べ、動的姿勢制御や主観的足関節機能の低下が顕著であり、これらの機能低下は捻挫再発に深く関係している<sup>6</sup>。足趾の機能は、動的姿勢制御や主観的足関節安定性に深く関係していると考えられており、タオル等を用いた足趾トレーニング（タオルギャザートレーニング）はCAI改善のリハビリで一般的に用いられている。しかしながら、過去の研究において足趾トレーニングがこれらにどのような影響を及ぼすのかを検証した例は報告されていない。したがって、本研究は足趾トレーニングが動的姿勢制御と主観的足関節安定性に及ぼす影響について検証した。

## 方法

### 1. 被験者

健康な男子大学生14名14足（身長 $167.2 \pm 5.94$ cm、体重 $64.1 \pm 9.05$ kg、年齢 $19.6 \pm 1.34$ 歳）とし、すべての被験者は、足・膝・股関節においての怪我の経験がない、下肢の骨折や脱臼の経験がない、神経筋系の疾患がない、三半規管の疾患がない、脳震盪を6ヶ月以内に起こしていない、その他、バランスに影響を及ぼす疾患を有していない者とした。また、すべての被験者には研究の趣旨を説明し口頭および書面で同意を得て行った。

### 2. 足趾トレーニング器具

足趾トレーニングは、週3回、4週間（計12回）行った。足趾トレーニング機器は、足趾をグリップに掛け屈曲させることで足趾屈筋群を有効にトレーニングできるように本研究の著者らが作成した。足趾トレーニング機器には、5kgの重りが滑車によって吊るされており、重りとグリップはワイヤーにより繋がられている。（Fig.1）

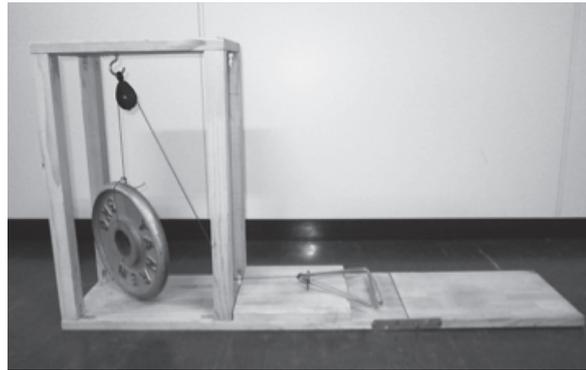


Fig.1. Toe Curl Exercise Machine

### 3. 最大足趾屈曲回数の測定

各被験者は、トレーニングの負荷の設定を行うため、まず最大足趾屈曲回数を測定した。最大足趾屈曲回数の測定にあたり、まず被験者に足趾をグリップにかけた状態から足趾の最大屈曲をしてもらい、最大足趾屈曲位に目印を付けた。被験者は、毎回この目印のまで足趾を屈曲するよう説明を受けた。

実際の測定では、被験者が疲労で目印に到達できなくなるまで、足趾の屈曲を継続させることにより、最大足趾屈曲回数を計測した。各被験者は、裸足で測定を行なった。なお、大腿部などの代償動作を行った場合は、測定を中止し後日やり直した。(Fig.2)

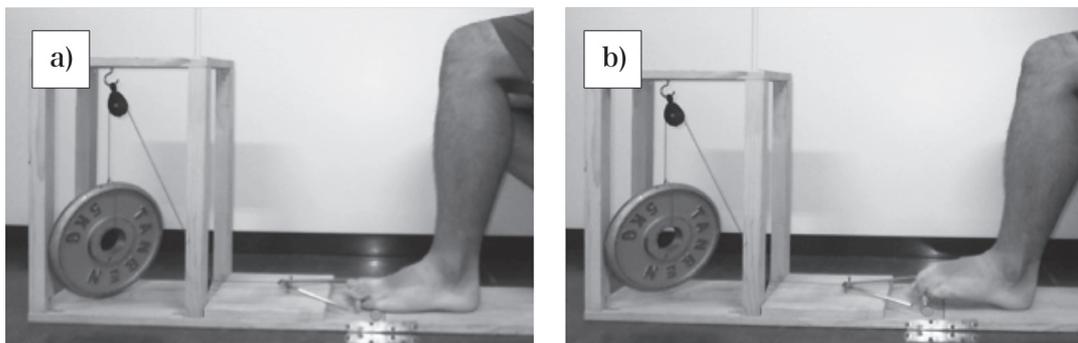


Fig.2. Toe Curl Exercise (a) Start Position、(b) Toe Flexion

### 4. トレーニング負荷の設定

トレーニング負荷の設定は、足趾最大屈曲回数に基づき、実験1週目を足趾最大屈曲回数の50%の回数で3セット、2週目を足趾最大屈曲回数の60%の回数で3セット、3週目を足趾最大屈曲回数の70%の回数で3セット、4週目を足趾最大屈曲回数の80%の回数で3セット行った。(Table 1)

Table 1. Toe Curl Exercise Protocol

	トレーニング負荷	トレーニングセット数	トレーニング回数
1 週目	50%	3 セット	3 回
2 週目	60%	3 セット	3 回
3 週目	70%	3 セット	3 回
4 週目	80%	3 セット	3 回

## 5. 動的姿勢制御の測定法

動的姿勢制御は、Star Excursion Balance Test (SEBT) により測定した。SEBTの測定は以下の手順で行った。1) 3本のテープメジャーをそれぞれの角度が120°となるよう床に固定し、被験者は裸足にて0cmの位置に測定脚の足の中央が来るように両脚立位姿勢をとり、両手を腰に当てる。(Fig.3) 2) 被験者はこの両脚立位姿勢から、測定脚を立位脚とした片脚立位姿勢を取り、バランスを保ちながら非測定脚をテープメジャーに触らないように最大限リーチし、つま先でテープメジャー上を軽くタッチする。3) タッチをしたらバランスを崩さないように元の両脚立位姿勢に戻る。

動作中にバランスを崩したり、手が腰から離れたり、立位脚の踵が浮いたり、立位脚の足がずれたり、リーチ脚のつま先に体重がかかったりした時はやりなおした。被験者は、前方、後内側、後外側の3方向に張られたテープメジャー上でのリーチをそれぞれ3回ずつ行い、測定者はリーチ距離を記録し平均化した。(Fig.4) 平均化された測定値は、被験者の脚長で除し標準化し、その値をPercent Maximum Reaching Distance (% MAXD) とした。脚長は被験者の上前腸骨棘から足首の内果までの距離とした。被験者は測定前に各方向6回ずつの練習をし、測定動作に慣れてから測定を行なった。SEBTは4週間のトレーニング前後に測定された。



Fig3. SEBT Starting Position

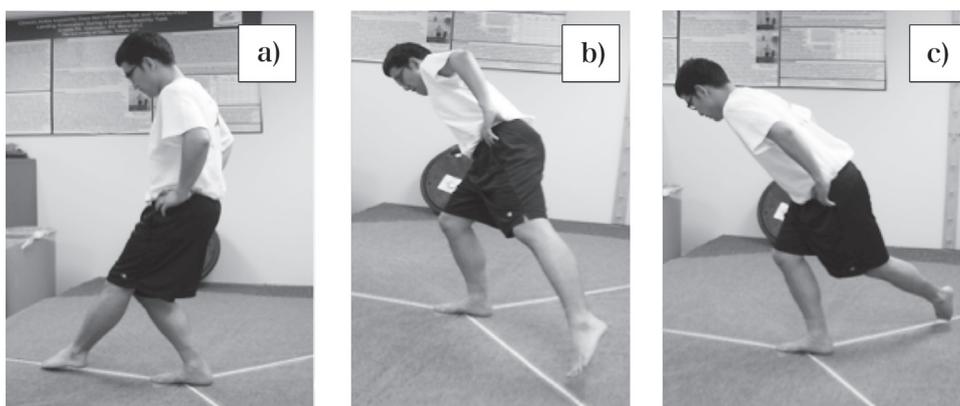


Fig4. a) Anterior, b) Posteromedial, c) Posterolateral

## 6. 主観的足関節安定性の評価法

主観的足関節安定性の評価は、SEBT前方、後内側、後外側へのリーチ動作時の足関節の安定性を、被験者自身が5段階（1.不安定である、2.やや不安定である、3.安定している、4.とても安定している、5.かなり安定している）で評価することにより測定した。

## 7. 統計処理

動的姿勢制御と主観的足関節安定性の測定項目の値を平均及び標準偏差で表し、対応のあるt検定を行なった。有意水準を5%未満とした。また、臨床的妥当性を検証するためにCohen's dを用いた効果量を算出した。効果量の基準はCohenのガイドライン<sup>7</sup>に従い、0.4以下はSmall、0.41から0.7はMedium、0.7以上はLargeとした。なお、効果量はd値 (Cohen's d) で示した。

## 結 果

動的姿勢制御では、SEBTで測定した3方向すべてにおいて、トレーニング後の有意な向上が見られた。また、効果量も3方向すべてにおいてLargeを示した。(Table.2)

主観的足関節安定性では、SEBTでの3方向へのリーチ動作後に評価した結果、3方向すべてにおいてトレーニング後の有意な向上が見られた。また、効果量も3方向すべてにおいてLargeを示した。(Table.3)

Table 2. Dynamic Postural Control (% MAXD) :Comparisons of Pre- and Post-Training

	Pre	Post	P 値	d 値
Anterior	0.90±0.06	0.97±0.05	0.01*	-1.2
Posteriormedial	1.02±0.08	1.10±0.08	0.01*	-1.0
Posterolateral	0.91±0.11	1.02±0.10	0.01*	-1.0

(\*P<0.05)

Table 3. Self-reported Ankle Stability during SEBT: Comparisons of Pre- and Post-Training

	Pre	Post	P 値	d 値
Anterior	3.21±0.80	4.14±0.63	0.01*	-1.3
Posteriormedial	3.79±0.70	4.54±0.54	0.01*	-1.2
Posterolateral	2.39±0.84	3.79±0.67	0.01*	-1.8

(\*P<0.05)

## 考 察

本研究の目的は、足趾トレーニングが動的姿勢制御と主観的足関節安定性に及ぼす影響について検証することであった。測定の結果、足趾トレーニングは動的姿勢制御及び主観的足関節安定性を有意に向上させることが証明された。

足趾トレーニングにより鍛えられた筋は足趾の屈筋群であり、長趾屈筋、長母趾屈筋、短母趾屈筋、短趾屈筋などが挙げられる。長趾屈筋と長母趾屈筋は足部外在筋であり、起始を脛骨に持ち足関節内果後方を通り足趾末節骨底に停止する。したがって、これらの筋は足趾の屈曲に作用するだけでなく、足関節の底屈や内反にも作用する。<sup>8</sup> 短母趾屈筋と短趾屈筋は足骨に起始と停止を持つ内在筋であり、これらの筋は足根骨に起始を持ち基節骨または中節骨に停止する。ゆえに、短母趾屈筋と短趾屈筋は中足指節間関節の屈曲に作用し、同時に足部のアライメント保持やアーチコントロールにも大きく作用する。<sup>8</sup> 4週間(計12回)の足趾トレーニングはこれら外在筋と内在筋を鍛えることにより、足部と足関節の安定性を高め動的姿勢制御と主観的足関節安定性の向上に寄与したと考えられる。

また、被験者の中には実験開始時には足趾を動かすことに不慣れな者がいたが、トレーニングを続

ける中で少しずつ足趾の動かし方や足趾屈曲時の力の入れ方を学習し、数週間でしっかりとした足趾屈曲が出来るようになった。これは足趾屈筋群の神経筋コントロールの向上であり、足趾トレーニングの重要な効果の一つだと考える。

SEBTの動作は、前方、後内側、後外側と3方向に最大リーチを行う測定法であり、安定したリーチ動作を行うには、足趾で地面をしっかりと踏ん張るグリップ力が重要であると考えられる。篠原ら<sup>9</sup>の先行研究では、足底にグリップの付いた五本足趾靴下を使い、動的姿勢制御と主観的足関節安定性を測定した。測定の結果、裸足と通常の靴下との比較において、動的姿勢制御と主観的足関節安定性の有意な向上が見られた。本研究では、足趾トレーニングによるグリップ力の向上がSEBTにおける最大リーチの向上に影響を及ぼし、同時に足関節の安定感の向上にも繋がったと考える。

### 本研究の臨床における重要性

足関節捻挫のリハビリテーションにおいてタオルを用いた足趾のトレーニング（タオルギャザートレーニング）は頻繁に行われているが、このようなトレーニングが身体動作にどのような変化をもたらすのかという研究報告は非常に限られていた。本研究では、足趾のトレーニングが、動的姿勢制御と主観的足関節安定性の向上に効果的であるという具体的なトレーニング効果を証明することが出来たことにおいて、足関節捻挫のリハビリテーションを行う際の有用な情報を提供できたのではないかと考える。また、タオルギャザートレーニング等を用いた臨床での足趾トレーニングは、これまで研究報告が少なかったこともあり、重要性が十分認識されておらず明確な根拠を持って指導が出来ていないこともあったのではないかとと思われる。本研究は、このような臨床で一般的に行われているリハビリテーション・トレーニング指導における指導の根拠（エビデンス）を示すことが出来たという点でも重要であったと考える。

また、将来の研究では慢性足関節不安定症などの足関節に障害をもつ被験者に対して足趾トレーニングがどのような影響を及ぼすかを検証し、さらに臨床におけるトレーニング・リハビリテーション指導の際に有用なエビデンスを構築していくことが重要だと考える。

### 結 論

本研究では足趾トレーニングが動的姿勢制御と主観的足関節安定性に及ぼす影響について明らかにすることを目的とした。研究の結果、足趾トレーニングは動的姿勢制御及び主観的足関節安定性を向上させることが証明された。将来の研究では、慢性足関節不安定症などの足関節に障害を持つ被験者を対象とした研究が必要である。

### 参考文献

- 1) Garrick J. (1977) : The frequency of injury, mechanism of injury, and epidemiology of ankle sprains. *Am. J. Sports Med.*,5 (6) :241-242.
- 2) Lowe M. (1993) : Basketball injuries to the ankle. *Medicine Exercise Nutrition and Health*,2 (5) :247-251.
- 3) Yeung M, Chan K, So C, Yuan W. (1994) : An epidemiological survey on ankle sprain. *Br. J. Sports Med.*,28 (2) :112-116.
- 4) Gerber J, Williams G, Scoville C, Arciero R, Taylor D. (1998) : Persistent disability associated with ankle sprains: A prospective examination of an athletic population. *Foot Ankle Int.*,19 (10) :653-660.

- 5) Valderrabano V, Hintermann B, Horisberger M, Fung T. (2006) : Ligamentous posttraumatic ankle osteoarthritis. *Am. J. Sports Med.*, 34 (4) :612-620.
- 6) Hertel J. Functional anatomy, pathomechanics, and pathophysiology of lateral ankle instability. (2002) : *J. Athl. Train.*, 37 (4) :364-375.
- 7) Cohen J. (1988) : *Statistical power analysis for the behavioral sciences*. 2nd ed. Hillsdale, NJ: L. Erlbaum Associates, pp24-27.
- 8) 嶋田智明・平田総一郎 監. *筋骨格系のキネシオロジー*. 東京: 医歯薬出版株式会社; 2005. pp.531-545
- 9) Shinohara J, Gribble P. (2013) : Effects of five-toed socks with multiple rubber bits on the foot sole on static postural control in healthy young adults. *J. Phys. Fitness Sports Med.*,2(1) :135-141.

## 九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学 生涯学習研究センター紀要 執筆要項

生涯学習研究センターでは、論文募集を年1回行う。  
論文の投稿手続きは、右図をご参照ください。

### 1. 発行

九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学生涯学習研究センター（以下「センター」という）の紀要として生涯学習に関連する研究成果を発表するため、論文募集を年に1回おこない、3月末日を発行日とする。

### 2. 投稿資格

本紀要の投稿資格者は、①本学教育職員、②本学の非常勤講師、③前述以外の者で本紀要編集委員会が特に認めた者とする。

### 3. 掲載形態

招待論文、総説、原著（実践研究を含む）、書評に分けて掲載する。よって、著者は前もってその形態を明示する。

### 4. 編集

1) 紀要の編集・発行のために編集委員会（以下「委員会」という）を設ける。

委員会は、センターの運営委員会並びに兼任教育職員から各大学が1名を選出し、委員長はセンターの所長をもってあてる。

2) 投稿論文は査読をおこなうこととし、委員長が指名した査読者に対して委員長名で依頼する。

3) 委員会は査読結果に基づき、投稿論文の掲載の可否を決定する。

### 5. 執筆要項

1) 原稿内容は、未刊行のものに限る。

2) 原稿内容は、センターで学ぶ人など多くの人が理解できるように、極力専門用語を避け、平易な文章で作成する。

3) 言語は、日本語（原則として常用漢字、現代仮名遣い、算用数字を使用）又は英語とする。

4) 原稿用紙は、A4版の縦置き横書きを原則とし、Microsoft Wordで作成した文書とする。

5) 投稿原稿は、図表・注記・参考文献等を含め、1頁あたり40字×40行の一段組で原則とし、フォントサイズ10.5ptで作成し10枚以内とする。

6) 投稿原稿1枚目には、和文タイトル・著者名・所属・欧文タイトル・欧文著者名・欧文所属を掲載する。なお、原著（実践研究を含む）の場合は、その後に欧文アブストラクト（300語以内）を加える。

7) 欧文アブストラクトは、必要に応じて欧文に精通している者が点検済みのものを提出する。

8) 注は、本文の末尾または参考文献の前に一括して入れ、本文中の該当箇所の右肩に1)、2)のように番号を付す。

9) 参考文献は、必要があればまとめて注の後に番号を付けて列挙する。なお、注及び参考文献は、原則として、著者名、論文名、書名、雑誌名、発行所、巻数、出版年、頁の順に記す。

10) 本文見出し番号の打ち方は、次のとおりとする。なお、大きい見出しには1行あける。

I、II、III、……

1、2、3、……

(1)、(2)、(3)……

①、②、③、……

a、b、c、……

11) 投稿原稿は完成原稿とし、校正は3校を原則とする。なお、校正は必要最小限の訂正・修正にとどめ、改行、改ページにわたる修正は認めない。

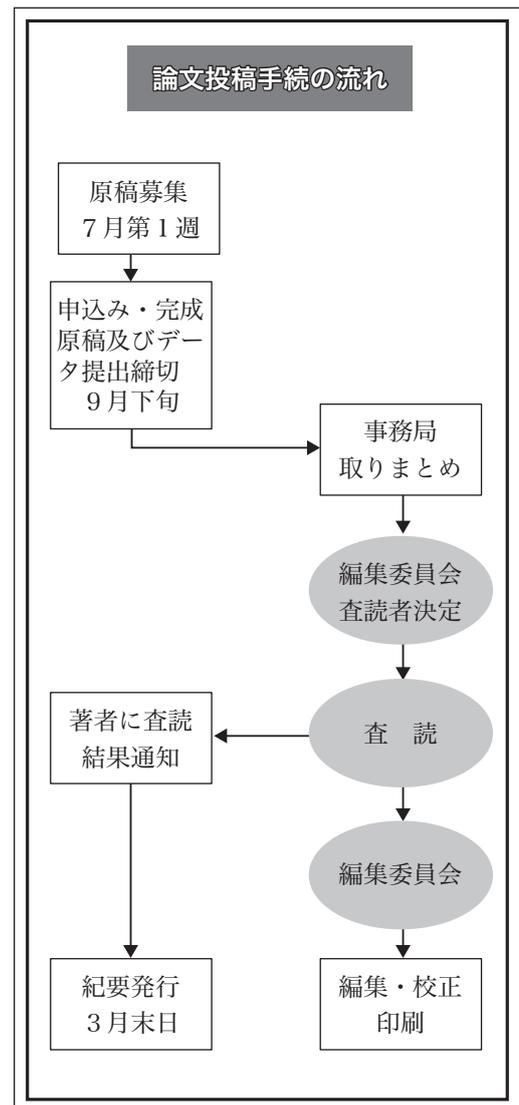
### 6. 原稿の受付と締切り

1) 原稿の募集案内は、毎年度7月第1週とする。

2) 投稿原稿の申込締切りは指定された9月下旬とし、同時に執筆要領に沿って執筆された完成原稿及びデータをセンターに提出する。

### 7. 「複製権」「公衆送信権」の行使委託承認について

執筆者は、投稿にあたり、研究紀要公開のために紀要原稿に関する「複製権」「公衆送信権」の行使を生涯学習研究センターが指定する機関・業者に委託することを承認することを前提とする。



九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学  
生涯学習研究センター紀要 第19号

編集委員会

《 委員長 Chairman 》

坂井 充 生涯学習研究センター 所長  
九州共立大学スポーツ学部 教授

Mitsuru SAKAI

Director, The inter-University Lifelong Learning Research Institute  
Professor, Department of Sports Science, Faculty of Sports Science,  
Kyushu Kyoritsu University

《 委員 Committee Member's 》

富田 純史 九州共立大学スポーツ学部 教授

Yoshifumi TOMITA

Professor, Department of Sports Science, Faculty of Sports Science,  
Kyushu Kyoritsu University

細井 陽子 九州女子大学家政学部 講師

Yoko HOSOI

Assistant Professor, Department of Nutrition, Faculty of Economics,  
Kyushu Women's University

大庭 茂美 九州女子短期大学子ども健康学科 教授

Shigemi OBA

Professor, Department of Childhood Care and Education,  
Kyushu Women's Junior College

制作協力者：生涯学習研究センター職員

Assistants to the Editor

The Inter-University Lifelong Learning Research Institute staff

〒807-8585 北九州市八幡西区自由ヶ丘 1-8  
九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学

生涯学習研究センター

TEL& FAX 093-691-6550 E-mail [longlife@kwuc.ac.jp](mailto:longlife@kwuc.ac.jp)  
<http://www.kwuc.ac.jp/longlife/>

投稿に関する規約等は紀要の最終ページに記載されている  
本時の記事内容に関しての責任と著作権は著者に帰属する

平成26年3月31日印刷

平成26年3月31日発行

九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学  
生涯学習研究センター紀要 第19号

発行者 九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学  
生涯学習研究センター

〒807-8585 北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8  
TEL&FAX(093)691-6550

印刷所 有限会社 秀文社印刷

〒804-0013 北九州市戸畑区境川二丁目3-3  
TEL(093)883-1234

KYUSHU KYORITSU UNIVERSITY・KYUSHU WOMEN'S UNIVERSITY  
KYUSHU WOMEN'S JUNIOR COLLEGE

# BULLETIN OF THE INTER-UNIVERSITY LIFELONG LEARNING RESEARCH INSTITUTE

## No.19

## INDEX

### ■ REVIEW PAPER ■

Two plants of Manyoushuu—Yamatachibana and Asituki ..... Masafumi ABE..... 1

### ■ ORIGINAL ARTICLES ■

The Beliefs of Japanese Learners in Japanese Listening Learning: ..... Qin HUANG.....11  
Focus on Japanese Majors at Changsha University  
Yanhua TANG

Guidance on Japanese Prolonged Sound for China's beginners: ..... Xia JUN.....23  
Based on Questionnaire  
Ding FENG

ON THE DESIGN OF A SYSTEM FOR THE FORMATION AND USE ..... Katsuya FURUICHI .....33  
OF LEARNERS BASED ON THE EVALUATION OF LEARNING RESULTS  
Nazario BUSTOS  
—A COMMUNITY—BASED VIRTUOUS CIRCLE SYSTEM—

READING NANKICHI NIIMI AS A LIFELONG LEARNING ..... Keiko OGIHARA.....49

Sociological consideration about "The quality of life" of Terminal cancer patient ..... Tomohiro FUJIWARA.....61  
—Comparison of hospice and alternative medicine—

Activity report of Kyushu Kyoritsu University Re-conditioning room ..... Yasutaka TATSUMI .....73  
—Focusing on injury prevention—

Effects of Toe Curl Exercise on Dynamic Balance and Self-Reported Ankle Stability ..... Junji SHINOHARA .....79  
Hitoshi FUJII  
Takanobu HIROSE

## 2014年